

令和4年2月17日提出

令和4年第1回

小金井市議会定例会議案

(写)

小議発第156号

令和4年2月10日

小金井市議会議員 様

小金井市議会議長

鈴木 成 夫

令和4年第1回小金井市議会定例会の招集について（通知）

本日付で告示をした旨市長から通知がありましたので通知します。

なお、下記の案件が送付されておりますので送付します。

記

令和4年度施政方針

報告第1号 小金井市土地開発公社の経営状況について

報告第2号 専決処分の報告について

議案第1号 令和3年度小金井市一般会計補正予算（第15回）

議案第2号 令和3年度小金井市一般会計補正予算（第16回）

議案第3号 令和3年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）

議案第4号 令和3年度小金井市介護保険特別会計補正予算（第2回）

議案第5号 令和3年度小金井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）

議案第6号 令和3年度小金井市下水道事業会計補正予算（第1回）

議案第7号 令和4年度小金井市一般会計予算

議案第8号 令和4年度小金井市国民健康保険特別会計予算

議案第9号 令和4年度小金井市介護保険特別会計予算

議案第10号 令和4年度小金井市後期高齢者医療特別会計予算

議案第11号 令和4年度小金井市下水道事業会計予算

議案第12号 教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

議案第13号 教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

議案第14号 小金井市行財政改革審議会条例

- 議案第15号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第18号 小金井市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第19号 障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の一部を改正する条例
- 議案第20号 小金井市青少年の健全な育成環境を守る条例を廃止する条例
- 議案第21号 小金井市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第22号 小金井市芸術文化振興条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 小金井市緑地保全及び緑化推進条例の一部を改正する条例
- 議案第24号 小金井市住宅増改築資金の融資に関する条例を廃止する条例
- 議案第25号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約
- その他 工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

なお、

○ 議案第31号長期総合計画基本構想の策定についての訂正
は、市長から送付され次第、後日送付します。

議 長 報 告

1 東京都市議会議長会定例総会について

令和3年11月22日（月）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶の後、議事に入り、次の報告事項及び協議事項を承認した。

(1) 報告事項

ア 会務報告

イ 全国市議会議長会第159回地方行政委員会の会議結果について

ウ 令和3年度日中友好交流事業について

エ 全国市議会議長会 副会長・監事・部会長の補欠選任結果について

オ 関東市議会議長会支部長会議の会議結果について

カ 東京市町村総合事務組合議会第2回定例会の会議結果について

キ 第234回東京都都市計画審議会の会議結果について

ク 関東市議会議長会第1回理事会の会議結果について

ケ 全国市議会議長会第225回理事会・第111回評議員会合同会議の会議結果について

コ 全国市議会議長会第172回建設運輸委員会の会議結果について

(2) 協議事項

ア 令和4年度東京都市議会議長会事業計画（案）について

イ 令和4年度東京都市議会議長会歳入歳出予算（案）について

ウ 令和4年度東京都市議会議長会関係役員（案）について

エ 令和3年度東京都市議会議員研修会について

(3) その他

ア 令和3年度東京都市議会議長会事業日程

一部事務組合議会等活動状況報告

1 昭和病院企業団議会

選出議員 湯沢綾子議員 たゆ久貴議員

2 湖南衛生組合議会

選出議員 宮下誠議員 森戸よう子議員

3 東京都十一市競輪事業組合議会

選出議員 斎藤康夫議員 渡辺大三議員

4 東京都六市競艇事業組合議会

選出議員 斎藤康夫議員 渡辺大三議員

5 東京都後期高齢者医療広域連合議会

選出議員 五十嵐京子議員

6 浅川清流環境組合議会

選出議員 清水がく議員 水谷たかこ議員 村山ひでき議員 渡辺ふき子議員

※ 今回の一部事務組合議会等活動状況報告は、令和3年11月9日から令和4年1月27日までに開催された各議会の報告である。

昭和病院企業団議会活動状況報告

1 企業団議会開催状況

令和3年11月24日（水） 令和3年第2回定例会

2 会議の概要

令和3年11月24日（水） 令和3年第2回定例会

行政報告4件及び議案3件を審議した。

(1) 行政報告

- 1 令和3年度公立昭和病院4～9月期取扱患者実績について
- 2 令和3年度昭和病院企業団病院事業会計4～9月期収支概況について
- 3 令和2年度公立昭和病院中期計画の点検・評価について
- 4 公立昭和病院における新型コロナウイルス感染症対応等について

以上4件については、いずれも了承した。

(2) 議案

議案第9号 昭和病院企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

議案第10号 昭和病院企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

以上2件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

議案第11号 令和2年度昭和病院企業団病院事業決算の認定について
慎重審議の結果、認定することと決定した。

湖南衛生組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

令和3年11月19日（金） 令和3年第2回定例会

2 会議の概要

令和3年11月19日（金） 令和3年第2回定例会

議案5件を審議した。

議案第5号 令和2年度湖南衛生組合歳入歳出決算の認定について
慎重審議の結果、認定することと決定した。

議案第6号 湖南衛生組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

議案第7号 湖南衛生組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

議案第8号 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び
東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について

議案第9号 令和3年度湖南衛生組合歳入歳出補正予算（第2回）

以上4件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

東京都十一市競輪事業組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

令和3年11月12日（金） 令和3年第2回定例会

2 会議の概要

令和3年11月12日（金） 令和3年第2回定例会

議案1件を審議した。

第10号議案 令和2年度東京都十一市競輪事業組合一般会計歳入歳出決算の認定について

慎重審議の結果、認定することと決定した。

東京都六市競艇事業組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

令和3年11月12日（金） 令和3年第2回定例会

2 会議の概要

令和3年11月12日（金） 令和3年第2回定例会

議案4件を審議した。

第1号報告 令和2年度東京都六市競艇事業組合モーターボート競走事業会計
決算に基づく資金不足比率の報告について

慎重審議の結果、承認することと決定した。

第1号認定 令和2年度東京都六市競艇事業組合モーターボート競走事業会計
決算認定について

慎重審議の結果、認定することと決定した。

第10号議案 東京都六市競艇事業組合職員の給与に関する条例の一部を改正す
る条例

第11号議案 令和3年度東京都六市競艇事業組合モーターボート競走事業会計
補正予算（第1号）

以上2件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

東京都後期高齢者医療広域連合議会活動状況報告

1 広域連合議会開催状況

令和3年11月30日（火） 第2回定例会

2 会議の概要

令和3年11月30日（火） 第2回定例会

広域連合長提出議案10件を審議した。

同意第5号 東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について

清水耕次氏（識見を有する者）を選出することに同意した。

認定第1号 令和2年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

以上2件については、いずれも慎重審議の結果、認定することと決定した。

議案第6号 東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

議案第7号 東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第8号 訴えの提起について

議案第9号 訴えの提起について

議案第10号 訴えの提起について

議案第11号 東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第12号 東京都後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

以上7件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

浅川清流環境組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

- (1) 令和3年11月11日（木） 令和3年第2回定例会
- (2) 令和4年 1月27日（木） 令和4年第1回定例会

2 会議の概要

- (1) 令和3年11月11日（木） 令和3年第2回定例会

議案3件を審議した。

議案第5号 浅川清流環境組合財政調整基金条例の制定について

慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

議案第6号 令和2年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定について

慎重審議の結果、認定することと決定した。

議案第7号 令和3年度浅川清流環境組合一般会計補正予算（第1号）

慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

- (2) 令和4年1月27日（木） 令和4年第1回定例会

議案2件を審議した。

議案第1号 令和4年度浅川清流環境組合一般会計予算

議案第2号 令和4年度浅川清流環境組合構成団体負担金について

以上2件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

令和4年度

施政方針

令和4年2月17日

小金井市長 **西岡真一郎**

目 次

1 はじめに	1
2 令和4年度予算の概要及び市政運営の基本政策	3
3 むすびに	9

1 はじめに

令和4年第1回市議会定例会の開会に当たり、令和4年度の市政運営方針につきまして所信を申し述べ、市政運営の推進のため、市民の皆様及び市議会議員各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症による市民生活への影響は令和3年度も続き、災害級とも言われた第5波では、病床がひっ迫するなど深刻な事態となりました。9月中旬以降、感染者数は落ち着き、経済活動等が再開されてきましたが、昨年末頃からオミクロン株による感染者が急増し、非常に厳しい状況が続いています。本市においては、この間、緊急対応方針を第7弾まで策定し、「いのちを守る」、「くらしを守る」、「地域を守る」、「市民サービスの基盤を守る」ための取組を継続し、特にワクチン接種については最重要と位置付けて接種の促進を図ってまいりました。3回目接種については、本市では2回目接種から6か月を経過した方が接種できるよう前倒しを進め、順次接種券を発送しております。5歳から11歳への接種についても、国からのワクチン供給を受けられ次第、接種できるように準備してまいりました。今後も、早期かつ安全なワクチン接種に努めてまいります。

今後の経済見通しについて、令和4年度中にコロナ禍前の水準に戻るという予測なども見られますが、オミクロン株の拡大による行動制限の強化などにより、大きく下振れするリスクもございます。いずれにしましても、今しばらくの間は新型コロナウイルス感染症への対応を最優先とする生活が続くことを覚悟しなければなりません。引き続き、状況を注視し適切な対応に努めてまいります。

令和4年度の本市の新型コロナウイルス感染症への対策につきましては、まず、令和2年3月から通算100回を超える会議を開催してまいりました「新型インフルエンザ等対策本部部会」を当面の間、週1回の開催を継続し、迅速な情報共有や庁内体制の構築により、適切な対応を図ってまいります。感染拡大防止の面では、3度目のワクチン接種を速やかに実施するとともに、感染拡大を防止する行動に向けた正しい情報の周知などを継続してまいります。また、様々な状況にある市民の皆様の暮らしを守るための支援、感染症の影響を受けている事業者の皆様への支援、市の主催事業や市内小中学校を始めとする公共施設における対応など、必要な取組を適切に行ってまいります。

そして令和4年度は、今後の市政を着実に推進していくため、大きな課題についてその道筋を明確にすべき非常に重要な1年と捉えています。コロナ禍にあっても、庁舎等複合施設建設、本庁舎跡地等の活用を含む公共施設マネジメントなど、今後の全

市的なまちづくりの具体化に向けて一步一步進めていかなければなりません。現実的な見通しをお示しできるよう鋭意取り組んでまいります。

また、本年1月1日には、小金井市気候非常事態宣言を発出いたしました。本市の魅力であるみどり豊かな自然環境を将来世代へと責任を持って引き継いでいくため、今まさに非常事態となっていることを認識し、今すぐ行動しなければなりません。御家庭でできる省エネ対策の一つとして、市民の皆様に対して断熱窓への改修費の一部を補助し、普及促進を図ります。また、本年1月から、市役所本庁舎、西庁舎及び中間処理場工場棟などの電力を再生可能エネルギー100%に切り替えるなど、地球温暖化防止に向けた取組を進めております。2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指し、積極的な取組に御協力をお願いいたします。

続いて、本市の主要な事業について申し上げます。

庁舎等複合施設建設事業につきましては、本市の将来のため実現しなければならない重要な事業です。災害時における、強固で安全性の高い庁舎を整備することを求める市民の皆様の声、早期に新福祉会館をとという市民の皆様の声を受け、実施設計、施工へ向けた準備を進めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行はいまだ収束しておりません。市議会で可決された決議や多様な御意見の趣旨を尊重し、検討してまいりますので、お時間をいただいているところです。事業を推進するためには中長期的な視点から市政運営に努めなければならないと考えています。

公共施設マネジメントにつきましては、令和3年度は個別施設計画の内容を反映させる等、内容の見直しと充実を図るため、公共施設等総合管理計画の改定に取り組んでまいりました。今後は、公共施設マネジメントの3つの基本原則である総量抑制、PPPの活用、保有資産の有効活用への取組を進めるべく、庁舎等複合施設建設に伴う跡地等の効果的な活用に向けた方針を検討するとともに、教育委員会とも連携し、施設の老朽化対策、最適化への取組を進めてまいります。

本市では、循環型都市「ごみゼロタウン小金井」を目指し、発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組んでいるところです。可燃ごみの処理につきましては、浅川清流環境組合の可燃ごみ処理施設が稼働3年目を迎えます。施設周辺にお住まいの皆様を始め、関係者の皆様の御負担を軽減するため、更なるごみの減量及び資源化の推進等、本市に与えられた役割と責任を誠実に果たしてまいります。本年8月1日には、二枚橋焼却場跡地に整備する不燃・粗大ごみ積替え・保管施設が完成し稼働を開始する予定です。あわせてリユース品の販売事業を開始するとともに、リユース及びリサ

イクルを体験できる工房を併設し、ごみ減量の意識向上を図ってまいります。中間処理場に整備する資源物処理施設については、令和6年度中の本格稼働を目指し、設計及び工事区域内の建物の解体を進めます。

行財政改革につきましては、第一次行財政改革大綱から令和3年3月で終了した行財政改革プラン2020まで、約四半世紀にわたり取り組んできました。この間、歳入の確保、歳出の削減、職員数の削減を中心に、全庁を挙げて取り組んできた結果、市税の収納率が向上するとともに、人件費比率も26市平均程度となり、子育て施策等へ戦略的に経営資源の配分を行ってまいりました。しかし、従前からの課題に加え、人口減少社会の進行や新型コロナウイルス感染症の影響等により社会は急速に変容しており、市民サービスの向上及び持続可能な財政運営のため、改めて行財政改革に取り組む必要があります。このことから、市の制度や組織そのものの改革を強固な基盤として行財政改革に取り組んでまいります。

また、まちづくりを着実に推進していくためには、最上位計画である基本構想の下、総合的かつ計画的に取り組むことが欠かせません。令和3年第2回定例会にて第5次基本構想の議案を提出し、御審議をいただいているところでございますが、現在の社会経済状況を踏まえ、政策、施策の着実な推進に努めてまいります。

2 令和4年度予算の概要及び市政運営の基本政策

令和4年度予算の概要及び市政運営の基本政策について、申し上げます。

本市の市政運営は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現、小金井市パートナーシップ宣誓制度の実施、市の将来像を次世代に引き継げるまちへの誇りや愛着の醸成に取り組んでまいりました。そして、令和4年度予算編成は、新型コロナウイルス感染症により大きく変化した生活を的確に捉え、危機からの回復のため、「ポストコロナ」の新しい生活様式の実践とともに持続的な成長基盤の構築に向けた予算として編成しました。

その結果、この間の子育て環境日本一を目指した、子育て・子育て・教育環境の向上、高齢者福祉の充実等の取組もあり、民生費は、平成27年度決算と比較して約74億円増の約249億円となり、一般会計予算総額の50%を超えています。

本市の財政状況は、起債の抑制と基金の積立てを積極的に行い、持続可能な財政運営の構築に努めてきた結果、令和2年度決算において経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率等は改善されてきましたが、令和3年度は、普通交付税交付団体となり、さらに、新型コロナウイルス感染症への対応を最優先としなければならないことから、

厳しい財政状況であることが明らかであり、財政規律を緩めることなく、市民から信頼される市政の実現に向けて、コンプライアンスの推進にも努めていかなければなりません。心配された市税収入については、コロナ禍以前と比較して大きな落ち込みはないものの、引き続き注視が必要です。令和4年度予算は、一般会計466億8,800万円、前年度対比13億3,800万円、3.0%の増、特別会計及び公営企業会計を合わせた全会計では714億3,690万円で、前年度対比21億7,347万7千円、3.1%の増となり、一般会計及び全会計において過去最大の予算規模となりました。詳しくは、本定例会に御提案申し上げております各会計別予算案の中で、御説明申し上げます。

それでは、第5次基本構想案に掲げる6つの政策の柱に沿いまして、方針や予定する取組の概要について申し上げます。

はじめに、環境と都市基盤の分野では、「自然と都市が調和した人に優しいまち」を目指し、取組を進めてまいります。

現在策定中の都市計画マスタープランにもお示ししておりますとおり、これまで推進してきた駅周辺の利便性向上や無電柱化の取組などに加えて、地域の生活を支える地域拠点の形成にも力を注がなければなりません。少子高齢化への対応、生活利便性の維持向上、地域経済活動の活性化などの点から、「歩いて暮らせるまちづくり」の実現に向けて、今取り組まなければならないと考えており、具体的な検討を進めてまいります。あわせて、次世代に誇れる自然と都市が調和したまちづくりのために、「みどりをいかす」取組を充実してまいります。

東小金井駅北口では土地区画整理事業を着実に推進するとともに、梶野公園南側の芝生による緑化など、都市計画道路3・4・16号線に合わせた整備を行い、更なる魅力向上を図ります。武蔵小金井駅北口では市街地再開発事業等に向けたまちづくりの検討がされており、適切な支援を継続してまいります。

また、脱炭素社会に向けた流れの加速を目指し、温室効果ガス排出量の削減を図るため、電気自動車などの次世代自動車の普及促進に向けた新たな補助金を交付するとともに、市内の緑化を更に推進するため、敷地面積が200㎡以上の建築行為に対して、新たに緑化指導を行います。さらに、環境啓発事業として子ども環境ワークショップや森林教育を行い、子どもたちに向けても意識啓発を図ってまいります。

地域と経済の分野では、「安心して過ごせる暮らしやすいまち」を目指し、取組を進

めてまいります。

産業・観光の分野においては、令和4年度から始まる産業振興プランに基づき、数多くの魅力が生み出され、日常的にその魅力に触れることができる活気のあるまちづくりを目指し、生活都市にふさわしい産業振興に取り組みます。コロナ禍により自宅近くで過ごす時間が増えたことを地元商業等に目が向く好機と捉え、商工会や商店会連合会の皆様と連携して商業振興策を推進してまいります。また、観光まちおこし協会を中心に公園や農地など身近なオープンスペースを活用する「こがねいコモンズ」の取組を推進し、大規模イベントのみに頼らない多様なまちの賑わいを創出してまいります。

農業振興の分野につきましては、令和4年度から始まる農業振興計画に基づき『「魅力」、「豊かさ」、「笑顔」溢れる都市農業のまち 小金井』を目標とする将来像に掲げ、担い手不足、農地の減少などの課題にJA東京むさしを始めとした関係機関の皆様と連携して対応してまいります。地場産農産物の学校給食への利用拡大に加え、農地の持つ多面的機能を最大限に活用し市民の皆様が農業・農地を身近に感じていただけるような取組も推進してまいります。また、本年3月には武蔵小金井駅至近に観光まちおこし協会が運営する「わくわく都民農園小金井」が開園いたします。農・商、農・福連携など新たな取組が展開されることについて大いに期待しておりますし、市といたしましても可能な限り支援をしてまいります。

災害対策につきましては、予防から応急・復旧までの実効性を更に向上させる観点から、各種災害への備え及び感染症対策や最新の動向を踏まえ、地域防災計画の修正を行ってまいります。国土強靱化地域計画も合わせ、市民の皆様が安全で安心して生活できるよう、消防団員の皆様のお力も借りながら、取り組んでまいります。

子どもと教育の分野では、「心豊かにのびのびと子どもが育つまち」を目指し、まち全体の総合力による、子育て・子育て・教育環境の向上に取り組んでまいります。

全ての子どもの権利を保障し、その命と心を守るため、子どもが相談しやすく、かつ、迅速で適切な救済を図れる体制づくりが課題と考えています。令和3年第4回定例会において議案を提出いたしましたとおり、子どもオンブズパーソンを設置し、取組を進めてまいります。

保育におきましては、引き続き待機児童解消のため、本年4月に4園の新規開園などにより、260人超の定員増を図ります。しかしながら、昨年4月の空き定員の状況や今後見込まれる年少人口の減少なども考慮しますと、今後の新たな保育園の開設

は、慎重に判断すべきと考えているところです。多様なニーズへの対応や保育の質の維持・向上の視点を重視し、すこやか保育ビジョンに基づき、保育の質のガイドラインの周知・啓発に加え、保育士研修をより一層充実させるとともに、医療的ケア児が安全に保育園生活を送れるよう、訪問看護を活用した体制整備を図るなど保育施策の充実を図ってまいります。

また、学童保育所の利用者は今後もしばらくの間増加する見込みであり、全入維持を堅持しつつ、児童の安全性、保育の質の確保等を踏まえ、学校施設内の施設併用利用や民間施設の活用及び民設民営を推進するなど、緊急対策の必要なところから柔軟な方法で環境整備を進めてまいります。

義務教育就学児医療費助成につきましては、現在の小学生に加えて、令和5年10月から、中学生についても保護者の所得制限の廃止に向け準備を進めてまいります。

次に学校教育についてです。一人ひとりの子どものその子らしさを最大限伸ばす教育を目指した明日の小金井教育プランの実現に向けて、様々な施策を充実させてまいります。

全ての子どもが「笑顔いっぱい、わくわくいっぱい」で学べるようにするため、教員の働き方改革を更に推進します。また、適時に学校の情報発信ができるシステムの導入や、学校ホームページのセキュリティの強化とともに、小金井GIGAスクール構想に基づく取組を更に推進してまいります。

子どもの人権については、いじめの早期発見・早期対応に確実に取り組めるよう、令和3年度に設置したいじめ問題対策委員会において、学校における対策をしっかりと検討し改善できるようにします。環境教育については、子どもたちが自分たちでできることを対話を通して考え、今できる精一杯の活動をすることを目指す、「ハチドリプロジェクト」に取り組みます。

子どもの多様な学びの場を保証するために、令和3年度から東京学芸大学内にもくせい教室を設置しており、引き続き、支援の更なる充実を図ってまいります。また、中学校の部活動の在り方を検討するため、新たな指導員導入のシステムを試行的に導入します。さらに、各学校と地域を結び、より充実した教育を推進するとともに、学校が地域の文化の発信地となるようにコミュニティ・スクールを新たに5校指定し、全9校とします。また、昨年度策定した学校施設長寿命化計画を踏まえ、各校の施設の改善に向けた方針の検討を進め、計画的に学校の改修工事に取り組んでまいります。

文化と生涯学習の分野では、「一人ひとりが自分らしく生きることができるまち」を

目指し、取組を進めてまいります。

子どもから高齢者まで、人生100年時代を楽しむ生涯学習の環境づくりを推進するとともに、生涯学習を通じた地域づくりに向けて、地域と学校が連携・協働する地域学校協働活動及び保護者や地域の方々が中心となって取り組む放課後子ども教室の拡充を図ります。

日常の中で芸術文化を主体的に楽しみ、心豊かに暮らしていけるまちを目指し、芸術文化振興計画の推進を図ります。開設10周年を迎える小金井 宮地楽器ホール及びはげの森美術館の活用により、芸術と市民をつなぐ機会の整備に取り組みます。

平和・人権・平等を尊ぶ意識が世代を超えても途切れることのないよう、本年40周年を迎える非核平和都市宣言の趣旨を踏まえた意識の啓発などに取り組みます。昨年からスタートした都内16自治体による広域的な理解促進の取組の継続など、性の多様性について市民に広く知っていただき、理解を進めていただくよう努めてまいります。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とし、誰もがスポーツを楽しむことができる環境の整備・充実を目指し、スポーツ推進審議会を設置の上、第2次スポーツ推進計画の策定に取り組みます。新型コロナウイルス感染症の影響でスポーツを実施する機会が大きく減少する中、従来取組に加え、高齢者も参加しやすい事業としてポールウォーキングを実施します。

福祉と健康の分野では、「誰もがいきいきと暮らすことのできるまち」を目指し、誰一人取り残すことのないよう、必要な支援策の充実等を図ってまいります。

令和6年度からの新たな福祉総合計画策定を予定しており、令和4年度は市民意向調査により現状を把握し、計画策定に向けた課題の分析等を行います。年齢や障がいの有無、経済状況等にかかわらず、複合的で複雑な課題の解決に向けた支援を行う福祉総合相談窓口では、相談体制や支援調整機能の拡充を図ります。

高齢者福祉施策につきましては、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、生きがいのある充実した生活の支援、地域で自立して暮らし続ける仕組みづくりなどに取り組みます。専門職により短期集中的に生活機能を維持・改善するサービス、要支援の方も参加可能な専門職のフォロー体制を充実したさくら体操の実施、通いの場に係る高齢者のオンライン支援など、介護予防の強化や地域参加の支援等を図ります。

また、市内4か所目の特別養護老人ホームについて、認知症高齢者グループホーム、地域交流スペース、子育て支援に資する機能などを併設した形で、令和5年8月の開

設に向けて建設工事を開始する予定となっております。

障がい者福祉施策につきましては、「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」の施行から3年が経過したことや法改正を機に、令和3年度に必要な見直しを行ったところであり、引き続き、条例の周知や障がい及び障がいのある方への理解促進に努めてまいります。また、事業所等への支援措置として、コミュニケーションツールの作成費、合理的な配慮を提供するための物品購入や工事に係る費用、イベント等への手話通訳者等の派遣費用に対し新たに助成金を交付します。医療的ケア児及びその家族に対する支援に向けて、関係機関との連携・協議の場を設置します。

健康・医療に関する施策につきましては、あらゆる市民の身体とこころが共に健康であるよう、新型コロナウイルス感染症への対応を最優先として取り組みます。また、緊急時の備えとして、新型インフルエンザ等対策業務継続計画（BCP）の見直しを進めてまいります。育児応援のため、ファーストバースデーサポート事業、出産応援事業を実施するほか、産後ケア事業については、対象年齢を拡大し、自己負担額を少なくすることで、産後も安心して子育てができる支援体制の強化を進めるとともに、多胎児支援の一環として多胎児家庭の負担を軽減します。

行政運営の分野では、「開かれた市政で誰もが信頼し合えるまち」を目指し、取組を進めます。

行財政改革については、コロナ禍により起こった社会の変容の中で、持続可能な経営基盤の確立を目指し、制度や組織そのものを改革するために、行財政改革2025を令和4年7月を目途に策定します。新型コロナウイルス感染症の影響により、市の財政状況は今後一層厳しくなるとともに、新たな生活様式への急速な対応が求められています。このため、デジタル技術の活用により市民の利便性向上と業務の効率化を図る、自治体DXの推進に取り組みます。また、民間事業者等が持つノウハウの活用により、サービスの質の向上が期待される公民連携アウトソーシングを推進し、財政効果と人的資源の創出も目指してまいります。さらに、今後の維持・更新に多額の財源を必要とする公共施設等については、人口減少社会を見据え、公共施設マネジメントの推進を図ってまいります。これら3つの取組を、特に重要な取組として行財政改革2025の3本の柱に据え、経営資源を戦略的に投入することで、確実に実施します。保育業務の総合的な見直しにつきましては、これまでお聴かせいただきました様々な御意見、御要望に加え、現在実施しているパブリックコメントの結果も踏まえ、引

き続き全市的な視点からしっかり判断し、取り組んでまいります。

第5次基本構想・前期基本計画の目標達成に向けて、改めて施策評価・事務事業評価や分野ごとに策定している個別の行政計画の着実な推進など、PDCAサイクルの強化を図ります。また、コンプライアンス基本方針に基づく意識の浸透、第3次人材育成基本方針に基づく人材育成の推進、組織の活性化に努めてまいります。市民協働について、(仮称)市民協働支援センターの開設を控え、市職員の協働の理解を更に進めるため、新たに協働推進研修を実施します。

また、本市の人口は現在も微増傾向が続いていますが、昨年お示した本市の人口ビジョンでは、令和13年をピークに減少に転じる推計となっており、住みやすい、住み続けたいまち、選ばれるまちを目指す取組が一層大切になると認識しています。新たな魅力の創出や積極的な情報発信など、シティプロモーションの取組に努めてまいります。

3 むすびに

この間のワクチン接種を始めとする新型コロナウイルス感染症への対応や本市における健康の維持・増進の取組は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護連絡会等の皆様の多大なる御協力無くしては成り立ちません。あらゆる市民の皆様の命と健康を守るための御尽力に深く感謝申し上げます。また、消防団、民生委員、NPOの皆様など、市政を推進していく上で欠かせない存在として、日頃から様々な分野で支えていただいている全ての皆様に心より感謝申し上げます。今後のまちづくりにおきましては、行政が大きな役割を果たしつつ、市民、団体、事業者の皆様にも市政を担う一員として益々御活躍いただけるよう取り組み、たくさんの人の輪をつないでまいります。市民サービスの向上につながるよう、大学や民間企業等との連携も引き続き積極的に進めてまいります。現在、東京農工大学の小金井キャンパスにおいて、動物の高度診療が可能な救急医療センターの設立が進められており、本市の新たな地域資源になり得るものとして、大いに期待しています。

昨年10月に開催されたプロ野球ドラフト会議において、前原小学校、第二中学校の卒業生である山本恵大選手が福岡ソフトバンクホークスから指名されました。コロナ禍の中、市民の皆様にも明るい話題を届けていただき、感謝申し上げますとともに、御活躍を心から期待しています。

本年4月1日から成年年齢が引き下げられ、特に18歳から20歳までの市民の皆様にとっては人生の節目となる出来事であり、様々な影響があらうかと思えます。市

からもしっかりと適切な情報発信に努めてまいります。なお、来年実施する成人を祝う記念行事については、関係者の方々との協議を踏まえ、これまでどおり20歳を対象に開催してまいります。

そして市政の推進に当たりましては、私が常々大切にしてきました、対話の姿勢を中心に据え、幅広い市民の声を市政に反映していくよう、市民参加のより一層の活性化に努めてまいります。個々の案件につきましては、非常に厳しい御意見等をいただく場合もございますが、本市の未来が持続可能であること、市民の皆様の将来が豊かであることを希求し、信頼される行政運営、財政運営に取り組むべく、引き続き、御理解いただけるよう説明を尽くしてまいります。また、市政の円滑な推進を図るため、今後とも、市議会の皆様との合意形成に向けた対話にも力を注いでいく決意でございます。

令和元年12月に再び市政を託されました私の任期も早、折り返しを迎えました。令和4年度は、「困難を克服する新たな年」との認識の下、基礎的自治体の使命を果たすべく、市民の皆様の命と健康を守り、住民福祉の増進を実現していくための取組推進にまい進していく決意でございます。あらゆる市民の皆様の笑顔があふれる小金井市で在り続けることができますよう、精一杯努めてまいります。

市民の皆様及び市議会議員各位には、より一層の御理解、御協力をお願いし、本定例会に提案申し上げております令和4年度予算案を始め、各種案件につきまして、十分精査の上、御議決いただきますようお願い申し上げ、私の施政方針とさせていただきます。

報告第1号

小金井市土地開発公社の経営状況について

小金井市土地開発公社の経営状況について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、別紙のように報告する。

令和4年2月17日提出

小金井市長 西岡 真一郎

小金井市土地開発公社の経営状況について

令和3年度小金井市土地開発公社変更事業計画

令和3年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算

令和3年度小金井市土地開発公社変更資金計画

令和4年度小金井市土地開発公社事業計画

令和4年度小金井市土地開発公社収入支出予算

令和4年度小金井市土地開発公社資金計画

令和3年度小金井市土地開発公社 変更事業計画

1 用地売却事業

事業名	変更前		変更後		比較	
	面積 (㎡)	事業費 (千円)	面積 (㎡)	事業費 (千円)	面積 (㎡)	事業費 (千円)
小金井都市計画公園 (小長久保公園) 事業	337.07	155,344	337.07	154,923	0.00	△ 421
東小金井駅北口 まちづくり事業	735.35 (442.00)	132,600	735.35 (442.00)	265,500	0.00 (0.00)	132,900
合計	1,072.42	287,944	1,072.42	420,423	0.00	132,479

※ 東小金井駅北口まちづくり事業用地に係る面積は、公社取得時点（平成16年及び平成17年）と比較して区画整理事業に伴う換地により減少している。
従前地（登記地積）の面積及び（ ）内の数値が仮換地後の実面積である。

令和3年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算

令和3年度小金井市土地開発公社の収入支出補正予算は、次に定めるところによる。

(収入支出予算の補正)

第1条 収入支出予算の総額に、収入支出それぞれ132,479千円を増額し、収入支出予算の総額を収入支出それぞれ447,648千円とする。

2 収入支出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の収入支出予算の金額は、「別表 収入支出予算補正」による。

別表 収入支出予算補正

収入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収益		287,944	132,479	420,423
	1 公有地取得事業収益	287,944	132,479	420,423
	2 附帯等事業収益	0	0	0
2 借入金		0	0	0
	1 借入金	0	0	0
3 事業外収益		27,225	0	27,225
	1 受取利息	2	0	2
	2 雑収益	27,223	0	27,223
収入合計		315,169	132,479	447,648

支出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		0	0	0
	1 公有地取得事業費	0	0	0
2 販売費及び一般管理費		19,453	0	19,453
	1 販売費及び一般管理費	19,453	0	19,453
3 償還金		285,754	132,900	418,654
	1 借入金償還金	285,754	132,900	418,654
4 事業外費用		9,961	△ 421	9,540
	1 支払利息	9,959	△ 421	9,538
	2 積立金	2	0	2
5 補償費		0	0	0
	1 補償費	0	0	0
6 特別損失		0	0	0
	1 その他の特別損失	0	0	0
7 予備費		1	0	1
	1 予備費	1	0	1
支出合計		315,169	132,479	447,648

収入支出補正予算明細書

収入

(単位：千円)

款	項・目	節	補正前の額	補正額	計	備考
1 事業収益			287,944	132,479	420,423	
	1 公有地取得事業収益		287,944	132,479	420,423	
	1 公有用地売却収益	1 公有用地売却収益	287,944	132,479	420,423	
	2 附帯等事業収益		0	0	0	
	1 保有土地賃貸等収益	1 公有用地賃貸収益	0	0	0	
2 借入金			0	0	0	
	1 借入金		0	0	0	
	1 長期借入金		0	0	0	
		2 短期借入金	0	0	0	
3 事業外収益			27,225	0	27,225	
	1 受取利息	1 受取利息	2	0	2	
	2 雑収益	1 雑収益	27,223	0	27,223	
収入合計			315,169	132,479	447,648	

支出

(単位：千円)

款	項・目	節	補正前の額	補正額	計	備考
1 事業費			0	0	0	
	1 公有地取得事業費		0	0	0	
	1 公有用地取得事業費	1 公有用地取得事業費	0	0	0	
2 販売費及び 一般管理費			19,453	0	19,453	
	1 販売費及び一般管理費		19,453	0	19,453	
		1 報酬	320	0	320	
		2 法定福利費	0	0	0	
		3 需用費	63	0	63	
		4 役務費	2,368	0	2,368	
		5 委託料	16,304	0	16,304	
		6 使用料及び賃借料	373	0	373	
		7 負担金、補助及び交付金	5	0	5	
		8 公租公課	20	0	20	
	9 旅費	0	0	0		
3 償還金			285,754	132,900	418,654	
	1 借入金償還金	1 借入元金	285,754	132,900	418,654	
4 事業外費用			9,961	△ 421	9,540	
	1 支払利息	1 支払利息	9,959	△ 421	9,538	
	2 積立金	2 積立金	2	0	2	
5 補償費			0	0	0	
	1 補償費	1 補償費	0	0	0	
6 特別損失	1 その他の特別損失		0	0	0	
	1 寄附金	1 寄附金	0	0	0	
7 予備費			1	0	1	
	1 予備費	1 予備費	1	0	1	
支出合計			315,169	132,479	447,648	

令和3年度小金井市土地開発公社
変更資金計画

受入資金

(単位：千円)

区 分	変更前の額	変更後の額	比 較
1 事業収益	287,944	420,423	132,479
2 借入金	0	0	0
3 事業外収益	27,225	27,225	0
合 計	315,169	447,648	132,479

支払資金

(単位：千円)

区 分	変更前の額	変更後の額	比 較
1 事業費	0	0	0
2 販売費及び一般管理費	19,453	19,453	0
3 償還金	285,754	418,654	132,900
4 事業外費用	9,961	9,540	△ 421
5 補償費	0	0	0
6 特別損失	0	0	0
7 予備費	1	1	0
合 計	315,169	447,648	132,479

(単位：千円)

差 引	0	0	0
-----	---	---	---

令和4年度小金井市土地開発公社 事業計画

1 用地取得事業

事業名	面積 (㎡)	事業費 (千円)
取得予定なし	0.00	0

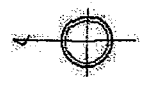
2 用地売却事業

事業名	面積 (㎡)	事業費 (千円)
小金井都市計画道路 3・4・8号線事業	57.49	28,035
東小金井駅北口 まちづくり事業	271.07 (150.00)	90,001
合 計	328.56	118,036

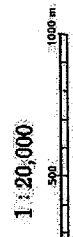
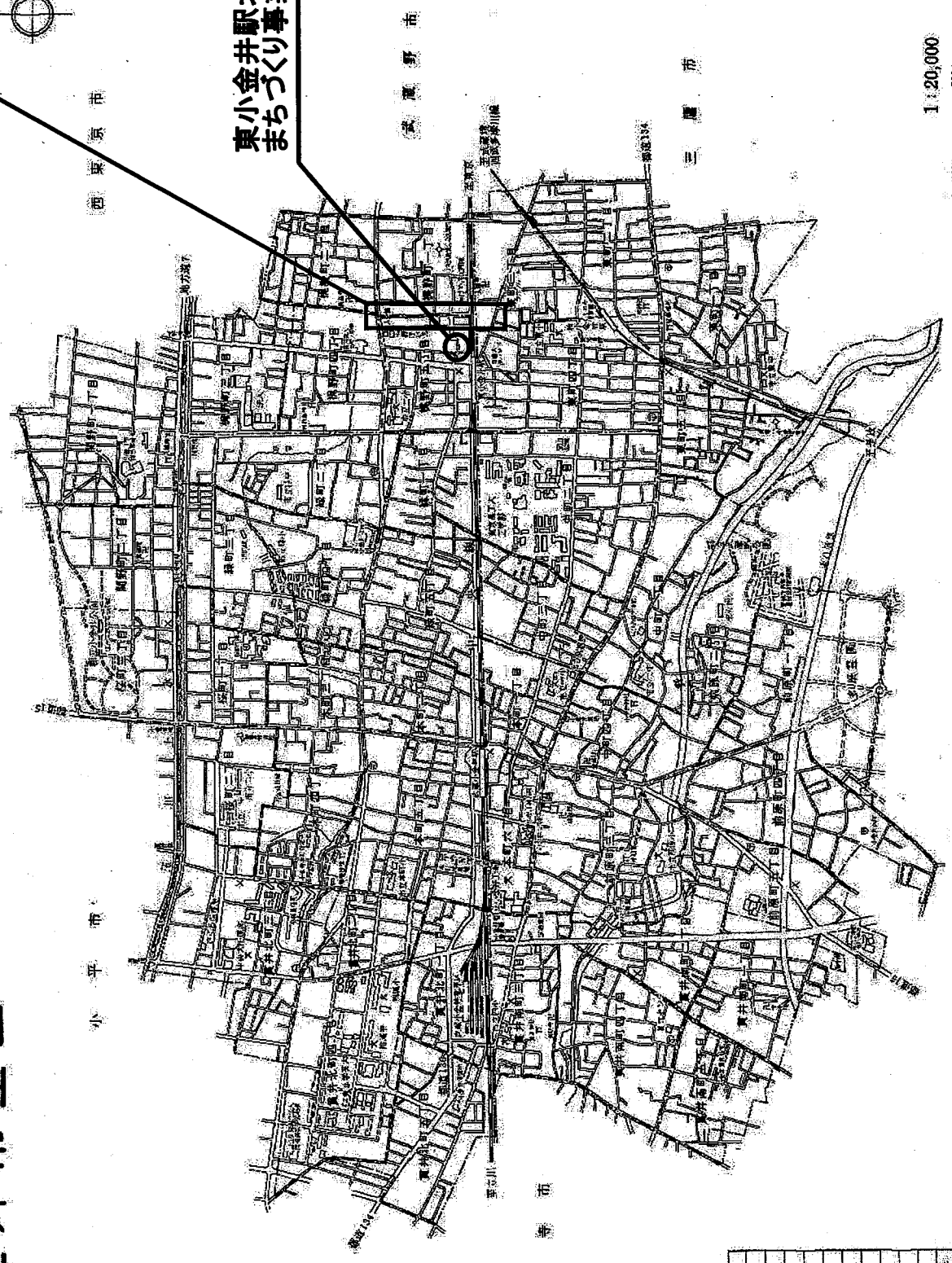
※ 東小金井駅北口まちづくり事業用地に係る面積は、公社取得時点（平成16年及び平成17年）と比較して区画整理事業に伴う換地により減少している。
従前地（登記地積）の面積及び（ ）内の数値が仮換地後の実面積である。

小金井市全図

小金井都市計画道路3-4-8号線事業用地



東小金井駅北口
まちづくり事業用地



凡例

市界	——
町界	——
消防署	Y
交差点	X
学校	△
神社	⊕
寺院	卍
郵便局	〒
工場	⊠
公園	⊙
河川	——
道路	——

図分 市

小平市

西東京市

武蔵野市

三鷹市

調布市

府中市

小金井市

令和4年度小金井市土地開発公社収入支出予算

令和4年度小金井市土地開発公社の収入支出予算は、次に定めるところによる。

(収入支出予算)

第1条 収入支出予算の総額は、収入支出それぞれ132,485千円と定める。

2 収入支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 収入支出予算」による。

(短期借入金)

第2条 短期借入金の限度額は、0円と定める。

別表 収入支出予算

(収入)

(単位:千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 事業収益		118,036	287,944	△ 169,908
	1 公有地取得事業収益	118,036	287,944	△ 169,908
2 借入金		0	0	0
	1 借入金	0	0	0
3 事業外収益		14,449	27,225	△ 12,776
	1 受取利息	2	2	0
	2 雑収益	14,447	27,223	△ 12,776
収入合計		132,485	315,169	△ 182,684

(支出)

(単位:千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 事業費		0	0	0
	1 公有地取得事業費	0	0	0
2 販売費及び 一般管理費		11,534	19,453	△ 7,919
	1 販売費及び一般管理費	11,534	19,453	△ 7,919
3 償還金		78,799	285,754	△ 206,955
	1 借入金償還金	78,799	285,754	△ 206,955
4 事業外費用		3,322	9,961	△ 6,639
	1 支払利息	3,320	9,959	△ 6,639
	2 積立金	2	2	0
5 補償費		0	0	0
	1 補償費	0	0	0
6 特別損失		38,829	0	38,829
	1 その他の特別損失	38,829	0	38,829
7 予備費		1	1	0
	1 予備費	1	1	0
支出合計		132,485	315,169	△ 182,684

収入支出予算明細書

(収入)

款	項	目	節	本年度予算額	
1 事業収益				118,036	
	1 公有地取得事業 収益			118,036	
		1 公有用地売却 収益			118,036
				1 公有用地売却収益	118,036
2 借入金	1 借入金			0	
				0	
		1 借入金		0	
			1 長期借入金	0	
			2 短期借入金	0	
3 事業外収益				14,449	
	1 受取利息			2	
			1 受取利息	2	
			1 受取利息	2	
	2 雑収益				14,447
		1 雑収益			14,447
			1 雑収益	14,447	
収入合計				132,485	

(単位:千円)

前年度予算額	比較	説明
287,944	△ 169,908	(売却収益事業)
287,944	△ 169,908	小金井都市計画道路3・4・8号線事業
287,944	△ 169,908	東小金井駅北口まちづくり事業
287,944	△ 169,908	
0	0	(借入対象事業)
0	0	令和4年度取得予定なし
0	0	
0	0	
0	0	
27,225	△ 12,776	定期預金等受取利息
2	0	
2	0	
2	0	
27,223	△ 12,776	小金井市事務事業費補助金等
27,223	△ 12,776	
27,223	△ 12,776	
315,169	△ 182,684	

(支出)

款	項	目	節	本年度予算額
1 事業費				0
	1 公有地取得 事業費			0
		1 公有用地取得 事業費		0
			1 公有用地取得事業費	0
2 販売費及び 一般管理費				11,534
	1 販売費及び 一般管理費			11,534
		1 販売費及び 一般管理費		11,534
			1 報酬	480
			2 法定福利費	0
			3 需用費	60
			4 役務費	913
			5 委託料	9,574
			6 使用料及び賃借料	432
			7 負担金、補助及び交付金	5
			8 公租公課	70
			9 旅費	0
3 償還金				78,799
	1 借入金償還金			78,799
		1 借入金償還金		78,799
			1 借入元金	78,799

(単位:千円)

前年度予算額	比較	説明
0	0	(取得対象事業)
0	0	令和4年度取得予定なし
0	0	
0	0	
19,453	△ 7,919	
19,453	△ 7,919	
19,453	△ 7,919	
320	160	評議員会評議員報酬
0	0	
63	△ 3	消耗品費(事務用品)
2,368	△ 1,455	不動産鑑定手数料、広告料、切手代、振込手数料等
16,304	△ 6,730	物件調査委託料、仮杭設置委託料等
373	59	パーソナルコンピュータ借上料、会計システム借上料等
5	0	東京都市町村土地開発公社連絡協議会負担金
20	50	法人住民税・法人市民税
0	0	
285,754	△ 206,955	(元金償還対象事業)
285,754	△ 206,955	小金井都市計画道路3・4・8号線事業
285,754	△ 206,955	東小金井駅北口まちづくり事業
285,754	△ 206,955	

款	項	目	節	本年度予算額
4 事業外費用				3,322
	1 支払利息			3,320
		1 支払利息		3,320
			1 支払利息	3,320
	2 積立金			2
		1 積立金		2
1 積立金			2	
5 補償費				0
	1 補償費			0
		1 補償費		0
			1 補償費	0
6 特別損失				38,829
	1 その他の特別 損失			38,829
		1 寄附金		38,829
			1 寄附金	38,829
7 予備費				1
	1 予備費			1
		1 予備費		1
			1 予備費	1
支 出 合 計				132,485

(単位:千円)

前年度予算額	比較	説明
9,961	△ 6,639	(支払利息対象事業)
9,959	△ 6,639	<財源 売却収益>
9,959	△ 6,639	小金井都市計画道路3・4・8号線事業
9,959	△ 6,639	<財源 利子補給金>
2	0	東小金井駅北口まちづくり事業
2	0	小金井都市計画道路3・4・8号線事業
2	0	(受取利息) 普通預金及び定期預金
0	0	(補償対象事業)
0	0	令和4年度取得予定なし
0	0	
0	0	
0	38,829	東小金井駅北口まちづくり事業用地の一部売却に伴う収益事業費
0	38,829	
0	38,829	
0	38,829	
1	0	
1	0	
1	0	
1	0	
315,169	△ 182,684	

令和4年度小金井市 土地開発公社資金計画

受入資金 (単位:千円)

区 分	金 額
1 事業収益	118,036
2 借入金	0
3 事業外収益	14,449
合 計	132,485

支払資金 (単位:千円)

区 分	金 額
1 事業費	0
2 販売費及び一般管理費	11,534
3 償還金	78,799
4 事業外費用	3,322
5 補償費	0
6 特別損失	38,829
7 予備費	1
合 計	132,485

差 引	0
-----	---

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく平成14年12月19日議会議決「委任専決事項の指定について」により、和解及び損害賠償額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月17日提出

小金井市長 西岡 真一郎

委任専決事項に係る専決処分報告書

1. 和解事件

番号	専決処分年月日	和解事件の概要	和解の相手方	和解の条件	
				損害賠償額等	その他の条件
1	令和3年3月29日	<p>日時：令和2年12月6日（日）午前9時45分頃</p> <p>場所：小金井市貫井南町五丁目21番（ヤマボウシ広場）</p> <p>事件概要：相手方が自動車の誤操作によりヤマボウシ広場へ侵入し、公園灯を破損した。</p>	府中市 A氏	相手方は、市に 対し、286,000円 を支払う。	市は、相手方に 対して今後、本件 に係る損害賠償請 求等を行わない。
2	令和3年5月12日	<p>事件概要：新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和3年度に市立 小学校で予定していたオーケストラ鑑賞教室を中止したことに伴い、 市の甲出によりオーケストラ鑑賞教室楽団出演委託契約を解除した。</p>	調布市 株式会社A	市は、相手方に 対し、992,000円 を支払う。	市と相手方との 間には、本件に関 し何らの債権債務 がない。
3	令和3年8月27日	<p>事件概要：新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和3年度に市立 小・中学校で予定していた海の移動教室、特別支援学級移動教室、山 の移動教室、林間学校及び修学旅行を中止したことに伴い、市の甲出 により付添看護委託契約を解除した。</p>	港区 株式会社B	市は、相手方に 対し、121,452円 を支払う。	同上
4	令和3年9月14日	<p>日時：令和3年7月28日（水）午後0時25分頃</p> <p>場所：日野市万願寺二丁目24番付近路上</p> <p>事件概要：ごみ対策課職員が庁用車を運転し左折しようとしたところ、庁用車前 面中央部と庁用車の左方向から直進してきた相手方自転車の右側面中 央部分と接触し、庁用車前面及び相手方自転車のハンドルを損傷させ た。</p>	日野市 B氏	市は、相手方に 対し、57,851円を 支払う。	相手方は、市に 対して今後、本件 の対物損害に係る 損害賠償請求等 を行わない。
5	令和3年10月11日	<p>日時：令和3年7月28日（水）午後0時25分頃</p> <p>場所：日野市万願寺二丁目24番付近路上</p> <p>事件概要：ごみ対策課職員が庁用車を運転し左折しようとしたところ、庁用車前 面中央部と庁用車の左方向から直進してきた相手方自転車の右側面中 央部分と接触し、相手方の足を負傷させた。</p>	日野市 B氏	市は、相手方に 対し、51,660円を 支払う。	相手方は、市に 対して今後、本件 の対人損害に係る 損害賠償請求等 を行わない。

番号	専決処分年月日	和解事件の概要	和解の相手方	和解の条件	
				損害賠償額等	その他の条件
6	令和3年12月20日	<p>日時：令和3年4月16日（金）午後3時頃</p> <p>場所：小金井市本町一丁目8番9号先路上</p> <p>事件概要：相手方が自転車で走行中、車道と歩道の間にあった事業用地に乗り上げた際に、車道と事業用地の境界にあった段差で転倒し肩を負傷した。</p>	武蔵野市 C氏	市は、相手方に対し、998,488円を支払う。	相手方は、市に対して今後、本件に係る損害賠償請求等を行わない。
7	令和3年12月22日	<p>日時：令和3年12月15日（水）午後0時頃</p> <p>場所：小金井市梶野町四丁目2番7号先路上</p> <p>事件概要：相手方が自転車で走行中、車道から歩道へ乗り入れた際に、雨水枳の蓋が割れて相手方の自転車が損傷した。</p>	小金井市 D氏	市は、相手方に対し、4,300円を支払う。	同上

2 損害賠償額の決定

番号	専決処分年月日	事件の概要	相手方	損害賠償額
1	令和3年9月17日	事件概要：相手方から貸与を受けて市立小・中学校で使用していた携帯型通信機器（モバイルルーター）を紛失し、市が損害を賠償した。	港区 C株式会社	40,000円

議案第1号

令和3年度

小金井市

一般会計補正予算

(第15回)

令和3年度小金井市一般会計補正予算（第15回）

令和3年度小金井市の一般会計の補正予算（第15回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ949千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,476,214千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月17日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 都 支 出 金		千円 7,477,473	千円 949	千円 7,478,422
	2 都 補 助 金	4,288,960	949	4,289,909
歳 入 合 計		54,475,265	949	54,476,214

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		千円 28,302,743	千円 2,402	千円 28,305,145
	2 児 童 福 祉 費	14,560,093	2,402	14,562,495
13 予 備 費		108,749	△1,453	107,296
	1 予 備 費	108,749	△1,453	107,296
歳 出 合 計		54,475,265	949	54,476,214

議案第1号資料1

令和3年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第15回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16都 支出金		千円 7,477,473	千円 949	千円 7,478,422
	2都 補助金	4,288,960	949	4,289,909
歳入合計		54,475,265	949	54,476,214

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		千円 28,302,743	千円 2,402	千円 28,305,145
	2 児 童 福 祉 費	14,560,093	2,402	14,562,495
13 予 備 費		108,749	△1,453	107,296
	1 予 備 費	108,749	△1,453	107,296
歳 出 合 計		54,475,265	949	54,476,214

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 949	千円	千円	千円 1,453
949			1,453
			△1,453
			△1,453
949			0

2 歳 入

款 16 都 支 出 金

項 2 都 補 助 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費都補助金	千円 2,267,165	千円 949	千円 2,268,114	2 児童福祉費補助金	千円 949

説	明
<p>7 子ども家庭支援区市町村包括補助事業補助金 (子供家庭支援区市町村包括補助事業補助要綱) 補助率 1/2</p>	<p>(子育て支援課)</p> <p style="text-align: right;">千円 949</p>

3 歳 出

款 3 民 生 費

項 2 児 童 福 祉 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 学童保育所費	380,960	2,402	383,362	949		
				180		
				769		

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
1,453			
180	10 需用費	503	1 学童保育所維持管理に要する経費 (児童青少年課) 360
	1 消耗品費	484	
	14 医薬材料費	19	
1,273	17 備品購入費	1,899	17 備品購入費 (360) 維持管理機器類 360
			2 学童保育所運営に要する経費 (児童青少年課) 2,042
			10 需用費 (503)
			消耗品費 484
			医薬材料費 19
			17 備品購入費 (1,539)
			一般機器類 716
			維持管理機器類 421
			輸送用機器類 67
			工作機器類 13
			医療機器類 248
			雑品類 74

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	108,749	△ 1,453	107,296			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 △ 1,453		千円	千円

みなみ暫定第3学童保育所運営事業概要

1 事業目的

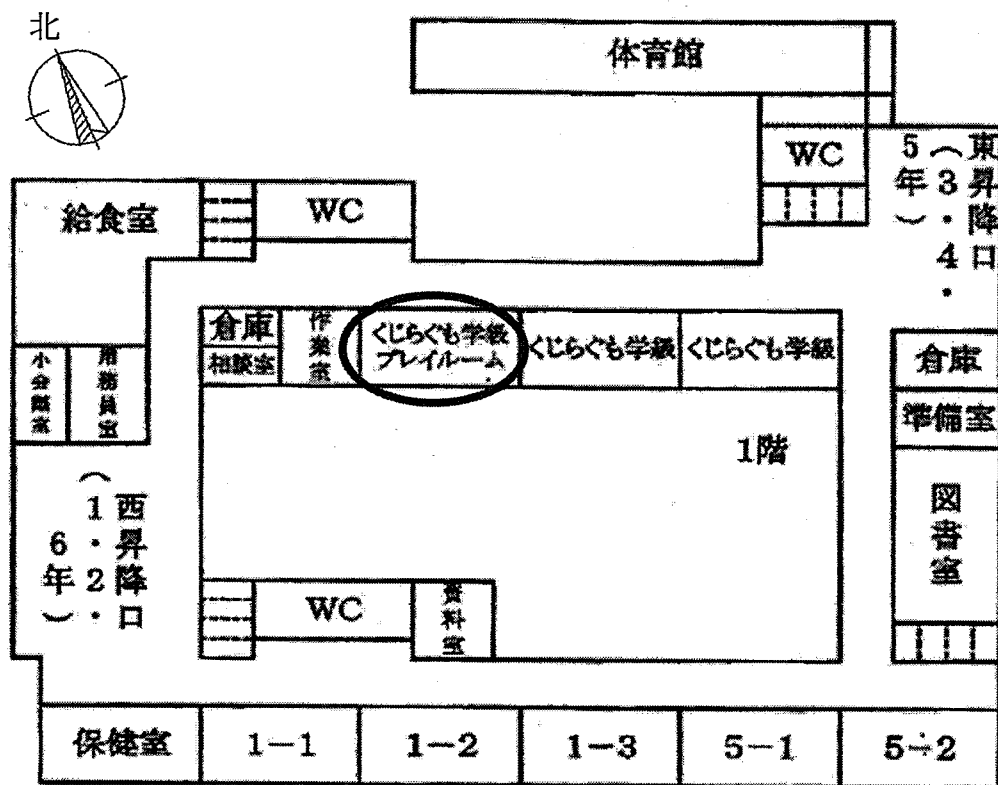
令和4年度のみなみ学童保育所の入所希望者が増加したことに伴い、既存の学童保育所施設の他に市立南小学校内にある特別教室を借用して運営する。

2 事業概要

(1) 借用場所

南小学校1階くじらぐも学級プレイルーム (約60.35㎡)

※ その他サブルームとして、家庭科室 (約90.525㎡) も併用する。



(2) 借用時間

ア 平日：放課後から午後7時まで

イ 土曜日：既存施設での合同運営

ウ 三期休業期間（春、夏、冬休み期間）：午前8時から午後7時まで

(3) 運営方法

委託

(4) 運営開始日

令和4年4月1日

3 予算額

(1) 歳入

子ども家庭支援区市町村包括補助事業補助金 949千円

(2) 歳出

ア 学童保育所維持管理に要する経費

維持管理機器類 360千円

イ 学童保育所運営に要する経費

一般機器類 716千円

維持管理機器類 421千円

輸送用機器類 67千円

工作機器類 13千円

医療機器類 248千円

雑品類 74千円

その他（消耗品費、医薬材料費） 503千円

4 購入備品一覧

(1) 学童保育所維持管理に要する経費

品名		数量
維持管理機器類	電子レンジ	1
	ホットプレート	1
	冷蔵庫	1
	食器乾燥機	1
	炊飯器	1
	寸胴鍋（IH用）	1
	蒸器（IH用）	1
	やかん（IH用）	1
	掃除機	1

(2) 学童保育所運営に要する経費

品名		数量
一般機器類	事務机	1
	脇机	1
	座卓	8
	保管庫（両開型）	1
	ファイルボックス	1
	職員用ロッカー	1
	ダイニングボード	1
	パネル	6
維持管理機器類	CDラジカセ	1
	ワイヤレスアンプ・マイクセット	1
	配膳用ワゴン	1
	ホワイトボード（可動式）	1
	拡声器	1
	トランシーバー	2
	生ごみ処理機	1
輸送用機器類	台車	1
工作機器類	デジタルカメラ	1
医療機器類	AED	1
雑品類	畳	6

議案第2号

令和3年度

小金井市

一般会計補正予算

(第16回)

令和3年度小金井市一般会計補正予算（第16回）

令和3年度小金井市の一般会計の補正予算（第16回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ765,077千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55,241,291千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和4年2月17日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		千円 20,906,160	千円 956,751	千円 21,862,911
	1 市 民 税	10,813,983	860,519	11,674,502
	2 固 定 資 産 税	7,622,844	79,781	7,702,625
	5 都 市 計 画 税	1,867,911	16,451	1,884,362
10 地 方 特 例 交 付 金		87,000	75,329	162,329
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	0	75,329	75,329
11 地 方 交 付 税		182,281	380,612	562,893
	1 地 方 交 付 税	182,281	380,612	562,893
14 使 用 料 及 び 手 数 料		912,401	9,166	921,567
	1 使 用 料	415,612	9,166	424,778
15 国 庫 支 出 金		14,295,221	△22,028	14,273,193
	1 国 庫 負 担 金	7,980,413	13,299	7,993,712
	2 国 庫 補 助 金	6,286,240	△35,327	6,250,913
16 都 支 出 金		7,478,422	43,988	7,522,410
	1 都 負 担 金	2,517,164	8,648	2,525,812
	2 都 補 助 金	4,289,909	76,977	4,366,886
	3 委 託 金	671,349	△41,637	629,712
17 財 産 収 入		15,704	6,666	22,370
	1 財 産 運 用 収 入	7,535	6,666	14,201
18 寄 附 金		136,816	44,518	181,334
	1 寄 附 金	136,816	44,518	181,334
19 繰 入 金		3,330,604	△104,515	3,226,089
	1 基 金 繰 入 金	3,329,343	△104,515	3,224,828
21 諸 収 入		207,993	24,090	232,083
	5 雑 入	157,450	24,090	181,540
22 市 債		1,655,300	△649,500	1,005,800
	1 市 債	1,655,300	△649,500	1,005,800
歳 入 合 計		54,476,214	765,077	55,241,291

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議 会 費		375,503	1,373	376,876
	1 議 会 費	375,503	1,373	376,876
2 総 務 費		5,324,576	1,319,311	6,643,887
	1 総 務 管 理 費	4,271,955	1,365,665	5,637,620
	2 徴 税 費	520,697	△20,886	499,811
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	340,792	△12,002	328,790
	4 選 挙 費	154,440	△13,233	141,207
	5 統 計 調 査 費	3,893	△556	3,337
	6 監 査 委 員 費	32,799	323	33,122
3 民 生 費		28,305,145	690,178	28,995,323
	1 社 会 福 祉 費	9,830,174	△1,047	9,829,127
	2 児 童 福 祉 費	14,562,495	693,039	15,255,534
	3 生 活 保 護 費	3,880,173	△3,577	3,876,596
	4 国 民 年 金 費	32,303	1,763	34,066
4 衛 生 費		7,360,803	△455,486	6,905,317
	1 保 健 衛 生 費	3,545,288	121,239	3,666,527
	2 清 掃 費	3,815,515	△576,725	3,238,790
6 農 林 水 産 業 費		49,973	△4,501	45,472
	1 農 業 費	49,973	△4,501	45,472
7 商 工 費		866,530	△177,961	688,569
	1 商 工 費	866,530	△177,961	688,569
8 土 木 費		3,779,342	△668,821	3,110,521
	1 土 木 管 理 費	291,685	△16,495	275,190
	2 道 路 橋 り よ う 費	851,666	△60,440	791,226
	4 都 市 計 画 費	2,617,243	△591,886	2,025,357
9 消 防 費		1,640,136	△3,958	1,636,178
	1 消 防 費	1,640,136	△3,958	1,636,178

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		千円 4,337,002	千円 65,111	千円 4,402,113
	1 教 育 総 務 費	839,517	124,663	964,180
	2 小 学 校 費	1,234,507	△22,393	1,212,114
	3 中 学 校 費	699,472	△8,367	691,105
	4 社 会 教 育 費	740,486	△22,903	717,583
	5 保 健 体 育 費	823,020	△5,889	817,131
11 公 債 費		2,288,175	△5,394	2,282,781
	1 公 債 費	2,288,175	△5,394	2,282,781
13 予 備 費		107,296	5,225	112,521
	1 予 備 費	107,296	5,225	112,521
歳 出 合 計		54,476,214	765,077	55,241,291

第2表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	基幹系システム修正委託料（マイナンバーカード所有者転出転入ワンストップ化対応分）	千円 1,788
3 民生費	2 児童福祉費	子育て世帯への臨時特別給付金	415,700
10 教育費	2 小学校費	学校保健衛生事業	5,566
10 教育費	3 中学校費	学校保健衛生事業	2,088

第3表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
第5次基本構想・前期基本計画策定支援委託料その2	令和3年度 ～令和4年度	2,585 千円

第4表 地方債補正

変更

番号	起債の目的	限度額		備考
		補正前	補正後	
1	清掃関連施設整備事業	千円 924,700	千円 260,000	起債の方法、利率及び償還の方法は、予算に定めたとおりとする（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。
2	東小金井駅北口土地区画整理事業	182,000	178,000	
3	小長久保公園用地取得事業	81,600	100,800	
	合計	1,655,300	1,005,800	

議案第2号資料1

令和3年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第16回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1市 税		千円 20,906,160	千円 956,751	千円 21,862,911
	1市 民 税	10,813,983	860,519	11,674,502
	2固 定 資 産 税	7,622,844	79,781	7,702,625
	5都 市 計 画 税	1,867,911	16,451	1,884,362
10 地方特例交付金		87,000	75,329	162,329
	2新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	75,329	75,329
11 地方交付税		182,281	380,612	562,893
	1地 方 交 付 税	182,281	380,612	562,893
14 使用料及 手 数 び 料		912,401	9,166	921,567
	1使 用 料	415,612	9,166	424,778
15 国庫支出金		14,295,221	△22,028	14,273,193
	1国 庫 負 担 金	7,980,413	13,299	7,993,712
	2国 庫 補 助 金	6,286,240	△35,327	6,250,913
16 都 支 出 金		7,478,422	43,988	7,522,410
	1都 負 担 金	2,517,164	8,648	2,525,812
	2都 補 助 金	4,289,909	76,977	4,366,886
	3委 託 金	671,349	△41,637	629,712
17 財 産 収 入		15,704	6,666	22,370
	1財 産 運 用 収 入	7,535	6,666	14,201
18 寄 附 金		136,816	44,518	181,334
	1寄 附 金	136,816	44,518	181,334
19 繰 入 金		3,330,604	△104,515	3,226,089
	1基 金 繰 入 金	3,329,343	△104,515	3,224,828
21 諸 収 入		207,993	24,090	232,083
	5雑 入	157,450	24,090	181,540
22 市 債		1,655,300	△649,500	1,005,800
	1市 債	1,655,300	△649,500	1,005,800
歳 入 合 計		54,476,214	765,077	55,241,291

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		千円 375,503	千円 1,373	千円 376,876
	1 議 会 費	375,503	1,373	376,876
2 総 務 費		5,324,576	1,319,311	6,643,887
	1 総 務 管 理 費	4,271,955	1,365,665	5,637,620
	2 徴 税 費	520,697	△20,886	499,811
	3 戸籍住民基本台帳費	340,792	△12,002	328,790
	4 選 挙 費	154,440	△13,233	141,207
	5 統 計 調 査 費	3,893	△556	3,337
	6 監 査 委 員 費	32,799	323	33,122
3 民 生 費		28,305,145	690,178	28,995,323
	1 社 会 福 祉 費	9,830,174	△1,047	9,829,127
	2 児 童 福 祉 費	14,562,495	693,039	15,255,534
	3 生 活 保 護 費	3,880,173	△3,577	3,876,596
	4 国 民 年 金 費	32,303	1,763	34,066
4 衛 生 費		7,360,803	△455,486	6,905,317
	1 保 健 衛 生 費	3,545,288	121,239	3,666,527
	2 清 掃 費	3,815,515	△576,725	3,238,790
6 農 林 水 産 業 費		49,973	△4,501	45,472
	1 農 業 費	49,973	△4,501	45,472
7 商 工 費		866,530	△177,961	688,569
	1 商 工 費	866,530	△177,961	688,569
8 土 木 費		3,779,342	△668,821	3,110,521
	1 土 木 管 理 費	291,685	△16,495	275,190
	2 道 路 橋 り よ う 費	851,666	△60,440	791,226
	4 都 市 計 画 費	2,617,243	△591,886	2,025,357
9 消 防 費		1,640,136	△3,958	1,636,178
	1 消 防 費	1,640,136	△3,958	1,636,178

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千 円	千 円	千 円	千 円
			1,373
			1,373
△8,071		△3,617	1,330,999
1,788		△3,617	1,367,494
			△20,886
			△12,002
△9,303			△3,930
△556			
			323
614,932			75,246
△15,887			14,840
630,819			62,220
			△3,577
			1,763
1,135	△664,700	△10,500	218,579
1,135			120,104
	△664,700	△10,500	98,475
			△4,501
			△4,501
12,425		△94,015	△96,371
12,425		△94,015	△96,371
△588,895	15,200	4	△95,130
△1,185			△15,310
△29,108			△31,332
△558,602	15,200	4	△48,488
△2,348			△1,610
△2,348			△1,610

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		千円 4,337,002	千円 65,111	千円 4,402,113
	1 教 育 総 務 費	839,517	124,663	964,180
	2 小 学 校 費	1,234,507	△22,393	1,212,114
	3 中 学 校 費	699,472	△8,367	691,105
	4 社 会 教 育 費	740,486	△22,903	717,583
	5 保 健 体 育 費	823,020	△5,889	817,131
11 公 債 費		2,288,175	△5,394	2,282,781
	1 公 債 費	2,288,175	△5,394	2,282,781
13 予 備 費		107,296	5,225	112,521
	1 予 備 費	107,296	5,225	112,521
歳 出 合 計		54,476,214	765,077	55,241,291

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国都支出金	地方債	その他	
千円 △7,218	千円	千円	千円 72,329
△2,497			127,160
2,783			△25,176
759			△9,126
△5,733			△17,170
△2,530			△3,359
			△5,394
			△5,394
			5,225
			5,225
21,960	△649,500	△108,128	1,500,745

2 歳入

款 1 市 税

項 1 市 民 税

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 個 人	千円 10,237,841	千円 860,519	千円 11,098,360	1 現年課税分	千円 860,519

款 1 市 税

項 2 固定資産税

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 固定資産税	千円 7,473,375	千円 79,781	千円 7,553,156	1 現年課税分	千円 79,781

款 1 市 税

項 5 都市計画税

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 都市計画税	千円 1,867,911	千円 16,451	千円 1,884,362	1 現年課税分	千円 16,451

款 10 地方特例交付金

項 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	千円 0	千円 75,329	千円 75,329	1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	千円 75,329

説	明	千円
1 現年度分	(市民税課)	860,519

説	明	千円
1 現年度分	(資産税課)	79,781
土地	(8,629)
家屋	(80,006)
償却資産	(△	8,854)

説	明	千円
1 現年度分	(資産税課)	16,451
土地	(414)
家屋	(16,037)

説	明	千円
1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 (地方税法附則第65条)	(資産税課)	75,329

款 11 地方交付税

項 1 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 地方交付税	千円 182,281	千円 380,612	千円 562,893	1 地方交付税	千円 380,612

款 14 使用料及び手数料

項 1 使用料

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
5 土木使用料	千円 200,941	千円 9,166	千円 210,107	1 道路橋りょう使用料	千円 9,166

款 15 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費国庫負担金	千円 7,303,438	千円 13,299	千円 7,316,737	1 社会福祉費負担金	千円 9,947
				2 児童福祉費負担金	3,352

説	明	千円
2 普通交付税 (地方交付税法)	(財 政 課)	380,612

説	明	千円
1 道路占用料 (道路法第39条)	(道 路 管 理 課)	9,166

説	明	千円
1 国民健康保険基盤安定負担金 (国民健康保険法第72条の4) 負担率 1/2	(保 険 年 金 課)	2,353
3 障害者自立支援給付費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条) 負担率 1/2	(自 立 生 活 支 援 課)	7,594
3 障害児通所給付費負担金 (児童福祉法第53条) 負担率 1/2	(自 立 生 活 支 援 課)	3,352

款 15 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 総務費国庫補助金	千円 98,103	千円 1,788	千円 99,891	1 総務管理費補助金	千円 1,788
2 民生費国庫補助金	3,868,243	149,165	4,017,408	1 社会福祉費補助金	△ 26,009
				2 児童福祉費補助金	175,174
3 衛生費国庫補助金	1,608,053	1,135	1,609,188	1 保健衛生費補助金	1,135
4 土木費国庫補助金	442,870	△ 238,900	203,970	1 都市計画費補助金	△ 238,900
5 教育費国庫補助金	5,906	3,542	9,448	1 小学校費補助金	2,783
				2 中学校費補助金	759

説	明	千円
5 社会保障・税番号制度システム整備費補助金（転出転入手続ワンス トップ化分） （社会保障・税番号制度システム整備費補助金（マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化に係るものに限る。）交付要綱） 補助率 10/10	（情報システム課）	1,788
1 地域生活支援事業費等補助金 （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条） 補助率 1/2	（自立生活支援課）	△ 26,009
5 保育対策総合支援事業費補助金 （保育対策総合支援事業費補助金交付要綱） 補助率 1/2、1/3	（保 育 課）	152,083
13 保育所等整備交付金 （保育所等整備交付金交付要綱） 補助率 2/3	（保 育 課）	23,091
4 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 （新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金交付要綱） 補助率 10/10	（健 康 課）	1,135
1 社会資本整備総合交付金 （社会資本整備総合交付金交付要綱） 環境政策課 補助率 1/2、1/3 まちづくり推進課 補助率 1/2、1/3 区画整理課 補助率 1/2	（ ）	△ 101,741 （△ 9,853） （△ 3,788） （△ 88,100）
3 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金 （地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱） 補助率 2/5	（まちづくり推進）	△ 137,159
4 学校保健特別対策事業費補助金 （学校保健特別対策事業費補助金交付要綱） 補助率 1/2	（学 務 課）	2,783
1 要保護生徒援助費等補助金 （要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱） 補助率 1/2	（学 務 課）	△ 285
3 学校保健特別対策事業費補助金 （学校保健特別対策事業費補助金交付要綱） 補助率 1/2	（学 務 課）	1,044

款 15 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
6 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	千円 263,065	千円 47,943	千円 311,008	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	千円 47,943

款 16 都支出金

項 1 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 民生費都負担金	千円 2,515,262	千円 8,648	千円 2,523,910	1 社会福祉費負担金	千円 6,972
				2 児童福祉費負担金	1,676

款 16 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 民生費都補助金	千円 2,268,114	千円 414,777	千円 2,682,891	1 社会福祉費補助金	千円 △ 33,360

説	明	千円
1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱)	(企画政策課)	47,943

説	明	千円
2 民生委員児童委員及び民生委員協議会経費負担金 (民生委員法第26条、民生委員・児童委員及び民生委員協議会に関する 経費の都負担金交付要綱) 負担率 10/10	(地域福祉課)	△ 1,566
3 心身障害者福祉手当負担金 (心身障害者福祉手当都負担金交付要綱) 負担率 10/10	(自立生活支援課)	△ 2,000
4 国民健康保険基盤安定負担金 (国民健康保険法第72条の3及び第72条の4) 負担率 3/4、1/4	(保険年金課)	6,741
5 障害者自立支援給付費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第94条) 負担率 1/4	(自立生活支援課)	3,797
4 障害児通所給付費負担金 (児童福祉法第55条) 負担率 1/4	(自立生活支援課)	1,676

説	明	千円
6 地域生活支援事業費等補助金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第94条) 補助率 1/4	(自立生活支援課)	△ 12,996

款 16 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 民生費都補助金	千円	千円	千円		千円
				2 児童福祉費補助金	448,137
5 商工費都補助金	120,211	△ 6,746	113,465	1 商工費補助金	△ 6,746
6 土木費都補助金	450,545	△ 319,702	130,843	2 都市計画費補助金	△ 319,702

説	明	千円
7 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助金 (障害者施策推進区市町村包括補助事業等補助要綱) 補助率 10/10、1/2、ポイント制	(自立生活支援課)	△ 17,986
9 地域福祉推進区市町村包括補助事業補助金 (地域福祉推進区市町村包括補助事業補助要綱) 補助率 10/10、1/2	(地域福祉課)	△ 200
15 認知症とともに暮らす地域あんしん事業補助金 (認知症とともに暮らす地域あんしん事業補助金交付要綱) 補助率 10/10	(介護福祉課)	△ 2,178
7 子ども家庭支援区市町村包括補助事業補助金 (子供家庭支援区市町村包括補助事業補助要綱) 補助率 10/10	(子育て支援課)	600
8 待機児童解消区市町村支援事業補助金 (待機児童解消区市町村支援事業補助要綱) 補助率 15/16、23/32、3/16、1/48	(保育課)	382,744
20 保育サービス推進事業補助金 (保育サービス推進事業補助金交付要綱) 補助率 10/10	(保育課)	△ 1,880
21 保育力強化事業補助金 (保育力強化事業補助金交付要綱) 補助率 10/10	(保育課)	△ 600
29 保育所等におけるICT化推進事業費補助金 (保育所等におけるICT化推進事業費補助金) 補助率 3/4	(保育課)	3,625
30 保育体制強化事業費補助金 (保育体制強化事業費補助金交付要綱) 補助率 3/4	(保育課)	18,900
31 賃貸物件による保育所開設準備経費補助金 (賃貸物件による保育所の開設準備経費補助要綱) 補助率 2/3、1/8	(保育課)	44,748
1 商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金 (東京都商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱) 補助率 1/2、1/3	(経済課)	△ 6,746
2 東小金井駅北口土地区画整理事業補助金 (東京都土地区画整理事業助成規程) 補助率 1/4	(区画整理課)	△ 44,050
3 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金 (東京都緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱) 補助率 1/3	(まちづくり推進)	△ 231,392
5 戸建住宅等耐震化促進事業補助金 (東京都戸建住宅等耐震化促進事業補助金交付要綱) 補助率 1/4	(まちづくり推進)	△ 1,339

款 16 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
6 土木費都補助金	千円	千円	千円		千円
7 教育費都補助金	85,892	△ 9,004	76,888	1 教育費補助金	△ 9,004
8 消防費都補助金	3,400	△ 2,348	1,052	1 消防費補助金	△ 2,348

款 16 都支出金

項 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 総務費委託金	千円 334,053	△ 9,859	千円 324,194	3 選挙費委託金	△ 9,303
				4 統計調査費委託金	△ 556
4 土木費委託金	284,603	△ 30,293	254,310	2 道路橋りょう費委託金	△ 30,293

説	明	千円
6 東京都ブロック塀等安全対策促進事業補助金 (東京都ブロック塀等安全対策促進事業補助金交付要綱) 補助率 1/6	(まちづくり推進) △	555
8 都市計画公園補助金 (市町村都市計画事業に対する都費補助要綱) 補助率 1/2	(環境政策課) △	42,366
1 東京都放課後子供教室推進事業費補助金 (東京都放課後子供教室推進事業費補助金交付要綱) 補助率 2/3	(生涯学習課) △	5,733
6 スクール・サポート・スタッフ配置支援事業補助金 (スクール・サポート・スタッフ配置支援事業補助金交付要綱) 補助率 10/10	(指導室) △	1,012
10 東京2020大会開催関連事業費補助金 (東京2020大会開催関連事業費補助金交付要綱) 補助率 1/2	(生涯学習課) △	2,259
1 東京都地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業補助金 (東京都地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業補助金交付要綱) 補助率 10/10	(地域安全課) △	2,348

説	明	千円
2 都議会議員選挙費委託金 (公職選挙法第264条)	(選挙管理委員会) △	5,525
4 衆議院議員選挙費委託金 (公職選挙法第264条)	(選挙管理委員会) △	3,778
6 経済センサス活動調査委託金 (統計法、経済センサス活動調査規則)	(総務課) △	556
1 第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業委託金 (道路法第24条) 都道134号線	(都市計画課) △	24,391
2 主要地方道15号線整備事業委託金 (道路法第24条)	(都市計画課) △	5,902

款 16 都支出金

項 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
5 教育費委託金	千円 11,502	△ 千円 1,485	千円 10,017	1 教育費委託金	千円 △ 1,485

款 17 財産収入

項 1 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 財産貸付収入	千円 3,662	千円 6,666	千円 10,328	1 土地貸付収入	千円 6,666

款 18 寄附金

項 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 一般寄附金	千円 136,316	千円 44,518	千円 180,834	1 一般寄附金	千円 44,518

款 19 繰入金

項 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
3 環境基金繰入金	千円 278,070	△ 千円 10,500	千円 267,570	1 環境基金繰入金	千円 △ 10,500

説	明	千円
3 教育事業費委託金 (教員研修事業費事務処理特例交付金(事業費)交付要綱、成績一覧表調査委員会事務処理特例交付金交付要綱、区市立学校臨時職員賃金等交付金交付要綱)	(指 導 室)	△ 785
4 オリンピック・パラリンピック教育推進校事業委託金 (オリンピック・パラリンピック教育推進事業実施要項、オリンピック・パラリンピック教育推進事業費支払基準)	(指 導 室)	△ 700

説	明	千円
1 市有土地貸付料 東町一丁目市有地	(管 財 課)	6,666 (6,666)

説	明	千円
1 一般寄附金	(管 財 課)	44,518

説	明	千円
1 環境基金繰入金	(ごみ対策課)	△ 10,500

款 19 繰入金

項 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
7 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	千円 243,706	△ 千円 94,015	千円 149,691	1 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	△ 千円 94,015

款 21 諸収入

項 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 過年度収入	千円 10,778	千円 27,703	千円 38,481	1 過年度収入	千円 27,703
6 雑入	120,503	△ 3,613	116,890	1 雑入	△ 3,613

款 22 市債

項 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 衛生債	千円 924,700	△ 千円 664,700	千円 260,000	1 清掃事業債	△ 千円 664,700
2 土木債	305,600	15,200	320,800	1 都市計画債	15,200

説	明	千円
1 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	(健康課)	△ 94,015

説	明	千円
45 令和2年度浅川清流環境組合負担金返還金	(ごみ対策課)	27,703
36 多摩・島しょ広域連携活動助成金 (多摩・島しょ広域連携活動助成金交付要綱)	(コミュニティ文)	△ 3,617
67 滄浪泉園内お供え金	(環境政策課)	4

説	明	千円
1 清掃関連施設整備事業債	(財政課)	△ 664,700
1 東小金井駅北口土地区画整理事業債	(財政課)	△ 4,000
2 小長久保公園用地取得事業債	(財政課)	19,200

3 歳 出

款 1 議 会 費

項 1 議 会 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 議 会 費	375,503	1,373	376,876			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,373			
1,373	2 給料	337	1 職員人件費その他 (職員課) 1,373
	3 職員手当等	1,374	2 給 料 (337)
	4 共済費	△ 335	一般職給料 337
	8 旅費	△ 3	3 職員手当等 (1,374)
			4 共 済 費 (△ 335)
			8 旅 費 (△ 3)
			普通旅費 △ 3

款 2 総務費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	1,326,310	116,988	1,443,298			
2 文書管理費	597,468	△ 37,011	560,457	1,788		
				1,788		
6 会計管理費	12,168	1,050	13,218			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
116,988			
116,988	2 給料	28,114	1 職員人件費その他 () 116,988
	3 職員手当等	96,219	(1) 職員課関係経費 117,538
	4 共済費	△ 7,037	2 給 料 (29,114)
	8 旅費	△ 308	一般職給料 29,114
			3 職員手当等 (95,499)
			4 共 済 費 (△ 6,787)
			8 旅 費 (△ 288)
			普通旅費 △ 288
			(2) 職員課関係経費(再任用職員) △ 550
			2 給 料 (△ 1,000)
			再任用職員給料 △ 1,000
			3 職員手当等 (720)
			4 共 済 費 (△ 250)
			8 旅 費 (△ 20)
			普通旅費 △ 20
△ 38,799			
△ 701	11 役務費	△ 7,195	1 文書事務に要する経費 (総 務 課) △ 701
	6 その他の役務費	△ 7,195	
	12 委託料	△ 14,047	12 委 託 料 (△ 701)
			契約差金(廃棄文書リサイクル処理委託料) △ 701
△ 36,749	13 使用料及び賃借料	△ 15,769	4 内部情報システムに要する経費 (情報システム課) △ 36,749
			11 役 務 費 (△ 7,195)
			内部情報システムインターネット回線使用料 △ 7,195
			12 委 託 料 (△ 15,134)
			契約差金(内部情報システムインターネット環境構築委託料他1件) △ 15,134
			13 使用料及び賃借料 (△ 14,420)
			契約差金等(内部情報パーソナルコンピュータ機器等借上料(令和3年度導入分)他2件) △ 14,420
△ 1,349			6 基幹系システムに要する経費 (情報システム課) 439
			12 委 託 料 (1,788)
			基幹系システム修正委託料(マイナンバーカード所有者転出転入ワ断ストップ化対応分) 1,788
			13 使用料及び賃借料 (△ 1,349)
			契約差金(コンビニ交付システム機器等借上料(令和3年度導入分)) △ 1,349
1,050			

款 2 総務費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6 会計管理費						
7 財産管理費	330,591	△ 872	329,719			
10 市民文化費	325,851	△ 14,490	311,361			△ 3,617 △ 3,617
11 財政調整基金費	1,280,399	1,200,000	2,480,399			
13 庁舎建設基金費	273	100,000	100,273			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,050			1 出納事務に要する経費 (会 計 課) 1,050
	11 役務費 5 手数料	1,050 1,050	11 役 務 費 (1,050) 銀行振込手数料 1,050
△ 872			1 財産管理に要する経費 (管 財 課) △ 872
△ 872	12 委託料	△ 872	12 委 託 料 (△ 872) 庁舎建設予定地地歴調査委託料 △ 872
△ 10,873			1 三宅村友好都市交流に要する経費 (コミュニティ文) △ 3,710
△ 93	18 負担金補助及び交付金	△ 14,490	18 負担金補助及び交付金 (△ 3,710) 青少年自然・文化体験交流事業 i n 三宅負担金 △ 3,710
△ 10,780			3 文化振興に要する経費 (コミュニティ文) △ 10,780
			18 負担金補助及び交付金 (△ 10,780) なかよし市民まつり実行委員会補助金 △ 10,780
1,200,000			1 財政調整基金積立金 (財 政 課) 1,200,000
1,200,000	24 積立金	1,200,000	24 積 立 金 (1,200,000) 財政調整基金積立金 (積立元金) 1,200,000
100,000			1 庁舎建設基金積立金 (管 財 課) 100,000
100,000	24 積立金	100,000	24 積 立 金 (100,000) 庁舎建設基金積立金 (積立元金) 100,000

款 2 総務費

項 2 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 税務総務費	344,249	△ 20,886	323,363			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 20,886			
△ 20,886	2 給料	△ 10,327	1 職員人件費その他 (職員課) △ 20,886
	3 職員手当等	△ 7,951	2 給 料 (△ 10,327)
	4 共済費	△ 2,579	一般職給料 △ 10,327
	8 旅費	△ 29	3 職員手当等 (△ 7,951)
			4 共 済 費 (△ 2,579)
			8 旅 費 (△ 29)
			普通旅費 △ 29

款 2 総務費

項 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 戸籍住民基本台帳費	340,792	△ 12,002	328,790			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 12,002			
△ 12,002	2 給料	△ 8,057	1 職員人件費その他 (職員課) △ 12,002 2 給 料 (△ 8,057) 一般職給料 △ 8,057 3 職員手当等 (△ 2,905) 4 共 済 費 (△ 1,029) 8 旅 費 (△ 11) 普通旅費 △ 11
	3 職員手当等	△ 2,905	
	4 共済費	△ 1,029	
	8 旅費	△ 11	

款 2 総務費

項 4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 選挙管理委員会費	48,297	△ 3,930	44,367			
3 都議会議員選挙費	55,006	△ 5,525	49,481	△ 5,525		
				△ 5,525		
4 衆議院議員選挙費	50,876	△ 3,778	47,098	△ 3,778		
				△ 3,778		

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
△ 3,930				
△ 3,930	2 給料	121	1 職員人件費その他 (職員課)	△ 3,930
	3 職員手当等	△ 4,575	2 給料	(121)
	4 共済費	524	一般職給料	121
			3 職員手当等	(△ 4,575)
			4 共 済 費	(524)
	1 報酬	△ 1,909	1 都議会議員選挙に要する	
	7 報償費	△ 1,712	経費 (選挙管理委員会)	△ 5,525
	10 需用費	△ 506	1 報 酬	(△ 1,909)
	1 消耗品費	△ 506	選挙業務会計年度任用職員報酬	△ 1,909
	12 委託料	△ 1,398	7 報 償 費	(△ 1,712)
			選挙事務従事者謝礼	△ 1,712
			10 需 用 費	(△ 506)
			消耗品費	△ 506
			12 委 託 料	(△ 1,398)
			契約差金 (選挙投票管理システム 更新委託料他1件)	△ 1,398
	7 報償費	△ 848	1 衆議院議員選挙に要する	
	10 需用費	△ 1,750	経費 (選挙管理委員会)	△ 3,778
	1 消耗品費	△ 1,750	7 報 償 費	(△ 848)
	12 委託料	△ 1,180	選挙事務従事者謝礼	△ 848
			10 需 用 費	(△ 1,750)
			消耗品費	△ 1,750
			12 委 託 料	(△ 1,180)
			契約差金 (選挙公報配布委託料)	△ 1,180

款 2 総務費

項 5 統計調査費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 経済統計調査費	3,745	△ 556	3,189	△ 556		
				△ 556		

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
	1 報酬	△ 556	1 経済統計調査に要する経 費 () △ 556 (2) 経済センサス活動調査費 (総務課) △ 556 1 報 酬 (△ 556) 経済センサス活動調査調査員報酬 △ 556

款 2 総務費

項 6 監査委員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 監査委員費	32,799	323	33,122			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
323				
323	2 給料	△ 138	1 職員人件費その他	(職員課) 323
	3 職員手当等	△ 126	2 給 料	(△ 138)
	4 共済費	590	一般職給料	△ 138
	8 旅費	△ 3	3 職員手当等	(△ 126)
			4 共 済 費	(590)
			8 旅 費	(△ 3)
			普通旅費	△ 3

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会福祉総務費	1,084,078	△ 7,080	1,076,998	△ 6,246		
					△ 1,566	
					△ 2,000	
					△ 2,680	
2 障害者福祉費	2,421,868	△ 3,479	2,418,389	△ 30,129		
				381		

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 834			
261	1 報酬	△ 1,958	1 職員人件費その他 (職員課) 261
	2 給料	△ 1,926	2 給料 (△ 1,926)
	3 職員手当等	3,531	一般職給料 △ 1,926
	4 共済費	△ 1,249	3 職員手当等 (3,531)
	7 報償費	△ 1,566	4 共済費 (△ 1,249)
△ 2,794	8 旅費	△ 931	8 旅費 (△ 95)
	18 負担金補助及び交付金	△ 3,211	普通旅費 △ 95
	19 扶助費	△ 3,773	2 社会福祉委員に要する経費 (地域福祉課) △ 2,794
	22 償還金利子及び割引料	4,003	1 報酬 (△ 1,958)
			社会福祉委員報酬 △ 1,958
			8 旅費 (△ 836)
			委員旅費 △ 836
			3 民生委員等に要する経費 (地域福祉課) △ 1,566
			7 報償費 (△ 1,566)
			民生委員活動費 委員 △ 1,566
△ 1,773			10 心身障害者福祉手当支給に要する経費 (自立生活支援課) △ 3,773
			19 扶助費 (△ 3,773)
			心身障害者福祉手当 △ 3,773
			14 負担金・補助金 (地域福祉課) △ 2,611
69			18 負担金補助及び交付金 (△ 2,611)
			福祉サービス第三者評価受審費補助金 △ 2,611
			33 新生児特別定額給付金給付に要する経費 (地域福祉課) △ 600
			18 負担金補助及び交付金 (△ 600)
			新生児特別定額給付金 △ 600
			34 返還金・還付金 () 4,003
			(2) 地域福祉課関係経費 4,003
			22 償還金利子及び割引料 (4,003)
			令和2年度地域福祉推進区市町村包括補助事業都補助金返還金 4,003
26,650			
127	12 委託料	△ 1,215	15 高額障害福祉サービス費に要する経費 (自立生活支援課) 508
	18 負担金補助及び交付金	△ 18,459	19 扶助費 (508)
			高額障害福祉サービス費 508

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 障害者福祉費				11,010		
				552		
				△ 17,659		
				△ 608		
				15,200		
4 高齢者福祉費	545,595	△ 5,581	540,014	11,394		
				△ 2,178		
				13,572		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
3,669	19 扶助費	16,195	23 訓練等給付に要する経費 (自立生活支援課) 14,679
			19 扶助費 (14,679)
456			訓練等給付費 14,679
			25 共同生活援助等家賃助成に要する経費 (自立生活支援課) 1,008
			19 扶助費 (1,008)
			共同生活援助等家賃助成費 1,008
			27 障害者(児)施設運営費補助に要する経費 (自立生活支援課) △ 17,659
			18 負担金補助及び交付金 (△ 17,659)
			障害者日中活動系サービス推進事業補助金 △ 17,062
			児童発達支援センターサービス推進事業補助金 △ 597
△ 607			30 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業に要する経費 (自立生活支援課) △ 1,215
			12 委託料 (△ 1,215)
			重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業委託料 △ 1,215
△ 16,000			32 新型コロナウイルス感染症対策に要する経費 (自立生活支援課) △ 800
			18 負担金補助及び交付金 (△ 800)
			障害福祉事業所等運営補助金 △ 800
△ 16,975			
△ 903			8 高齢者住宅事業に要する経費 (まちづくり推進) △ 903
	12 委託料	△ 2,178	
	13 使用料及び賃借料	△ 903	13 使用料及び賃借料 (△ 903)
	18 負担金補助及び交付金	△ 2,500	高齢者住宅借上料(グリーンタウン小金井) △ 903
			41 認知症検診に要する経費 (介護福祉課) △ 2,178
			12 委託料 (△ 2,178)
			認知症検診委託料 △ 2,178
△ 16,072			43 新型コロナウイルス感染症対策に要する経費 (介護福祉課) △ 2,500
			18 負担金補助及び交付金 (△ 2,500)
			介護事業所運営補助金 △ 2,500

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
7 国民健康保険事業費	1,124,907	14,072	1,138,979	9,094		
				9,094		
8 介護保険事業費	1,445,484	0	1,445,484			
9 地域福祉基金費	107,618	100,000	207,618			
10 後期高齢者医療費	1,150,578	△ 98,979	1,051,599			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
4,978			
4,978	27 繰出金	14,072	1 国民健康保険特別会計繰出金 (財政課) 14,072 27 繰出金 (14,072) 保険基盤安定分繰出金 12,126 職員給与費等繰出金 1,946
	27 繰出金	0	1 介護保険特別会計繰出金 (財政課) 0 27 繰出金 (0) 介護給付費繰出金 21,946 地域支援事業 (介護予防・日常生活支援総合事業) 繰出金 △ 1,672 地域支援事業 (介護予防・日常生活支援総合事業以外) 繰出金 △ 656 職員給与費等繰出金 △ 16,710 要介護認定事務費繰出金 △ 2,908
100,000			
100,000	24 積立金	100,000	1 地域福祉基金積立金 (地域福祉課) 100,000 24 積立金 (100,000) 地域福祉基金積立金 (積立元金) 100,000
△ 98,979			
△ 98,979	27 繰出金	△ 98,979	1 後期高齢者医療特別会計繰出金 (財政課) △ 98,979 27 繰出金 (△ 98,979) 療養給付費繰出金 △ 66,590 保険基盤安定繰出金 △ 13,749 事務費繰出金 △ 3,896 保険料軽減措置繰出金 △ 14,744

款 3 民生費

項 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費	6,957,046	786,160	7,743,206	630,819		
				25,275		
				5,028		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
155,341			
△ 39,903	2 給料	△ 16,765	1 職員人件費その他 (職員課) △ 39,903
	3 職員手当等	△ 16,404	2 給 料 (△ 16,765)
	4 共済費	△ 6,594	一般職給料 △ 16,765
	8 旅費	△ 140	3 職員手当等 (△ 16,404)
	18 負担金補助及び交付金	749,611	4 共 済 費 (△ 6,594)
8,925			8 旅 費 (△ 140)
	19 扶助費	6,702	普通旅費 △ 140
	22 償還金利子及び割引料	69,750	8 民間保育所助成に要する経費 (保育課) 34,200
1,674			18 負担金補助及び交付金 (34,200)
			保育所等における児童の安全対策強化事業費補助金 1,500
			民間保育所デジタル化推進事業補助金 7,500
			保育体制強化事業費補助金 25,200
			19 障害児通所給付に要する経費 (自立生活支援課) 6,702
69,750			19 扶 助 費 (6,702)
			障害児通所給付費 6,702
			26 返還金・還付金 () 69,750
			(3) 子育て支援課関係経費 69,750
			22 償還金利子及び割引料 (69,750)
			令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費国庫補助金返還金 4,060
			令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費国庫補助金返還金 572
			令和2年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金(ひとり親世帯給付事業費)返還金 6,660
			令和2年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金(ひとり親世帯給付事務費)返還金 123
			令和2年度子ども・子育て支援国庫交付金返還金 6,777
			令和2年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金返還金 118
			令和2年度児童措置費国庫負担金返還金(助産施設措置費) 23
			令和2年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金返還金 110
			令和2年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金返還金 2,685
			令和2年度子ども・子育て支援都交付金返還金 9,437

款 3 民 生 費

項 2 児 童 福 祉 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費				600,516		
4 保育園費	1,131,359	△ 72,675	1,058,684			
5 学童保育所費	383,362	△ 20,446	362,916			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
			令和2年度子ども家庭支援区市町村包括補助事業都補助金返還金 4,053
			令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業都補助金返還金 34,254
			令和2年度児童措置費都負担金返還金(助産施設措置費) 395
			令和2年度ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業都補助金返還金 483
114,895			32 保育施設開設及び改修等に要する経費 (保 育 課) 715,411
			18 負担金補助及び交付金 (715,411)
			保育所整備事業補助金 40,325
			貸貨物件による保育所改修費等支援事業補助金 674,486
			民間保育所等非常通報装置整備事業補助金 600
△ 72,675			
△ 70,497	2 給料	△ 26,516	1 職員人件費その他 (職 員 課) △ 70,497
	3 職員手当等	△ 30,837	2 給 料 (△ 26,516)
	4 共済費	△ 13,079	一般職給料 △ 26,516
	8 旅費	△ 65	3 職員手当等 (△ 30,837)
	13 使用料及び賃借料	△ 2,178	4 共 済 費 (△ 13,079)
△ 2,178			8 旅 費 (△ 65)
			普通旅費 △ 65
			3 保育園運営に要する経費 (保 育 課) △ 2,178
			13 使用料及び賃借料 (△ 2,178)
			バス借上料 △ 2,178
△ 20,446			
△ 20,446	1 報酬	△ 5,500	2 学童保育所運営に要する経費 (児 童 青 少 年 課) △ 20,446
	12 委託料	△ 14,946	1 報 酬 (△ 5,500)
			学童保育補助業務会計年度任用職員報酬 △ 5,500
			12 委 託 料 (△ 14,946)
			契約差金等(みどり学童保育所運営委託料他3件) △ 14,946

款 3 民生費

項 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 生活保護総務費	266,231	△ 3,577	262,654			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 3,577			
△ 3,577	2 給料	335	1 職員人件費その他 (職員課) △ 3,577
	3 職員手当等	△ 3,229	2 給 料 (335)
	4 共済費	△ 642	一般職給料 335
	8 旅費	△ 41	3 職員手当等 (△ 3,229)
			4 共 済 費 (△ 642)
			8 旅 費 (△ 41)
			普通旅費 △ 41

款 3 民生費

項 4 国民年金費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 国民年金総務費	32,303	1,763	34,066			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,763			
1,763	2 給料	1,157	1 職員人件費その他 (職員課) 1,763
	3 職員手当等	421	2 給 料 (1,157)
	4 共済費	186	一般職給料 1,157
	8 旅費	△ 1	3 職員手当等 (421)
			4 共 済 費 (186)
			8 旅 費 (△ 1)
			普通旅費 △ 1

款 4 衛 生 費

項 1 保 健 衛 生 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健衛生総務費	834,022	10,770	844,792			
2 感染症予防費	90,194	826	91,020			
3 予防接種費	2,408,416	9,643	2,418,059	1,135		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
10,770			
9,360	2 給料	△ 3,994	1 職員人件費その他 (職員課) 9,360
	3 職員手当等	13,814	2 給 料 (△ 3,994)
	4 共済費	△ 418	一般職給料 (△ 3,994)
	8 旅費	△ 42	3 職員手当等 (13,814)
	22 償還金利子及び割引料	1,410	4 共 済 費 (△ 418)
1,410			8 旅 費 (△ 42)
			普通旅費 △ 42
			34 返還金・還付金 (健康課) 1,410
			22 償還金利子及び割引料 (1,410)
			令和2年度母子保健衛生費国庫補助金返還金 1,410
826			
826	12 委託料	826	1 結核検診に要する経費 (健康課) 826
			12 委 託 料 (826)
			BCG個別接種委託料 826
8,508			
667	10 需用費 5 印刷製本費	372 372	2 ジフテリアⅡ期予防接種 に要する経費 (健康課) 667
	12 委託料	7,559	12 委 託 料 (667)
	17 備品購入費	△ 1,360	ジフテリア個別接種委託料 667
3,072	18 負担金補助及び交付金	3,072	5 その他予防接種事務に要 する経費 (健康課) 3,072
			18 負担金補助及び交付金 (3,072)
			予防接種負担金 3,072
1,267			6 麻しん・風しん混合予防 接種に要する経費 (健康課) 1,267
			12 委 託 料 (1,267)
			麻しん・風しん混合個別接種委託 料 1,267
5,379			9 子宮頸がんワクチン接種 に要する経費 (健康課) 5,379
			10 需 用 費 (372)
			印刷製本費 372
			12 委 託 料 (5,007)
			子宮頸がんワクチン個別接種委託 料 5,007
618			13 水痘ワクチン接種に要す る経費 (健康課) 618

款 4 衛生費

項 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 予防接種費				1,135		
6 新型コロナウイルス感染症対策基金費	181,174	100,000	281,174			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
			12 委 託 料 (618) 水痘ワクチン個別接種委託料 618
△ 2,495			17 新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費 () △ 1,360
			(1) 情報システム課関係経費 △ 1,360
			17 備品購入費 (△ 1,360) 一般機器類 △ 1,360
100,000			
	24 積立金	100,000	
100,000			1 新型コロナウイルス感染症対策基金積立金 (健 康 課) 100,000
			24 積立金 (100,000) 新型コロナウイルス感染症対策基金積立金(積立元金) 100,000

款 4 衛生費

項 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 清掃総務費	233,137	△ 9,819	223,318			
2 塵芥処理費	3,363,027	△ 694,609	2,668,418		△ 664,700	△ 10,500
					△ 664,700	△ 10,500
4 環境基金費	200,438	127,703	328,141			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 9,819			
△ 9,819	2 給料	△ 6,470	1 職員人件費その他 (職員課) △ 9,819
	3 職員手当等	△ 2,474	2 給 料 (△ 6,470)
	4 共済費	△ 872	一般職給料 △ 6,470
	8 旅費	△ 3	3 職員手当等 (△ 2,474)
			4 共 済 費 (△ 872)
			8 旅 費 (△ 3)
			普通旅費 △ 3
△ 19,409			
△ 19,409	12 委託料	△ 2,354	2 塵芥処理に要する経費 (ごみ対策課) △ 694,609
	14 工事請負費	△ 692,255	12 委 託 料 (△ 2,354)
			清掃関連施設整備設計施工監理委 託料 △ 2,354
			14 工事請負費 (△ 692,255)
			清掃関連施設整備工事
127,703			
127,703	24 積立金	127,703	1 環境基金積立金 (ごみ対策課) 127,703
			24 積立金 (127,703)
			環境基金積立金(積立元金) 127,703

款 6 農林水産業費

項 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 農業振興費	30,310	△ 4,501	25,809			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 4,501			
△ 4,501	7 報償費	△ 617	1 農業振興対策に要する経費 (経 済 課) △ 4,501
	12 委託料	△ 606	
	18 負担金補助及び交付金	△ 3,278	7 報 償 費 (△ 617) 農業振興計画策定委員会委員謝礼 △ 617 12 委 託 料 (△ 606) 契約差金 (農業振興計画策定支援委託料) △ 606 18 負担金補助及び交付金 (△ 3,278) 小金井市農業振興連合会補助金 △ 3,278

款 7 商 工 費

項 1 商 工 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 商工総務費	87,373	△ 764	86,609			
2 商工振興費	755,613	△ 177,197	578,416	12,425		△ 94,015
				12,425		△ 94,015

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
△ 764				
△ 764	2 給料	908	1 職員人件費その他 (職員課)	△ 764
	3 職員手当等	△ 1,394	2 給 料 (908)
	4 共済費	△ 273	一般職給料	908
	8 旅費	△ 5	3 職員手当等	(△ 1,394)
			4 共 済 費	(△ 273)
			8 旅 費	(△ 5)
			普通旅費	△ 5
△ 95,607				
△ 95,607	11 役務費 1 郵便料	△ 10,743 △ 10,743	1 商工振興に要する経費 (経済課)	△ 177,197
	12 委託料	△ 11,812	11 役 務 費	(△ 10,743)
	18 負担金補助及び交付金	△ 154,642	郵 便 料	△ 10,743
			12 委 託 料	(△ 11,812)
			契約差金 (地域振興券封入封緘等 委託料)	△ 11,812
			18 負担金補助及び交付金	(△ 154,642)
			商店街チャレンジ戦略支援事業補 助金	△ 13,620
			農工大・多摩小金井ベンチャーポ ート入居者賃料補助金	△ 10,193
			こがねい事業者特別支援金	△ 130,829

款 8 土 木 費

項 1 土 木 管 理 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 土木総務費	291,685	△ 16,495	275,190	△ 1,185		
				△ 1,185		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 15,310			
△ 270	2 給料	△ 715	1 職員人件費その他 (職員課) △ 1,455
	3 職員手当等	△ 282	2 給 料 (△ 715)
	4 共済費	△ 392	一般職給料 △ 715
	8 旅費	△ 66	3 職員手当等 (△ 282)
	18 負担金補助及び交付金	△ 15,040	4 共 済 費 (△ 392)
△ 15,040			8 旅 費 (△ 66)
			普通旅費 △ 66
			3 コミュニティバスに要する経費 (交通対策課) △ 15,040
			18 負担金補助及び交付金 (△ 15,040)
			コミュニティバス運行補助金 △ 15,040

款 8 土 木 費

項 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 道路橋りょう総務費	101,810	△ 7,886	93,924			
3 道路新設改良費	385,035	△ 40,739	344,296	△ 29,108		
				△ 23,566		
				△ 5,542		
5 街路灯照明費	50,109	△ 5,920	44,189			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 7,886			
△ 7,886	2 給料	△ 2,972	1 職員人件費その他 (職員課) △ 7,886 2 給料 (△ 2,972) 一般職給料 (△ 2,972) 3 職員手当等 (△ 3,392) 4 共済費 (△ 1,511) 8 旅費 (△ 11) 普通旅費 △ 11
	3 職員手当等	△ 3,392	
	4 共済費	△ 1,511	
	8 旅費	△ 11	
△ 11,631			
△ 1,874	11 役務費 5 手数料	△ 901 △ 901	1 道路新設改良に要する経費 (道路管理課) △ 1,874
	12 委託料	△ 9,623	12 委託料 (△ 1,874) 契約差金 (道路調査委託料他1件) △ 1,874
	14 工事請負費	△ 8,322	
△ 9,757	16 公有財産購入費	△ 6,035	2 都道134号線整備に要する経費 () △ 33,323
	21 補償補填及び賠償金	△ 15,858	(1) 都市計画課関係経費 △ 23,566 11 役務費 (△ 901) 都道134号線土地鑑定評価手数料 △ 901 12 委託料 (△ 6,314) 都道134号線物件調査委託料 △ 6,314 16 公有財産購入費 (△ 1,693) 都道134号線用地取得費 △ 1,693 21 補償補填及び賠償金 (△ 14,658) 都道134号線用地取得に伴う物件補償費 △ 14,658 (2) 道路管理課関係経費 △ 9,757 12 委託料 (△ 1,435) 契約差金 (都道134号線台帳作成委託料その2) △ 1,435 14 工事請負費 (△ 8,322) 都道134号線引継補修工事
			3 主要地方道15号線整備に要する経費 () △ 5,542
			(1) 都市計画課関係経費 △ 5,542 16 公有財産購入費 (△ 4,342) 主要地方道15号線用地取得費 △ 4,342 21 補償補填及び賠償金 (△ 1,200) 主要地方道15号線用地取得に伴う物件補償費 △ 1,200
△ 5,920			
△ 5,920	10 需用費 6 光熱水費	△ 5,920 △ 5,920	1 街路灯維持管理に要する経費 (交通対策課) △ 5,920

款 8 土 木 費

項 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 街路灯照明費						
6 交通安全対策費	194,831	△ 5,895	188,936			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
			10 需用費 (△ 5,920) 光熱水費 △ 5,920
△ 5,895			
△ 5,895	12 委託料	△ 5,895	3 自転車対策に要する経費 (交通対策課) △ 5,895
			12 委託料 (△ 5,895) 自転車駐車場指定管理委託料 △ 5,895

款 8 土 木 費

項 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 都市計画総務費	847,030	△ 462,570	384,460	△ 374,233		
				△ 4,017		
				△ 368,551		
2 土地区画整理費	769,347	△ 214,000	555,347	△ 132,150	△ 4,000	
				△ 132,150	△ 4,000	

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 88,337			
△ 10,333	2 給料	△ 5,189	1 職員人件費その他 (職員課) △ 10,333
	3 職員手当等	△ 3,358	2 給 料 (△ 5,189)
	4 共済費	△ 1,591	一般職給料 △ 5,189
	8 旅費	△ 195	3 職員手当等 (△ 3,358)
	12 委託料	△ 6,044	4 共 済 費 (△ 1,591)
△ 4,191	18 負担金補助及び交付金	△ 446,193	8 旅 費 (△ 195)
			普通旅費 △ 195
			3 都市計画事務に要する経費 (都市計画課) △ 4,191
△ 1,853			12 委 託 料 (△ 4,191)
			都市計画マスタープラン策定支援委託料 △ 4,191
			5 建築事務に要する経費 (建築営繕課) △ 1,853
△ 1,299			12 委 託 料 (△ 1,853)
			契約差金 (特定建築物等定期調査報告委託料) △ 1,853
			9 木造住宅耐震助成に要する経費 (まちづくり推進) △ 5,316
△ 70,106			18 負担金補助及び交付金 (△ 5,316)
			木造住宅耐震診断助成金 △ 1,155
			木造住宅耐震改修助成金 △ 4,161
			11 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成に要する経費 (まちづくり推進) △ 438,657
△ 555			18 負担金補助及び交付金 (△ 438,657)
			特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計助成金 △ 13,813
			特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修助成金 △ 424,844
			12 ブロック塀等撤去助成に要する経費 (まちづくり推進) △ 2,220
			18 負担金補助及び交付金 (△ 2,220)
			ブロック塀等撤去助成金 △ 2,220
△ 77,850			
△ 77,850	12 委託料	△ 214,000	1 土地区画整理事業に要する経費 (区画整理課) △ 214,000
			12 委 託 料 (△ 214,000)
			東小金井駅北口土地区画整理事業委託料 △ 214,000

款 8 土 木 費

項 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 街路事業費	13,119	△ 562	12,557			
5 公園緑地費	429,410	△ 14,758	414,652	△ 52,219	19,200	
				△ 52,219	19,200	
7 みどりと公園基金費	298	100,004	100,302			4
						4

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 562			
△ 562	12 委託料	△ 562	1 都市計画道路3・4・1 2号線整備に要する経費 (道路管理課) △ 562 12 委託料 (△ 562) 契約差金(都市計画道路3・4・ 1 2号線引継図書作成委託料) △ 562
18,261			
18,261	16 公有財産購入費	△ 14,758	6 都市公園等の整備に要す る経費 (環境政策課) △ 14,758 16 公有財産購入費 (△ 14,758) 三楽公園用地取得費 △ 14,758
100,000			
100,000	24 積立金	100,004	1 みどりと公園基金積立金 (環境政策課) 100,004 24 積立金 (100,004) みどりと公園基金積立金(積立元 金) 100,004

款 9 消 防 費

項 1 消 防 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 非常備消防費	78,616	△ 1,268	77,348			
3 災害対策費	80,125	△ 2,690	77,435	△ 2,348		
				△ 2,348		

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 1,268			
△ 1,268	1 報酬	△ 1,268	2 消防団活動に要する経費 (地域安全課) △ 1,268
			1 報酬 (△ 1,268) 団員報酬 △ 1,268
△ 342			
△ 342	18 負担金補助及び交付金	△ 2,690	1 災害対策に要する経費 (地域安全課) △ 2,690
			18 負担金補助及び交付金 (△ 2,690) 自主防災組織補助金 △ 2,690

款 10 教育費

項 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 事務局費	540,221	36,659	576,880			
3 教育指導費	266,412	△ 11,996	254,416	△ 2,497		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
36,659			
37,847	1 報酬	△ 1,049	1 職員人件費その他 () 37,847
	2 給料	7,342	(1) 職員課関係経費 37,597
	3 職員手当等	31,471	2 給 料 (6,622)
	4 共済費	161	一般職給料 6,622
	8 旅費	△ 78	3 職員手当等 (31,887)
	12 委託料	△ 1,188	4 共 済 費 (△ 839)
			8 旅 費 (△ 73)
			普通旅費 △ 73
			(2) 職員課関係経費(再任用職員) 2,311
			2 給 料 (720)
			再任用職員給料 720
			3 職員手当等 (596)
			4 共 済 費 (1,000)
			8 旅 費 (△ 5)
			普通旅費 △ 5
			(3) 庶務課関係経費 △ 2,061
			1 報 酬 (△ 1,049)
			育休代替業務会計年度任用職員報酬 △ 1,049
			3 職員手当等 (△ 1,012)
△ 1,188			5 教育委員会事務局事務に要する経費 () △ 1,188
			(1) 庶務課関係経費 △ 1,188
			12 委 託 料 (△ 1,188)
			マイクロバス運行委託料 △ 1,188
△ 9,499			
△ 693	3 職員手当等	△ 2,946	3 海の移動教室に要する経費 (指 導 室) △ 693
	7 報償費	△ 1,469	12 委 託 料 (△ 693)
	12 委託料	△ 2,603	付添看護委託料 △ 693
△ 2,920	18 負担金補助及び交付金	△ 4,978	4 山の移動教室に要する経費 (指 導 室) △ 2,920
			18 負担金補助及び交付金 (△ 2,920)
			参加生徒補助金 △ 2,920
△ 621			6 林間学校に要する経費 (指 導 室) △ 621
			12 委 託 料 (△ 621)
			付添看護委託料 △ 621
△ 2,634			7 修学旅行に要する経費 (指 導 室) △ 2,634
			12 委 託 料 (△ 576)
			付添看護委託料 △ 576
			18 負担金補助及び交付金 (△ 2,058)
			参加生徒補助金 △ 2,058

款 10 教育費

項 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 教育指導費						
				△	2,497	
4 教育施設整備基金費	26,846	100,000	126,846			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 713			14 音楽鑑賞教室に要する経費 (指導室) △ 713
			12 委託料 (△ 713) オーケストラ鑑賞教室楽団出演委託料 △ 713
△ 769			16 小金井市学習等支援制度に要する経費 (指導室) △ 769
			7 報償費 (△ 769) 水泳指導介助員謝礼 △ 769
			17 その他教育指導等に要する経費 (指導室) △ 2,497
			3 職員手当等 (△ 1,797) 7 報償費 (△ 700) オリンピック・パラリンピック教育推進校講師等謝礼 △ 700
△ 1,149			20 特別支援教育に要する経費 (指導室) △ 1,149
			3 職員手当等 (△ 1,149)
100,000			
100,000	24 積立金	100,000	1 教育施設整備基金積立金 (庶務課) 100,000
			24 積立金 (100,000) 教育施設整備基金積立金 (積立元金) 100,000

款 10 教育費

項 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	633,095	△ 15,113	617,982			
3 学校保健給食費	244,084	2,456	246,540	2,783		
				2,783		
4 学校建設費	142,855	△ 9,736	133,119			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 15,113			
△ 13,717	2 給料	△ 6,278	1 職員人件費その他 (職員課) △ 13,717
	3 職員手当等	△ 6,102	2 給 料 (△ 6,278)
	4 共済費	△ 1,332	一般職給料 △ 6,278
	8 旅費	△ 5	3 職員手当等 (△ 6,102)
	12 委託料	△ 1,396	4 共 済 費 (△ 1,332)
△ 1,396			8 旅 費 (△ 5)
			普通旅費 △ 5
			2 学校運営に要する経費 () △ 1,396
			(2) 学務課関係経費 △ 1,396
			12 委 託 料 (△ 1,396)
			学校ネットワーク機器等運用保守 委託料その1 △ 1,396
△ 327			
△ 327	10 需用費	2,456	1 学校保健衛生に要する経
	1 消耗品費	1,929	費 (学 務 課) 2,456
	14 医薬材料費	527	10 需 用 費 (2,456)
			消 耗 品 費 1,929
			医 薬 材 料 費 527
△ 9,736			
△ 9,736	14 工事請負費	△ 9,736	1 学校施設整備に要する経
			費 (庶 務 課) △ 9,736
			14 工 事 請 負 費 (△ 9,736)
			契約差金等 (本町小学校散水用井 戸設備等改修工事他3件) △ 9,736

款 10 教育費

項 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	302,282	△ 2,560	299,722			
2 教育振興費	129,336	△ 3,957	125,379	△ 285		
				△ 285		
3 学校保健給食費	195,281	699	195,980	1,044		
				1,044		
4 学校建設費	72,573	△ 2,549	70,024			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 2,560			
△ 984	2 給料	292	1 職員人件費その他 (職員課) △ 984
	3 職員手当等	△ 407	2 給 料 (292)
	4 共済費	△ 869	一般職給料 292
	12 委託料	△ 1,576	3 職員手当等 (△ 407)
△ 1,576			4 共 済 費 (△ 869)
			2 学校運営に要する経費 () △ 1,576
			(2) 学務課関係経費 △ 1,576
			12 委 託 料 (△ 1,576)
			学校ネットワーク機器等運用保守 委託料その1 △ 1,576
△ 3,672			
△ 3,672	19 扶助費	△ 3,957	3 就学援助に要する経費 (学 務 課) △ 3,957
			19 扶 助 費 (△ 3,957)
			要保護・準要保護生徒就学援助費 △ 3,957
△ 345			
△ 345	10 需用費 1 消耗品費	699 699	1 学校保健衛生に要する経 費 (学 務 課) 699
			10 需 用 費 (699)
			消 耗 品 費 699
△ 2,549			
△ 2,549	14 工事請負費	△ 2,549	1 学校施設整備に要する経 費 (庶 務 課) △ 2,549
			14 工事請負費 (△ 2,549)
			契約差金 (第一中学校屋内運動場 防水改修工事他1件) △ 2,549

款 10 教育費

項 4 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会教育総務費	317,956	△ 22,903	295,053	△ 5,733		
				△ 5,733		

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
△ 17,170				
△ 13,353	2 給料	△ 4,825	1 職員人件費その他 (職員課)	△ 13,353
	3 職員手当等	△ 6,381	2 給料 (△ 4,825)	
	4 共済費	△ 2,116	一般職給料 (△ 4,825)	
	7 報償費	△ 934	3 職員手当等 (△ 6,381)	
	8 旅費	△ 31	4 共済費 (△ 2,116)	
△ 934	12 委託料	△ 8,616	8 旅費 (△ 31)	
			普通旅費 (△ 31)	
			4 青少年育成事業に要する経費 (生涯学習課)	△ 934
△ 2,883			7 報償費 (△ 934)	
			校庭開放指導員謝礼 (△ 934)	
			9 放課後子どもプラン事業に要する経費 (生涯学習課)	△ 8,616
			12 委託料 (△ 8,616)	
			放課後子ども教室運営委託料 (△ 8,616)	

款 10 教育費

項 5 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健体育総務費	102,697	△ 5,889	96,808	△ 2,530		
				△ 271		
				△ 2,259		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 3,359			
3,097	2 給料	535	1 職員人件費その他 (職員課) 3,097
	3 職員手当等	2,110	2 給 料 (535) 一般職給料 535
	4 共済費	463	3 職員手当等 (2,110)
	7 報償費	△ 581	4 共 済 費 (463)
	8 旅費	△ 11	8 旅 費 (△ 11) 普通旅費 △ 11
△ 3,807	10 需用費	△ 1,682	4 スポーツ教室・各種大会
	1 消耗品費	△ 1,060	に要する経費 (生涯学習課) △ 4,078
	5 印刷製本費	△ 622	12 委 託 料 (△ 3,318) シニアスポーツフェスティバル運 営委託料 △ 668
	12 委託料	△ 4,446	障害者(児)水泳教室運営委託料 △ 543
	13 使用料及び賃借料	△ 1,517	市民スキー教室運営委託料 △ 788
	18 負担金補助及び交付金	△ 760	市民スケート教室運営委託料 △ 656
			市町村総合体育大会選手派遣委託 料 △ 663
			18 負担金補助及び交付金 (△ 760) 健康ウォーキングフェスタ小金井 交付金 △ 760
△ 581			5 スポーツ開放・学校開放
			に要する経費 (生涯学習課) △ 581
			7 報 償 費 (△ 581) スポーツ開放校指導員謝礼 △ 581
△ 2,068			8 東京2020オリンピック
			ク・パラリンピック推進
			に要する経費 (生涯学習課) △ 4,327
	10 需用費	△ 1,682	10 需 用 費 (△ 1,682)
	消耗品費	△ 1,060	消耗品費 △ 1,060
	印刷製本費	△ 622	印刷製本費 △ 622
	12 委託料	△ 1,128	12 委 託 料 (△ 1,128) 東京2020オリンピック聖火リ レーミニセレブレーション等運営 委託料 △ 1,128
	13 使用料及び賃借料	△ 1,517	13 使 用 料 及 び 賃 借 料 (△ 1,517) 会場借上料 △ 1,517

款 11 公 債 費

項 1 公 債 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 元 金	2,171,126	4,290	2,175,416			
2 利 子	117,049	△ 9,684	107,365			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
4,290			
4,290	22 償還金利子及び割引料	4,290	1 市債償還元金 (財 政 課) 4,290
			22 償還金利子及び割引料 (4,290) 市債償還元金 4,290
△ 9,684			
△ 9,684	22 償還金利子及び割引料	△ 9,684	1 市債償還利子 (財 政 課) △ 9,684
			22 償還金利子及び割引料 (△ 9,684) 市債償還利子 △ 9,684

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	107,296	5,225	112,521			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 5,225		千円	千円

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合計	
		報酬	給料	期 末 手 当	勤 勉 手 当	その他 の 手 当	計			
補正後	長 等	3		30,660	12,112		128	42,900	7,518	50,418
	議 員	24	143,760		56,786			200,546	50,269	250,815
	その他	998	127,344					127,344	267	127,611
	計	1,025	271,104	30,660	68,898		128	370,790	58,054	428,844
補正前	長 等	3		30,660	12,113		136	42,909	6,967	49,876
	議 員	24	143,760		56,786			200,546	50,269	250,815
	その他	1,026	131,126					131,126	267	131,393
	計	1,053	274,886	30,660	68,899		136	374,581	57,503	432,084
比 較	長 等				△1		△8	△9	551	542
	議 員									
	その他	△28	△3,782					△3,782		△3,782
	計	△28	△3,782		△1		△8	△3,791	551	△3,240

※ その他の手当は、通勤手当128千円である。

一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(6) 1,453	980,797	2,217,970	2,198,020	5,396,787	945,612	6,342,399	
補正前	(6) 1,472	989,255	2,273,001	2,145,159	5,407,415	986,157	6,393,572	
比 較	() △19	△8,458	△55,031	52,861	△10,628	△40,545	△51,173	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後		351,481	51,080	60,963	48,958	
補正前		359,609	49,272	60,507	47,166		226,761
比 較		△8,128	1,808	456	1,792		17,684
区 分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計	
補正後			11,155	276,748	679,793	473,397	2,198,020
補正前			13,749	183,849	716,491	487,755	2,145,159
比 較			△2,594	92,899	△36,698	△14,358	52,861

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明																
給 料	△ 55,031	その他の増減分	1 給与改定分 0 2 異動等分 △ 55,031 3 再任用給与改定分 0																	
職員手当	52,861	その他の増減分	1 期末・勤勉手当 △ 51,056 (1) 給与改定分 △ 26,496 (2) 異動等分 △ 24,392 (3) 再任用給与改定分 △ 168 2 その他 103,917 (1) 給与改定分 (2) 異動等分 103,917 (3) 再任用給与改定分 0	※期末・勤勉手当の支給率 (見込) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算計上</td> <td>2.275</td> <td>2.275</td> <td>4.55</td> </tr> <tr> <td>支給見込</td> <td>2.275</td> <td>2.175</td> <td>4.45</td> </tr> <tr> <td>超過分</td> <td>0.00</td> <td>△ 0.10</td> <td>△ 0.10</td> </tr> </tbody> </table>	区分	6月	12月	計	予算計上	2.275	2.275	4.55	支給見込	2.275	2.175	4.45	超過分	0.00	△ 0.10	△ 0.10
区分	6月	12月	計																	
予算計上	2.275	2.275	4.55																	
支給見込	2.275	2.175	4.45																	
超過分	0.00	△ 0.10	△ 0.10																	

(3) 職員1人当たりの給料月額、給与月額及び平均年齢の状況

区 分		一般行政職	技能労務職
令和3年12月1日現在	平均給料月額	311,237円	333,305円
	平均給与月額	405,964円	398,453円
	平均年齢	42歳5月	52歳3月
令和2年12月1日現在	平均給料月額	306,245円	332,138円
	平均給与月額	399,902円	398,813円
	平均年齢	41歳6月	51歳5月

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書補正

(単位:千円)

追加 事項	限度額	令和2年度(見込)額		令和3年度 支出予定額		左の財源内訳				
		期間	金額	期間	金額	特定財源			その他	
						国都支出金	地方債	一般財源		
第5次基本構想・前期基本計画 策定支援委託料その2	2,585			令和3年度 ～令和4年度	2,585					2,585

地方債の前年度末に前年度末における現在高並びに前年調書補正及び前年度末における現在高の見える前年調書補正

(単位:千円)

区分	令和元年度末 現在高	令和2年度末 現在高	令和3年度		中増減		見込		令和3年度末現在高	
			令和3年度 補正額	令和3年度 起債額	増減額	令和3年度中 元償還見込額	令和3年度末 補正額	令和3年度末 補正額		
									令和3年度 補正前の額	令和3年度 補正後の額
1 普通債	14,021,769	13,541,985	△ 649,500	1,005,800	1,315,325	13,881,960	△ 649,500	13,232,460		
(3) 衛生	313,000	362,900	△ 664,700	260,000	0	1,287,600	△ 664,700	622,900		
(4) 土木	9,187,819	8,691,648	15,200	320,800	846,434	8,150,814	15,200	8,166,014		
2 その他	6,613,860	5,740,650	0	0	860,091	4,884,849	△ 4,290	4,880,559		
(3) 臨時財政対策債	6,106,950	5,364,414	0	0	749,569	4,619,135	△ 4,290	4,614,845		
合計	20,635,629	19,282,635	△ 649,500	1,005,800	2,175,416	18,766,809	△ 653,790	18,113,019		

議案第2号資料2

令和3年度 基金現在高調べ

NO	基金名	区分	予算補正状況							令和3年度 当初予算 (B)	令和2年度 末現在 (A)	令和3年度 末高 (A)	令和3年度 額現在 (E)	令和3年度 取崩計 (D)	令和3年度 予定額 (E)	令和3年度 末 見込額 (F)=(A)+(D)-(E)
			第7回	第10回	第13回	第16回	補正 額 (C)	補正 後 積立 予 定 額 (D)	補正 後 積立 予 定 額 (E)							
1	財政調整基金	元金 利子 計		1,280,000		1,200,000	2,480,000		399 2,480,399	5,084,139	1,500,000 1,060,000 計 2,560,000	2,480,000	2,480,000	2,480,000	5,004,538	
2	職員退職手当基金	元金 利子 計							1 1	9,418					9,419	
3	庁舎建設基金	元金 利子 計					100,000	100,000	273 273	2,679,071	178,320 17,897 計 196,217	100,000	100,000	196,217	2,583,127	
4	地域福祉基金	元金 利子 計		107,307	235	107,307	207,542	207,542	76 76	759,775	10,000 10,000 計 20,000	207,542	207,542	20,000	957,393	
5	新型コロナウイルス 感染症対策基金	元金 利子 計		131,003	169	107,307	231,172	231,172	1 2	138,587	49,000 100,691 計 149,691	231,172	231,172	149,691	270,070	
6	環境基金	元金 利子 計		335		127,703	128,038	128,038	103 103	1,068,901	220,600 46,970 計 267,570	128,038	128,038	267,570	1,129,472	
7	都市再開発整備基金	元金 利子 計							1 1	3,029					3,030	
8	みどり公園基金	元金 利子 計		297		100,004	100,301	100,301	1 1	9,670					109,972	
9	市営住宅整備基金	元金 利子 計							3,500 6 3,506	59,914	2,350 2,350 計 4,700	3,500	3,506	4,700	61,070	
10	教育施設整備基金	元金 利子 計		737		100,000	100,737	100,737	9 9	63,468	39,000 39,000 計 78,000	100,737	100,737	78,000	151,314	
11	土地開発基金	元金 利子 計							1 1	65					66	
合	計	元金 利子 計		1,412,607	169	1,827,707	3,347,791	3,347,791	1 1	9,876,037	1,999,270 1,225,558 計 3,224,828	3,627,390	3,628,262	3,224,828	10,279,471	

令和3年度普通交付税の再算定結果比較

(単位：千円)

区 分		再算定	当初算定	増減額	
基準財政収入額	市 町 村 民 税	8,484,065	8,484,065	0	
	固 定 資 産 税	5,713,083	5,713,083	0	
	軽 自 動 車 税	48,321	48,321	0	
	軽自動車税環境性能割	1,976	1,976	0	
	市 町 村 た ば こ 税	415,001	415,001	0	
	利 子 割 交 付 金	26,735	26,735	0	
	配 当 割 交 付 金	126,822	126,822	0	
	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	136,785	136,785	0	
	法 人 事 業 税 交 付 金	85,947	85,947	0	
	地 方 消 費 税 交 付 金	2,316,352	2,316,352	0	
	市 町 村 交 付 金	112,102	112,102	0	
	環 境 性 能 割 交 付 金	18,611	18,611	0	
	地 方 揮 発 油 譲 与 税	41,401	41,401	0	
	自 動 車 重 量 譲 与 税	116,421	116,421	0	
	森 林 環 境 譲 与 税	10,075	10,075	0	
	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	8,934	8,934	0	
	東日本大震災に係る特例加算額	32	32	0	
	地 方 特 例 交 付 金	95,292	95,292	0	
合 計	17,757,955	17,757,955	0		
基準財政需要額	消 防 費	1,678,049	1,678,049	0	
	土 木 費	道 路 橋 り よ う 費	163,940	163,940	0
		都 市 計 画 費	140,337	140,337	0
		公 園 費	82,071	82,071	0
		下 水 道 費	142,014	142,014	0
	教 育 費	そ の 他 の 土 木 費	171,876	171,876	0
		小 学 校 費	550,139	550,139	0
		中 学 校 費	224,113	224,113	0
	厚 生 費	そ の 他 の 教 育 費	747,882	747,882	0
		生 活 保 護 費	888,165	888,165	0
		社 会 福 祉 費	3,104,752	3,104,752	0
		保 健 衛 生 費	1,052,087	1,052,087	0
	産 業 経 済 費	高 齢 者 保 健 福 祉 費	2,919,346	2,919,346	0
		清 掃 費	991,492	991,492	0
		農 業 行 政 費	24,951	24,951	0
	総 務 費	林 野 水 産 行 政 費	11,629	11,629	0
		商 工 行 政 費	175,317	175,317	0
	公 債 費	徴 税 費	235,042	235,042	0
		戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	175,664	175,664	0
		地 域 振 興 費	671,876	671,876	0
		地 域 の 元 気 創 造 事 業 費	435,370	435,370	0
		人 口 減 少 等 特 別 対 策 事 業 費	416,381	416,381	0
		地 域 社 会 再 生 事 業 費	53,916	53,916	0
		地 域 デ ジ タ ル 社 会 推 進 費	61,410	61,410	0
		臨 時 経 済 対 策 費	220,640	—	220,640
		臨 時 財 政 対 策 債 償 還 基 金 費	147,626	—	147,626
		補 正 予 算 債 償 還 費	3,649	3,649	0
	定 額 費 算	財 源 対 策 債 償 還 費	24,023	24,023	0
		減 税 補 て ん 債 償 還 費	109,912	109,912	0
		臨 時 財 政 対 策 債 償 還 費	865,619	865,619	0
		東 日 本 大 震 災 全 国 緊 急 防 止 施 策 等	14,250	14,250	0
		公 害 防 止 事 業 債 償 還 費	28,075	28,075	0
人 口	2,259,670	2,259,670	0		
面 積	18,346	18,346	0		
臨 時 財 政 対 策 債 償 還 替 相 当 分	△ 538,781	△ 538,781	0		
合 計	18,270,848	17,902,582	368,266		
総 括	基 準 財 政 収 入 額	17,757,955	17,757,955	0	
	基 準 財 政 需 要 額	18,270,848	17,902,582	368,266	
	交 付 基 準 額	512,893	144,627	368,266	
	調 整 額	0	12,346	△ 12,346	
交 付 額	512,893	132,281	380,612		

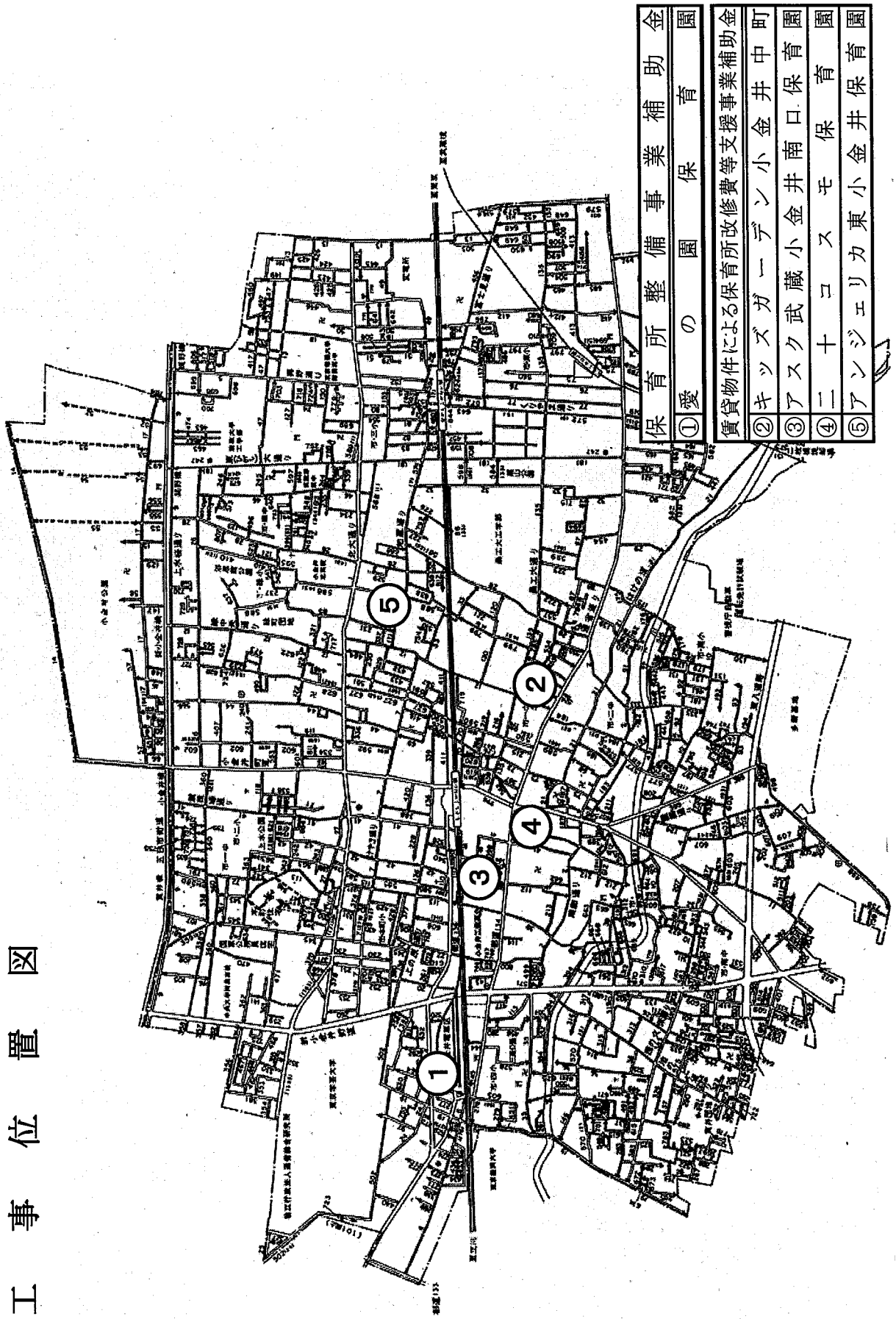
議案第2号資料4

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業一覧

(単位：千円)

款	項	目	事業	事業名	主管課	節	科目名	事業費	充当額
3	1	2	32	新型コロナウイルス感染症対策に要する経費	自立生活支援課	18	障害福祉事業所等運営補助金	15,200	15,200
3	1	4	43	新型コロナウイルス感染症対策に要する経費	介護福祉課	18	介護事業所運営補助金	21,400	13,572
7	1	2	1	商工振興に要する経費	経済課	18	こがねい事業者特別支援金	19,171	19,171
合 計								55,771	47,943

工事位置図



議案第2号資料6

新型コロナウイルス感染症対策関連経費一覧

(単位：千円)

担当課	款・項目・事業	説明	補正額	特定財源			一般財源
				充当額	予算科目	歳入名称	
地域福祉課	3・1・1・33	新生児特別定額給付金	△ 600	0	—	—	△ 600
自立生活支援課	3・1・2・32	障害福祉事業所等運営補助金	△ 800	15,200	15・2・6・1・1	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	△ 16,000
介護福祉課	3・1・4・43	介護事業所運営補助金	△ 2,500	13,572	15・2・6・1・1	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	△ 16,072
保育課	3・2・4・3	バス借上料 (保育園運営に要する経費)	△ 2,178	0	—	—	△ 2,178
情報システム課	4・1・3・17(1)	基幹システム増設機器等借上料 (新型コロナウイルスワクチン接種対応分)	0	2,495	15・2・3・1・4	新型コロナウイルスワクチン接種体相確保事業費補助金	△ 2,495
情報システム課	4・1・3・17(1)	パーソナルコンピュータ	△ 1,360	△ 1,360	15・2・3・1・4	新型コロナウイルスワクチン接種体相確保事業費補助金	0
健康課	4・1・6・1	新型コロナウイルス感染症対策基金積立金 (積立元金)	100,000	0	—	—	100,000
経済課	7・1・2・1	郵便料 (商工振興に要する経費)	△ 10,743	0	—	—	△ 10,743
経済課	7・1・2・1	地域振興券封入封緘等委託料	△ 11,812	0	—	—	△ 11,812
経済課	7・1・2・1	こがねい事業者特別支援金	△ 130,829	△ 74,844	15・2・6・1・1	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	△ 55,985
指導室	10・1・3・16	水泳指導介助員謝礼	△ 126	0	—	—	△ 126
学務課	10・2・3・1	消耗品費 (学校保健衛生に要する経費)	1,929	964	15・2・5・1・4	学校保健特別対策事業費補助金	965
学務課	10・2・3・1	医薬材料費 (学校保健衛生に要する経費)	527	1,819	15・2・5・1・4	学校保健特別対策事業費補助金	△ 1,292
学務課	10・3・3・1	消耗品費 (学校保健衛生に要する経費)	699	349	15・2・5・1・4	学校保健特別対策事業費補助金	350
学務課	10・3・3・1	医薬材料費 (学校保健衛生に要する経費)	0	695	15・2・5・1・4	学校保健特別対策事業費補助金	△ 695
生涯学習課	10・4・1・9	放課後子ども教室運営委託料	△ 8,616	△ 5,733	16・2・7・1・1	東京都放課後子供教室推進事業費補助金	△ 2,883
生涯学習課	10・5・1・4	シニアスポーツフェスティバル運営委託料	△ 668	0	—	—	△ 668
生涯学習課	10・5・1・4	市民スキー教室運営委託料	△ 788	0	—	—	△ 788
生涯学習課	10・5・1・4	市民スケート教室運営委託料	△ 656	0	—	—	△ 656
生涯学習課	10・5・1・4	市町村総合体育大会選手派遣委託料	△ 663	0	—	—	△ 663
合計			△ 69,184	△ 46,843	—	—	△ 22,341

※ 水泳指導介助員謝礼の補正額及び一般財源については、新型コロナウイルス感染症対策関連経費分を記載している。

議案第2号資料7

繰越明許費の内訳について

1 基幹系システム修正委託料（マイナンバーカード所有者転出転入ワンストップ化対応分）

款2 総務費 項1 総務管理費 目2 文書管理費

事業2 基幹系システムに要する経費

(単位：千円)

節	科目名	予算額	執行予定額	繰越額
12	基幹系システム修正委託料（マイナンバーカード所有者転出転入ワンストップ化対応分）	1,788	0	1,788
	合計	1,788	0	1,788

2 子育て世帯への臨時特別給付金

款3 民生費 項2 児童福祉費 目9 子育て世帯臨時特別給付金給付費

事業1 子育て世帯への臨時特別給付金給付に要する経費

(2) 子育て支援課関係経費

(単位：千円)

節	科目名	予算額	執行予定額	繰越額
18	子育て世帯への臨時特別給付金	1,519,000	1,103,300	415,700
	合計	1,519,000	1,103,300	415,700

3 学校保健衛生事業

款10 教育費 項2 小学校費 目3 学校保健給食費

事業1 学校保健衛生に要する経費

(単位：千円)

節	科目名	予算額	執行予定額	繰越額
10	消耗品費	3,396	1,467	1,929
10	医薬材料費	4,843	1,206	3,637
	合計	8,239	2,673	5,566

款10 教育費 項3 中学校費 目3 学校保健給食費

事業1 学校保健衛生に要する経費

(単位：千円)

節	科目名	予算額	執行予定額	繰越額
10	消耗品費	1,321	622	699
10	医薬材料費	2,009	620	1,389
	合計	3,330	1,242	2,088

議案第3号

令和3年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算

(第4回)

令和3年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）

令和3年度小金井市の国民健康保険特別会計の補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ14,071千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,806,777千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月17日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		千円 2,340,550	千円 △70,000	千円 2,270,550
	1 国民健康保険税	2,340,550	△70,000	2,270,550
3 国庫支出金		1	41,999	42,000
	1 国庫補助金	1	41,999	42,000
4 都支出金		7,100,809	28,000	7,128,809
	1 都補助金	7,100,809	28,000	7,128,809
6 繰入金		1,193,577	14,072	1,207,649
	1 他会計繰入金	1,124,907	14,072	1,138,979
歳 入 合 計		10,792,706	14,071	10,806,777

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 189,202	千円 1,946	千円 191,148
	1 総務管理費	155,566	1,946	157,512
7 諸支出金		31,105	102,602	133,707
	1 償還金及び還付金	31,105	102,602	133,707
8 予備費		156,038	△90,477	65,561
	1 予備費	156,038	△90,477	65,561
歳 出 合 計		10,792,706	14,071	10,806,777

議案第 3 号資料

令和 3 年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算事項別明細書

(第 4 回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		千円 2,340,550	千円 △70,000	千円 2,270,550
	1 国民健康保険税	2,340,550	△70,000	2,270,550
3 国庫支出金		1	41,999	42,000
	1 国庫補助金	1	41,999	42,000
4 都支出金		7,100,809	28,000	7,128,809
	1 都補助金	7,100,809	28,000	7,128,809
6 繰入金		1,193,577	14,072	1,207,649
	1 他会計繰入金	1,124,907	14,072	1,138,979
歳入合計		10,792,706	14,071	10,806,777

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		千円 189,202	千円 1,946	千円 191,148
	1 総 務 管 理 費	155,566	1,946	157,512
7 諸 支 出 金		31,105	102,602	133,707
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	31,105	102,602	133,707
8 予 備 費		156,038	△90,477	65,561
	1 予 備 費	156,038	△90,477	65,561
歳 出 合 計		10,792,706	14,071	10,806,777

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			1,946
			1,946
			102,602
			102,602
			△90,477
			△90,477
			14,071

2 歳入

款 1 国民健康保険税

項 1 国民健康保険税

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 一般被保険者国民健康保険税	千円 2,340,533	千円 △ 70,000	千円 2,270,533	1 医療給付費分現年課税分	千円 △ 45,407
				2 後期高齢者支援金分現年課税分	△ 17,724
				3 介護納付金分現年課税分	△ 6,869

款 3 国庫支出金

項 1 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 災害臨時特例補助金	千円 1	千円 41,999	千円 42,000	1 災害臨時特例補助金	千円 41,999

款 4 都支出金

項 1 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 保険給付費等交付金	千円 7,006,809	千円 28,000	千円 7,034,809	2 特別交付金	千円 28,000

説	明	千円
1 現年度分 (国民健康保険法第76条及び地方税法第703条の4)	(保険年金課) △	45,407
1 現年度分 (国民健康保険法第76条及び地方税法第703条の4)	(保険年金課) △	17,724
1 現年度分 (国民健康保険法第76条及び地方税法第703条の4)	(保険年金課) △	6,869

説	明	千円
1 災害臨時特例補助金 (国民健康保険(組合)災害等臨時特例補助金交付要綱) 補助率 6/10	(保険年金課)	41,999

説	明	千円
2 特別調整交付金(市町村分) (国民健康保険法第75条の2) 補助率 4/10	(保険年金課)	28,000

款 6 繰入金

項 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 一般会計繰入金	千円 1,124,907	千円 14,072	千円 1,138,979	1 保険基盤安定繰入金	千円 12,126
				2 職員給与費等繰入金	1,946

説	明
1 保険料軽減分 (国民健康保険法第72条の3)	(保険年金課) 千円 7,421
2 保険者支援分 (国民健康保険法第72条の4)	(保険年金課) 4,705
1 職員給与費等繰入金	(保険年金課) 1,946

3 歳 出

款 1 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	151,888	1,946	153,834			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,946			
1,946	2 給料	223	1 職員人件費その他 () 1,946
	3 職員手当等	1,675	(1) 保険年金課関係経費 1,946
	4 共済費	116	2 給 料 (223)
	8 旅費	△ 68	一般職給料 223
			3 職員手当等 (1,675)
			4 共 済 費 (116)
			8 旅 費 (△ 68)
			普通旅費 △ 68

款 7 諸支出金

項 1 償還金及び還付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 償還金	1	102,602	102,603			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
102,602			
102,602	22 償還金利子及び割引料	102,602	1 交付金等の返還金 (保 険 年 金 課) 102,602
			22 償還金利子及び割引料 (102,602) 交付金等の返還金 102,602

款 8 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	156,038	△ 90,477	65,561			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 90,477			

給与費明細書

一 般 職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	() 41	18,844	52,034	51,803	122,681	23,522	146,203	
補正前	() 41	18,844	51,811	50,038	120,693	23,406	144,099	
比 較	()		223	1,765	1,988	116	2,104	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員 手当 の 内 訳	区 分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後	8,186	1,164	912	1,464		12,769
	補正前	8,084	1,164	912	1,107		10,675
	比 較	102			357		2,094
	区 分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計
	補正後		720		15,758	10,830	51,803
	補正前		900		16,259	10,937	50,038
	比 較		△180		△501	△107	1,765

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明																
給 料	223	その他の増減分	1 給与改定分 0 2 異動等分 223 3 再任用給与改定分 0																	
職員手当	1,765	その他の増減分	1 期末・勤勉手当 △ 608 (1) 給与改定分 △ 532 (2) 異動等分 △ 76 (3) 再任用給与改定分 0 2 その他 2,373 (1) 給与改定分 0 (2) 異動等分 2,373 (3) 再任用給与改定分 0	※期末・勤勉手当の支給率 (見込) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算計上</td> <td>2.275</td> <td>2.275</td> <td>4.55</td> </tr> <tr> <td>支給見込</td> <td>2.275</td> <td>2.175</td> <td>4.45</td> </tr> <tr> <td>超過分</td> <td>0.00</td> <td>△ 0.10</td> <td>△ 0.10</td> </tr> </tbody> </table>	区分	6月	12月	計	予算計上	2.275	2.275	4.55	支給見込	2.275	2.175	4.45	超過分	0.00	△ 0.10	△ 0.10
区分	6月	12月	計																	
予算計上	2.275	2.275	4.55																	
支給見込	2.275	2.175	4.45																	
超過分	0.00	△ 0.10	△ 0.10																	

(3) 職員1人当たりの給料月額、給与月額及び平均年齢の状況

区 分		一般行政職	技能労務職
令和3年12月1日現在	平均給料月額	290,807円	—
	平均給与月額	405,955円	—
	平均年齢	37歳3月	—
令和2年12月1日現在	平均給料月額	282,760円	—
	平均給与月額	395,398円	—
	平均年齢	36歳6月	—

議案第4号

令和3年度

小金井市

介護保険特別会計

補正予算

(第2回)

令和3年度小金井市介護保険特別会計補正予算（第2回）

令和3年度小金井市の介護保険特別会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ139,131千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,781,729千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月17日提出

東京都小金井市長 西岡真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保 険 料		千円 1,833,262	千円 △13,927	千円 1,819,335
	1 介 護 保 険 料	1,833,262	△13,927	1,819,335
3 国 庫 支 出 金		1,876,965	26,347	1,903,312
	1 国 庫 負 担 金	1,385,436	31,990	1,417,426
	2 国 庫 補 助 金	491,529	△5,643	485,886
4 支 払 基 金 交 付 金		2,195,942	43,792	2,239,734
	1 支 払 基 金 交 付 金	2,195,942	43,792	2,239,734
5 都 支 出 金		1,229,669	22,740	1,252,409
	1 都 負 担 金	1,165,152	25,068	1,190,220
	2 都 補 助 金	64,517	△2,328	62,189
6 財 産 収 入		43	△36	7
	1 財 産 運 用 収 入	41	△36	5
8 繰 入 金		1,465,362	60,215	1,525,577
	2 基 金 繰 入 金	19,878	60,215	80,093
歳 入 合 計		8,642,598	139,131	8,781,729

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 305,505	千円 △17,582	千円 287,923
	1 総 務 管 理 費	219,232	△14,741	204,491
	2 徴 収 費	5,705	75	5,780
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	76,416	△2,908	73,508
	4 趣 旨 普 及 費	4,152	△8	4,144
2 保 險 給 付 費		7,847,962	175,565	8,023,527
	1 介 護 サービス等諸費	7,170,716	168,301	7,339,017
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	237,472	△1,334	236,138
	3 そ の 他 諸 費	8,650	187	8,837
	4 高 額 介 護 サービス等費	257,056	10,193	267,249
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サービス等費	63,461	△10,290	53,171
	6 特 定 入 所 者 介 護 サービス等費	110,607	8,508	119,115
4 地 域 支 援 事 業 費		435,138	△16,781	418,357
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サービス事業費	265,149	△13,265	251,884
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	19,317	△110	19,207
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	149,980	△3,406	146,574
5 基 金 積 立 金		3,081	△36	3,045
	1 基 金 積 立 金	3,081	△36	3,045
8 予 備 費		10,134	△2,035	8,099
	1 予 備 費	10,134	△2,035	8,099
歳 出 合 計		8,642,598	139,131	8,781,729

議案第 4 号資料

令 和 3 年 度

小 金 井 市

介 護 保 險 特 別 会 計

補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(第 2 回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保 險 料		千円 1,833,262	千円 △13,927	千円 1,819,335
	1 介 護 保 險 料	1,833,262	△13,927	1,819,335
3 国 庫 支 出 金		1,876,965	26,347	1,903,312
	1 国 庫 負 担 金	1,385,436	31,990	1,417,426
	2 国 庫 補 助 金	491,529	△5,643	485,886
4 支 払 基 金 交 付 金		2,195,942	43,792	2,239,734
	1 支 払 基 金 交 付 金	2,195,942	43,792	2,239,734
5 都 支 出 金		1,229,669	22,740	1,252,409
	1 都 負 担 金	1,165,152	25,068	1,190,220
	2 都 補 助 金	64,517	△2,328	62,189
6 財 産 収 入		43	△36	7
	1 財 産 運 用 収 入	41	△36	5
8 繰 入 金		1,465,362	60,215	1,525,577
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,445,484	0	1,445,484
	2 基 金 繰 入 金	19,878	60,215	80,093
歳 入 合 計		8,642,598	139,131	8,781,729

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		千円 305,505	千円 △17,582	千円 287,923
	1 総 務 管 理 費	219,232	△14,741	204,491
	2 徴 収 費	5,705	75	5,780
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	76,416	△2,908	73,508
	4 趣 旨 普 及 費	4,152	△8	4,144
2 保 険 給 付 費		7,847,962	175,565	8,023,527
	1 介 護 サービス等諸費	7,170,716	168,301	7,339,017
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	237,472	△1,334	236,138
	3 そ の 他 諸 費	8,650	187	8,837
	4 高 額 介 護 サービス等費	257,056	10,193	267,249
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サービス等費	63,461	△10,290	53,171
	6 特 定 入 所 者 介 護 サービス等費	110,607	8,508	119,115
4 地 域 支 援 事 業 費		435,138	△16,781	418,357
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	265,149	△13,265	251,884
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	19,317	△110	19,207
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	149,980	△3,406	146,574
	4 そ の 他 諸 費	692	0	692
5 基 金 積 立 金		3,081	△36	3,045
	1 基 金 積 立 金	3,081	△36	3,045
7 諸 支 出 金		40,749	0	40,749
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	40,749	0	40,749
8 予 備 費		10,134	△2,035	8,099
	1 予 備 費	10,134	△2,035	8,099
歳 出 合 計		8,642,598	139,131	8,781,729

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			△17,582
			△14,741
			75
			△2,908
			△8
56,462		97,035	22,068
54,476		92,591	21,234
△725		△374	△235
60		102	25
3,477		5,391	1,325
△3,831		△5,051	△1,408
3,005		4,376	1,127
△7,375		△6,952	△2,454
△5,328		△6,174	△1,763
△78		△22	△10
△1,968		△757	△681
△1		1	
		△36	
		△36	
		△3	3
		△3	3
			△2,035
			△2,035
49,087		90,044	0

2 歳 入

款 1 保 險 料

項 1 介 護 保 險 料

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 第1号被保険者保険料	千円 1,833,262	△ 千円 13,927	千円 1,819,335	1 現年賦課分特別徴収保険料	△ 千円 38,264
				2 現年賦課分普通徴収保険料	千円 24,434
				3 滞納繰越分普通徴収保険料	△ 千円 97

款 3 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 介護給付費負担金	千円 1,385,436	千円 31,990	千円 1,417,426	1 現年度分	千円 31,990

款 3 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 調整交付金	千円 342,404	△ 千円 1,657	千円 340,747	1 現年度分調整交付金	△ 千円 1,657
2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	千円 57,032	△ 千円 2,675	千円 54,357	1 現年度分	△ 千円 2,675

説	明	千円
1 現年度分特別徴収保険料	(介護福祉課) △	38,264
1 現年度分普通徴収保険料	(介護福祉課)	24,471
2 過年度分普通徴収保険料	(介護福祉課) △	37
1 滞納繰越分普通徴収保険料	(介護福祉課) △	97

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第121条) 負担率 15%、20%	(介護福祉課)	31,990

説	明	千円
1 現年度分調整交付金 (介護保険法第122条、介護保険法第122条の2第2項、介護保険法 第122条の2第3項) 補助率 5%	(介護福祉課) △	1,657
1 現年度分 (介護保険法第122条の2第1項) 補助率 20%	(介護福祉課) △	2,675

款 3 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
3 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	千円 57,743	△ 千円 1,312	千円 56,431	1 現年度分	千円 △ 1,312
4 保険者機能強化推進交付金	16,903	1	16,904	1 保険者機能強化推進交付金	1

款 4 支払基金交付金

項 1 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 介護給付費交付金	千円 2,118,949	千円 47,403	千円 2,166,352	1 現年度分	千円 47,403
2 地域支援事業支援交付金	76,993	△ 3,611	73,382	1 現年度分	△ 3,611

款 5 都支出金

項 1 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 介護給付費負担金	千円 1,165,152	千円 25,068	千円 1,190,220	1 現年度分	千円 25,068

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第122条の2第4項) 補助率 38.5%	(介護福祉課) △	1,312
1 保険者機能強化推進交付金 (介護保険法第122条の3第1項) ポイント制	(介護福祉課)	1

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第125条)	(介護福祉課)	47,403
1 現年度分 (介護保険法第126条)	(介護福祉課) △	3,611

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第123条第1項) 負担率 17.5%、12.5%	(介護福祉課)	25,068

款 5 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	千円 35,645	△ 千円 1,672	千円 33,973	1 現年度分	千円 △ 1,672
2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	28,872	△ 656	28,216	1 現年度分	△ 656

款 6 財産収入

項 1 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 利子及び配当金	千円 41	△ 千円 36	千円 5	1 利子及び配当金	千円 △ 36

款 8 繰入金

項 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 介護給付費繰入金	千円 980,995	千円 21,946	千円 1,002,941	1 現年度分	千円 21,946
2 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	35,645	△ 1,672	33,973	1 現年度分	△ 1,672

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第123条第3項) 補助率 12.5%	(介護福祉課) △	1,672
1 現年度分 (介護保険法第123条第4項) 補助率 19.25%	(介護福祉課) △	656

説	明	千円
1 介護給付費準備基金利子	(介護福祉課) △	36

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第124条第1項)	(介護福祉課)	21,946
1 現年度分 (介護保険法第124条第3項)	(介護福祉課) △	1,672

款 8 繰入金

項 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
3 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	千円 28,872	△ 千円 656	千円 28,216	1 現年度分	千円 △ 656
5 その他一般会計繰入金	307,532	△ 19,618	287,914	1 職員給与費等繰入金	△ 16,710
				2 事務費繰入金	△ 2,908

款 8 繰入金

項 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 介護給付費準備基金繰入金	千円 19,878	千円 60,215	千円 80,093	1 介護給付費準備基金繰入金	千円 60,215

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第124条第4項)	(介護福祉課) △	656
1 職員給与費等繰入金	(介護福祉課) △	16,710
1 要介護認定事務費繰入金	(介護福祉課) △	2,908

説	明	千円
1 介護給付費準備基金繰入金	(介護福祉課)	60,215

3 歳 出

款 1 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	217,142	△ 14,388	202,754			
2 運営協議会費	1,281	△ 179	1,102			
3 介護給付適正化事業費	792	△ 173	619			
4 連合会負担金	17	△ 1	16			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 14,388			
△ 13,519	1 報酬	△ 833	1 職員人件費その他 () △ 13,519
	2 給料	△ 2,617	(1) 介護福祉課関係経費 △ 13,519
	3 職員手当等	△ 10,120	2 給 料 (△ 2,617)
	4 共済費	△ 697	一般職給料 △ 2,617
	8 旅費	△ 121	3 職員手当等 (△ 10,084)
△ 869			4 共 済 費 (△ 697)
			8 旅 費 (△ 121)
			普通旅費 △ 121
			2 介護保険事業運営に要する経費 (介護福祉課) △ 869
			1 報 酬 (△ 833)
			介護保険事業運営業務会計年度任用職員報酬 △ 397
			介護保険事業運営業務会計年度任用職員報酬 △ 436
			3 職員手当等 (△ 36)
△ 179			
△ 179	1 報酬	△ 111	1 介護保険運営協議会に要する経費 (介護福祉課) △ 179
	11 役務費 1 郵便料	△ 4 △ 4	1 報 酬 (△ 111)
	12 委託料	△ 64	介護保険運営協議会委員報酬 △ 30
			地域密着型サービス運営専門委員会委員報酬 △ 81
			11 役 務 費 (△ 4)
			郵 便 料 △ 4
			12 委 託 料 (△ 64)
			会議録作成委託料 △ 64
△ 173			
△ 173	1 報酬	△ 19	1 介護給付適正化事業に要する経費 (介護福祉課) △ 173
	12 委託料	△ 154	1 報 酬 (△ 19)
			介護給付適正化業務会計年度任用職員報酬 △ 19
			12 委 託 料 (△ 154)
			介護保険事業所実地指導事務委託料 △ 154
△ 1			
△ 1	18 負担金補助及び交付金	△ 1	1 東京都国民健康保険団体連合会に要する経費 (介護福祉課) △ 1
			18 負担金補助及び交付金 (△ 1)

款 1 総務費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
4 連合会負担金	千円	千円	千円	千円	千円	千円

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
			東京都国民健康保険団体連合会事務費負担金 △ 1

款 1 総務費

項 2 徴収費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 賦課徴収費	5,705	75	5,780			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
75			
75	1 報酬	△ 15	1 介護保険料の賦課徴収に 要する経費 (介護福祉課) 75
	12 委託料	90	1 報 酬 (△ 15) 介護保険料発送業務会計年度任用 職員報酬 △ 15 12 委 託 料 (90) 口座振替事務委託料 3 コンビニ等収納代行委託料 110 介護保険料仮徴収額変更通知書封 入封緘等委託料 △ 23

款 1 総務費

項 3 介護認定審査会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 介護認定審査会費	21,444	△ 1,610	19,834			
2 認定調査等費	54,972	△ 1,298	53,674			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 1,610			
△ 1,610	1 報酬	△ 1,578	1 介護認定審査会に要する 経費 (介護福祉課) △ 1,610
	11 役務費 1 郵便料	△ 32 △ 32	1 報 酬 (△ 1,578) 介護認定審査会委員報酬 △ 1,578 11 役 務 費 (△ 32) 郵 便 料 △ 32
△ 1,298			
△ 1,298	1 報酬	△ 68	1 認定調査等に要する経費 (介護福祉課) △ 1,298
	3 職員手当等	△ 63	1 報 酬 (△ 68) 認定調査業務会計年度任用職員報 酬 △ 68
	11 役務費 1 郵便料 5 手数料	△ 425 △ 35 △ 390	3 職員手当等 (△ 63) 11 役 務 費 (△ 425) 郵 便 料 △ 35 主治医意見書作成手数料 △ 390
	12 委託料	△ 742	12 委 託 料 (△ 742) 認定調査委託料 △ 742

款 1 総務費

項 4 趣旨普及費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 趣旨普及費	4,152	△ 8	4,144			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 8			
△ 8	12 委託料	△ 8	1 趣旨普及に要する経費 (介護福祉課) △ 8
			12 委託料 (△ 8)
			パンフレット配布委託料 △ 8

款 2 保険給付費

項 1 介護サービス等諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 居宅介護サービス給付費	3,454,969	163,031	3,618,000	56,249		85,443
				56,249		85,443
3 地域密着型介護サービス給付費	898,518	0	898,518	△ 895		1,094
4 特例地域密着型介護サービス給付費	135	0	135	△ 1		
5 施設介護サービス給付費	2,440,354	△ 16,173	2,424,181	△ 8,350		△ 5,092
				△ 8,350		△ 5,092
6 特例施設介護サービス給付費	285	0	285	△ 1		1
7 居宅介護福祉用具購入費	9,840	1,000	10,840	356		510
				356		510
8 居宅介護住宅改修費	16,643	0	16,643	△ 17		21
9 居宅介護サービス計画給付費	349,557	20,443	370,000	7,136		10,613
				7,136		10,613
10 特例居宅介護サービス計画給付費	28	0	28	△ 1		1

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
21,339			
21,339	18 負担金補助及び交付金	163,031	1 居宅介護サービス給付費 に要する経費 (介護福祉課) 163,031 18 負担金補助及び交付金 (163,031) 居宅介護サービス給付費 163,031
△ 199			
1			
△ 2,731			
△ 2,731	18 負担金補助及び交付金	△ 16,173	1 施設介護サービス給付費 に要する経費 (介護福祉課) △ 16,173 18 負担金補助及び交付金 (△ 16,173) 施設介護サービス給付費 △ 16,173
134			
134	18 負担金補助及び交付金	1,000	1 居宅介護福祉用具購入費 に要する経費 (介護福祉課) 1,000 18 負担金補助及び交付金 (1,000) 居宅介護福祉用具購入費 1,000
△ 4			
2,694			
2,694	18 負担金補助及び交付金	20,443	1 居宅介護サービス計画給 付費に要する経費 (介護福祉課) 20,443 18 負担金補助及び交付金 (20,443) 居宅介護サービス計画給付費 20,443

款 2 保険給付費

項 2 介護予防サービス等諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 介護予防サービス給付費	183,582	0	183,582	△ 184		225
2 特例介護予防サービス給付費	104	0	104			1
3 地域密着型介護予防サービス給付費	6,352	△ 3,000	3,352	△ 1,104		△ 1,486
				△ 1,104		△ 1,486
4 特例地域密着型介護予防サービス給付費	86	0	86	△ 1		1
5 介護予防福祉用具購入費	2,002	366	2,368	133		184
				133		184
6 介護予防住宅改修費	10,024	1,300	11,324	466		659
				466		659
7 介護予防サービス計画給付費	35,306	0	35,306	△ 35		42

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 41			
△ 1			
△ 410			
△ 410	18 負担金補助及び交付金	△ 3,000	1 地域密着型介護予防サービス給付費に要する経費 (介護福祉課) △ 3,000 18 負担金補助及び交付金 (△ 3,000) 地域密着型介護予防サービス給付費 △ 3,000
49			
49	18 負担金補助及び交付金	366	1 介護予防福祉用具購入費に要する経費 (介護福祉課) 366 18 負担金補助及び交付金 (366) 介護予防福祉用具購入費 366
175			
175	18 負担金補助及び交付金	1,300	1 介護予防住宅改修費に要する経費 (介護福祉課) 1,300 18 負担金補助及び交付金 (1,300) 介護予防住宅改修費 1,300
△ 7			

款 2 保険給付費

項 3 その他諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 審査支払手数料	8,650	187	8,837	60		102
				60		102

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
25			
25	11 役務費 5 手数料	187 187	1 審査支払事務に要する経 費 (介護福祉課) 187
			11 役 務 費 (187) 介護給付費審査支払手数料 187

款 2 保険給付費

項 4 高額介護サービス等費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 高額介護サービス費	256,542	10,207	266,749	3,482		5,398
				3,482		5,398
2 高額介護予防サービス費	514	△ 14	500	△ 5		△ 7
				△ 5		△ 7

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,327			
1,327	18 負担金補助及び交付金	10,207	1 高額介護サービス費に要する経費 (介護福祉課) 10,207 18 負担金補助及び交付金 (10,207) 高額介護サービス費 10,207
△ 2			
△ 2	18 負担金補助及び交付金	△ 14	1 高額介護予防サービス費に要する経費 (介護福祉課) △ 14 18 負担金補助及び交付金 (△ 14) 高額介護予防サービス費 △ 14

款 2 保険給付費

項 5 高額医療合算介護サービス等費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 高額医療合算介護サービス費	62,890	△ 10,290	52,600	△ 3,830		△ 5,052
				△ 3,830		△ 5,052
2 高額医療合算介護予防サービス費	571	0	571	△ 1		1

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 1,408			
△ 1,408	18 負担金補助及び交付金	△ 10,290	1 高額医療合算介護サービス費に要する経費 (介護福祉課) △ 10,290 18 負担金補助及び交付金 (△ 10,290) 高額医療合算介護サービス費 △ 10,290

款 2 保険給付費

項 6 特定入所者介護サービス等費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 特定入所者介護サービス費	110,524	8,508	119,032	3,005		4,375
				3,005		4,375
3 特定入所者介護予防サービス費	44	0	44			1

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,128			
1,128	18 負担金補助及び交付金	8,508	1 特定入所者介護サービス 費に要する経費 (介護福祉課) 8,508
			18 負担金補助及び交付金 (8,508) 特定入所者介護サービス費 8,508
△	1		

款 4 地域支援事業費

項 1 介護予防・生活支援サービス事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 介護予防・生活支援サービス事業費	235,015	△ 11,131	223,884	△ 4,493		△ 5,161
				△ 4,493		△ 5,161
2 介護予防ケアマネジメント事業費	30,134	△ 2,134	28,000	△ 835		△ 1,013
				△ 835		△ 1,013

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 1,477			
△ 1,477	1 報酬	△ 111	
	18 負担金補助及び交付金	△ 11,020	1 予防サービス事業に要する経費 (介護福祉課) △ 11,131
			1 報 酬 (△ 111) 予防サービス業務会計年度任用職員報酬 △ 111
			18 負担金補助及び交付金 (△ 11,020) 介護予防サービス負担金 △ 11,020
△ 286			
△ 286	12 委託料	△ 2,134	1 介護予防ケアマネジメント事業に要する経費 (介護福祉課) △ 2,134
			12 委 託 料 (△ 2,134) 介護予防プラン作成委託料 △ 2,134

款 4 地域支援事業費

項 2 一般介護予防事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般介護予防事業費	19,317	△ 110	19,207	△ 78		△ 22
				△ 48		△ 48

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 10			
	7 報償費	△ 49	
△ 14			2 地域介護予防活動支援事業に要する経費 (介護福祉課) △ 110
	11 役務費	△ 61	
	3 保険料	△ 61	
			7 報 償 費 (△ 49)
			リーダー養成研修講師謝礼 △ 49
			11 役 務 費 (△ 61)
			介護予防体操保険料 △ 61

款 4 地域支援事業費

項 3 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 包括的支援事業費	145,804	△ 3,371	142,433	△ 1,947		△ 750
				△ 95		△ 36
				△ 1,259		△ 478
				△ 173		△ 68
				△ 70		△ 29

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
△ 674				
△ 33	7 報償費	△ 869	2 在宅医療・介護連携推進事業に要する経費	(介護福祉課) △ 164
	10 需用費	△ 171	7 報償費	(△ 132)
	1 消耗品費	△ 45	在宅医療・介護連携推進会議委員謝礼	△ 132
	5 印刷製本費	△ 126	10 需用費	(△ 32)
	11 役務費	△ 41	印刷製本費	△ 32
	1 郵便料	△ 41		
△ 442	12 委託料	△ 2,242	3 生活支援体制整備事業に要する経費	(介護福祉課) △ 2,179
	13 使用料及び賃借料	△ 48	7 報償費	(△ 120)
			生活支援ヘルパー養成講座講師謝礼	△ 120
			11 役務費	(△ 25)
			郵便料	△ 25
			12 委託料	(△ 2,034)
			生活支援体制基盤整備支援委託料	△ 384
			生活支援体制基盤整備委託料その1	△ 300
			生活支援体制基盤整備委託料その2	△ 300
			生活支援体制基盤整備委託料その3	△ 300
			生活支援体制基盤整備委託料その4	△ 300
			生活支援体制基盤整備委託料その5	△ 300
			連携推進委託料その1	△ 50
			連携推進委託料その2	△ 50
			連携推進委託料その3	△ 50
△ 60			4 認知症総合支援事業に要する経費	(介護福祉課) △ 301
			7 報償費	(△ 91)
			認知症施策事業推進委員会委員謝礼	△ 91
			11 役務費	(△ 2)
			郵便料	△ 2
			12 委託料	(△ 208)
			認知症初期集中支援事業委託料	△ 182
			会議録作成委託料	△ 26
△ 24			5 地域ケア会議推進事業に要する経費	(介護福祉課) △ 123
			7 報償費	(△ 120)
			地域ケア会議推進事業参加者謝礼	△ 120
			11 役務費	(△ 3)
			郵便料	△ 3

款 4 地域支援事業費

項 3 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 包括的支援事業費				△ 349		△ 133
2 任意事業費	4,176	△ 35	4,141	△ 21		△ 7
				△ 21		△ 7

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 122			6 地域包括ケアシステム構 築推進普及啓発事業に要 する経費 (介護福祉課) △ 604 7 報 償 費 (△ 406) 講演会講師謝礼 △ 96 シンポジウム講師謝礼 △ 272 手話通訳者謝礼 △ 38 10 需 用 費 (△ 139) 消 耗 品 費 △ 45 印刷製本費 △ 94 11 役 務 費 (△ 11) 郵 便 料 △ 11 13 使用料及び賃借料 (△ 48) 会場借上料 △ 48
△ 7			
△ 7	11 役務費 3 保険料	△ 2 △ 2	2 認知症高齢者見守り事業 に要する経費 (介護福祉課) △ 35
	12 委託料	△ 33	11 役 務 費 (△ 2) イベント保険料 △ 2 12 委 託 料 (△ 33) 見守りシール事業模擬訓練委託料 △ 33

款 4 地域支援事業費

項 4 その他諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 審査支払手数料	692	0	692	△ 1		1

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円

款 5 基金積立金

項 1 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 介護給付費準備基金積立金	3,081	△ 36	3,045			△ 36
						△ 36

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	24 積立金	△ 36	
			1 介護給付費準備基金積立 金 (介護福祉課) △ 36
			24 積立金 (△ 36) 介護給付費準備基金積立金 (積立 利子) △ 36

款 7 諸支出金

項 1 償還金及び還付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 第1号被保険者保険料還付金	7,106	0	7,106			△ 3

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 3		千円	千円

款 8 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	10,134	△ 2,035	8,099			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円 △ 2,035		千円	千円

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合計
		報酬	給料	期 末 手 当	勤 勉 手 当	その他 の手当	計		
補正後	長 等 議 員								
	その他	60	19,699				19,699		19,699
	計	60	19,699				19,699		19,699
	長 等 議 員								
補正前	その他	60	21,388				21,388		21,388
	計	60	21,388				21,388		21,388
	長 等 議 員								
	その他		△1,689				△1,689		△1,689
比較	計		△1,689				△1,689		△1,689

一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	() 49	22,659	88,082	68,238	178,979	35,008	213,987	
補正前	() 50	23,705	90,699	79,156	193,560	35,705	229,265	
比較	() △1	△1,046	△2,617	△10,918	△14,581	△697	△15,278	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後		13,700	2,071	912	2,064	
補正前		13,716	1,824	912	1,926		15,739
比較		△16	247		138		△10,573
区 分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計	
補正後			900		25,133	18,292	68,238
補正前			1,080		25,655	18,304	79,156
比較			△180		△522	△12	△10,918

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明																
給 料	△ 2,617	その他の増減分	1 給与改定分 0 2 異動等分 △ 2,617 3 再任用給与改定分 0																	
職員手当	△ 10,918	その他の増減分	1 期末・勤勉手当 △ 534 (1) 給与改定分 △ 1,028 (2) 異動等分 494 (3) 再任用給与改定分 0 2 その他 △ 10,384 (1) 給与改定分 0 (2) 異動等分 △ 10,384 (3) 再任用給与改定分 0	※期末・勤勉手当の支給率 (見込) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算計上</td> <td>2.275</td> <td>2.275</td> <td>4.55</td> </tr> <tr> <td>支給見込</td> <td>2.275</td> <td>2.175</td> <td>4.45</td> </tr> <tr> <td>超過分</td> <td>0.00</td> <td>△ 0.10</td> <td>△ 0.10</td> </tr> </tbody> </table>	区分	6月	12月	計	予算計上	2.275	2.275	4.55	支給見込	2.275	2.175	4.45	超過分	0.00	△ 0.10	△ 0.10
区分	6月	12月	計																	
予算計上	2.275	2.275	4.55																	
支給見込	2.275	2.175	4.45																	
超過分	0.00	△ 0.10	△ 0.10																	

(3) 職員1人当たりの給料月額、給与月額及び平均年齢の状況

区 分		一般行政職	技能労務職
令和3年12月1日現在	平均給料月額	297,550円	—
	平均給与月額	373,638円	—
	平均年齢	39歳1月	—
令和2年12月1日現在	平均給料月額	286,050円	—
	平均給与月額	375,039円	—
	平均年齢	37歳7月	—

議案第5号

令和3年度

小金井市

後期高齢者医療特別会計

補正予算

(第3回)

令和3年度小金井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）

令和3年度小金井市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ143,931千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,631,226千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月17日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 1,498,127	千円 △44,952	千円 1,453,175
	1 後期高齢者医療保険料	1,498,127	△44,952	1,453,175
3 繰入金		1,147,637	△98,979	1,048,658
	1 他会計繰入金	1,147,637	△98,979	1,048,658
歳入合計		2,775,157	△143,931	2,631,226

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 広域連合納付金		千円 2,616,690	千円 △143,931	千円 2,472,759
	1 広域連合納付金	2,616,690	△143,931	2,472,759
歳出合計		2,775,157	△143,931	2,631,226

議案第5号資料

令和3年度

小金井市

後期高齢者医療特別会計

補正予算事項別明細書

(第3回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療 保 険 料		千円 1,498,127	千円 △44,952	千円 1,453,175
	1 後期高齢者医療保険料	1,498,127	△44,952	1,453,175
3 繰 入 金		1,147,637	△98,979	1,048,658
	1 他 会 計 繰 入 金	1,147,637	△98,979	1,048,658
歳 入 合 計		2,775,157	△143,931	2,631,226

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 広域連合納付金		千円 2,616,690	千円 △143,931	千円 2,472,759
	1 広域連合納付金	2,616,690	△143,931	2,472,759
歳 出 合 計		2,775,157	△143,931	2,631,226

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
		△143,931	
		△143,931	
		△143,931	

2 歳入

款 1 後期高齢者医療保険料

項 1 後期高齢者医療保険料

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 特別徴収保険料	千円 645,137	千円 1,148	千円 646,285	1 現年度分	千円 1,148
2 普通徴収保険料	852,990	△ 46,100	806,890	1 現年度分	△ 45,693
				2 滞納繰越分	△ 407

款 3 繰入金

項 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 一般会計繰入金	千円 1,147,637	△ 98,979	千円 1,048,658	1 療養給付費繰入金	△ 66,590
				2 保険基盤安定繰入金	△ 13,749
				3 事務費繰入金	△ 3,896
				4 保険料軽減措置繰入金	△ 14,744

説	明	千円
1 現年度分 (高齢者の医療の確保に関する法律第104条)	(保険年金課)	1,148
1 現年度分 (高齢者の医療の確保に関する法律第104条)	(保険年金課) △	44,009
2 過年度分 (高齢者の医療の確保に関する法律第104条)	(保険年金課) △	1,684
1 滞納繰越分 (高齢者の医療の確保に関する法律第104条)	(保険年金課) △	407

説	明	千円
1 療養給付費繰入金	(保険年金課) △	66,590
1 保険基盤安定繰入金	(保険年金課) △	13,749
1 事務費繰入金	(保険年金課) △	3,896
1 保険料軽減措置繰入金	(保険年金課) △	14,744

3 歳 出

款 3 広域連合納付金

項 1 広域連合納付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 広域連合分賦金	2,616,690	△ 143,931	2,472,759			△ 143,931
						△ 143,931

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	18 負担金補助及び交付金	△ 143,931	1 広域連合分賦金に要する 経費 (保険年金課) △ 143,931
			18 負担金補助及び交付金 (△ 143,931) 療養給付費負担金 △ 66,590 保険料等負担金 △ 44,952 保険基盤安定負担金 △ 13,749 事務費負担金 △ 3,896 保険料軽減措置負担金 △ 14,744

議案第6号

令和3年度

小金井市

下水道事業会計

補正予算

(第1回)

令和3年度小金井市下水道事業会計補正予算（第1回）

（総則）

第1条 令和3年度小金井市下水道事業会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和3年度小金井市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 下水道事業収益	2,092,073 千円	△2,313 千円	2,089,760 千円
第2項 営業外収益	473,713 千円	△2,313 千円	471,400 千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	2,068,454 千円	△9,722 千円	2,058,732 千円
第1項 営業費用	1,998,410 千円	△9,722 千円	1,988,688 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文中「271,210千円」を「367,924千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	145,711 千円	△144,000 千円	1,711 千円
第1項 企業債	144,000 千円	△144,000 千円	0 千円
支 出			
第1款 資本的支出	416,921 千円	△47,286 千円	369,635 千円
第1項 建設改良費	319,192 千円	△47,286 千円	271,906 千円

（企業債の補正）

第4条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のように改める。

（起債の目的）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
公共下水道事業	65,000 千円	△65,000 千円	0 千円
流域下水道事業	79,000 千円	△79,000 千円	0 千円
合 計	144,000 千円	△144,000 千円	0 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第8条第1号中「91,889千円」を「86,979千円」に改める。

令和4年2月17日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

議案第6号資料

令和3年度

小金井市

下水道事業会計

補正予算説明書

(第1回)

令和3年度小金井市下水道事業会計補正予算（第1回）実施計画

収益的収入及び支出
収 入

(単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備考
1	下水道		2,092,073	△ 2,313	2,089,760	
	事業収益	2 営業外収益	473,713	△ 2,313	471,400	
		3 長期前受金 戻 入	449,521	△ 2,313	447,208	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備考
1	下水道		2,068,454	△ 9,722	2,058,732	
	事業費用	1 営業費用	1,998,410	△ 9,722	1,988,688	
		1 管きよ費	215,711	△ 10,029	205,682	
		2 流域下水道 管 理 費	721,263	23,604	744,867	
		3 業 務 費	192,164	△ 17,979	174,185	
		4 総 係 費	82,344	△ 2,950	79,394	
		5 減価償却費	786,928	△ 2,368	784,560	

資本的収入及び支出
収 入

(単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備考
1 資本的			145,711	△ 144,000	1,711	
収 入	1 企業債		144,000	△ 144,000	0	
		1 下水道 事業債	144,000	△ 144,000	0	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備考
1 資本的			416,921	△ 47,286	369,635	
支 出	1 建設改良費		319,192	△ 47,286	271,906	
		1 管きよ 建設改良費	230,776	△ 37,322	193,454	
		2 流域下水道 建設費	88,416	△ 9,964	78,452	

令和3年度小金井市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位:千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	42,313
減価償却費	784,558
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 319
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	0
長期前受金戻入額	△ 447,207
支払利息	22,973
未収金の増減額 (△は増加)	19,170
未払金の増減額 (△は減少)	5,848
預り金の増減額 (△は減少)	0
	<hr/>
小計	427,336
利息の支払額	△ 22,973
	<hr/>

業務活動によるキャッシュ・フロー 404,363

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 168,607
無形固定資産の取得による支出	△ 71,317
一般会計からの繰入金による収入	1,711
	<hr/>

投資活動によるキャッシュ・フロー △ 238,213

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	0
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 87,729
	<hr/>

財務活動によるキャッシュ・フロー △ 87,729

資金増加額 (又は減少額)	78,421
資金期首残高	602,133
資金期末残高	<hr/> 680,554

給 与 費 明 細 書

1 総 括

(単位：千円)

区分	特別職 (人)	一般職 (人)	給与費				法定福利費	合計
			報酬	給料	手当	計		
補正後	7	(0) 14	4,729	37,844	29,820	72,393	14,586	86,979
補正前	7	(0) 14	4,729	41,174	31,127	77,030	14,859	91,889
比較				△ 3,330	△ 1,307	△ 4,637	△ 273	△ 4,910

※()内は再任用短時間勤務職員の外書き人数

※手当には、賞与引当金繰入額を含む。

(単位：千円)

手当の内訳	区分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後	6,155	1,138	912	936		1,837
	補正前	6,468	1,032	912	411		2,112
	比較	△ 313	106		525		△ 275
手当の内訳	区分	住居手当	児童手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計
	補正後	100	770		9,962	8,010	29,820
	補正前	360	510		10,730	8,592	31,127
	比較	△ 260	260		△ 768	△ 582	△ 1,307

2 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明																
給 料	△ 3,330	その他の増減分	1 給与改定分 0 2 異動等分 △ 3,330 3 再任用給与改定分 0																	
手 当	△ 1,307	その他の増減分	1 期末・勤勉手当 △ 1,350 (1) 給与改定分 △ 487 (2) 異動等分 △ 852 (3) 再任用給与改定分 △ 11 2 その他 43 (1) 給与改定分 0 (2) 異動等分 43 (3) 再任用給与改定分 0	※期末・勤勉手当の支給率 (見込) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算計上</td> <td>2.275</td> <td>2.275</td> <td>4.55</td> </tr> <tr> <td>支給見込</td> <td>2.275</td> <td>2.175</td> <td>4.45</td> </tr> <tr> <td>超過分</td> <td>0.00</td> <td>△ 0.10</td> <td>△ 0.10</td> </tr> </tbody> </table>	区分	6月	12月	計	予算計上	2.275	2.275	4.55	支給見込	2.275	2.175	4.45	超過分	0.00	△ 0.10	△ 0.10
区分	6月	12月	計																	
予算計上	2.275	2.275	4.55																	
支給見込	2.275	2.175	4.45																	
超過分	0.00	△ 0.10	△ 0.10																	

3 職員1人当たりの給料月額、給与月額及び平均年齢の状況

区 分		一般行政職	技能労務職
		令和3年12月1日現在	325,760円
令和3年12月1日現在	平均給料月額	411,719円	—
	平均給与月額	44歳3月	—
	平均年齢	—	—
令和2年12月1日現在	平均給料月額	336,244円	—
	平均給与月額	417,802円	—
	平均年齢	45歳5月	—

令和3年度小金井市下水道事業予定貸借対照表
(令和4年3月31日)

(単位 千円)

		資 産 の 部		
1	固 定 資 産			
(1)	有 形 固 定 資 産			
	ア 構 築 物	10,874,023		
	減価償却累計額	<u>△1,420,460</u>	9,453,563	
	イ 機 械 及 び 装 置	60,422		
	減価償却累計額	<u>△12,703</u>	47,719	
	ウ 車 両 運 搬 具	169		
	減価償却累計額	<u>△152</u>	17	
	エ 工 具、器 具 及 び 備 品	1,740		
	減価償却累計額	<u>△517</u>	1,223	
	オ 建 設 仮 勘 定		86,805	
	有 形 固 定 資 産 合 計			9,589,327
(2)	無 形 固 定 資 産			
	ア 施 設 利 用 権		<u>1,564,801</u>	
	無 形 固 定 資 産 合 計			<u>1,564,801</u>
	固 定 資 産 合 計			11,154,128
2	流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金		680,554	
(2)	未 収 金	198,038		
	貸 倒 引 当 金	<u>△1,798</u>	<u>196,240</u>	
	流 動 資 産 合 計			<u>876,794</u>
	資 産 合 計			<u><u>12,030,922</u></u>

負債の部

3	固定負債				
(1)	企業債				
	ア 建設改良等の財源に				
	充てるための企業債				
	企業債合計		898,881		
	固定負債合計			898,881	
4	流動負債				
(1)	企業債				
	ア 建設改良等の財源に				
	充てるための企業債				
	企業債合計		85,692		
(2)	未払金			221,043	
(3)	引当金				
	ア 賞与引当金		7,207		
	引当金合計			7,207	
(4)	預り金			210	
	流動負債合計				314,152
5	繰延収益				
(1)	長期前受金				
	ア 国庫補助金	1,169,907			
	イ 都道府県補助金	194,223			
	ウ 他会計補助金等	2,678,763			
	エ 受贈財産評価額等	3,921,904			
	オ 負担金等	411,488			
	長期前受金合計			8,376,285	
(2)	長期前受金収益化累計額				
	ア 国庫補助金	△263,767			
	イ 都道府県補助金	△58,724			
	ウ 他会計補助金等	△220,638			
	エ 受贈財産評価額等	△277,427			
	オ 負担金等	△73,174			
	収益化累計額合計			△893,730	
	繰延収益合計				7,482,555
	負債合計				8,695,588
資本の部					
6	資本金				
(1)	固有資本金				
	資本金合計		3,008,043		3,008,043
7	剰余金				
(1)	利益剰余金				
	ア 建設改良積立金	175,940			
	イ 当年度未処分利益剰余金	151,351			
	利益剰余金合計			327,291	
	剰余金合計				327,291
	資本合計				3,335,334
	負債資本合計				12,030,922

注記

1 重要な会計方針に係る事項

(1) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

- ・減価償却の方法

定額法による。

- ・主な耐用年数

構築物 50年

機械及び装置 10～20年

車両 5年

工具、器具及び備品 4～17年

イ 無形固定資産

- ・減価償却の方法

定額法による。

- ・主な耐用年数

施設利用権 45年

(2) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計がその全部を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。

イ 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当及びこれに伴う法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する金額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

ウ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

(3) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式による。

2 予定貸借対照表等関連

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものを含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は653,507千円である。

3 リース契約により使用する固定資産

(1) リース取引の処理方法

地方公営企業法施行規則第55条に規定するリース会計に係る特例を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

令和3年度

小 金 井 市

下 水 道 事 業 会 計

補正予算（第1回）実施計画に関する説明書

令和3年度小金井市下水道事業会計補正予算（第1回）実施計画明細書

収益的収入及び支出

(単位:千円)

収入 款 項 目	補正前の額	補正額	計	節 分		説 明
				区	金額	
1 下水道事業収益	2,092,073	△ 2,313	2,089,760			
2 営業外収益	473,713	△ 2,313	471,400			
3 長期前受金戻入	449,521	△ 2,313	447,208	受贈財産評価額	△ 2,313	受贈財産評価額 △ 2,313

(単位:千円)

支出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 下水道事業費用	2,068,454	△ 9,722	2,058,732			
1 営業費用	1,998,410	△ 9,722	1,988,688			
1 管さよ費	215,711	△ 10,029	205,682	委託料	△ 10,029	管路施設調査委託料 △ 10,029
2 流域下水道管理費	721,263	23,604	744,867	負担金	23,604	流域下水道維持管理負担金 23,604
3 業務費	192,164	△ 17,979	174,185	委託料	△ 17,979	下水道使用料徴収事務委託料 △ 17,979
4 総係費	82,344	△ 2,950	79,394	給料	△ 1,998	一般職等給料 (一般職6人・再任用1人) △ 1,998
				手当	△ 526	一般職等手当 △ 526
				賞与引当金繰入額	△ 277	賞与引当金繰入額 △ 277
				法定福利費	△ 108	一般職等法定福利費 △ 108
				旅費	△ 41	普通旅費 △ 41
5 減価償却費	786,928	△ 2,368	784,560	有形固定資産減価償却費	△ 2,340	有形固定資産減価償却費 △ 2,340
				無形固定資産減価償却費	△ 28	無形固定資産減価償却費 △ 28

資本的収入及び支出

(単位:千円)

収入 款 項 目	補正前の額	補正額	計	節 分		説 明
				区	金額	
1 資本的収入	145,711	△ 144,000	1,711			
1 企業債	144,000	△ 144,000	0			
1 下水道事業債	144,000	△ 144,000	0	下水道事業債	△ 144,000	公共下水道事業 △ 65,000 流域下水道事業 △ 79,000

(単位:千円)

支 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 資本的支出	416,921	△ 47,286	369,635			
1 建設改良費	319,192	△ 47,286	271,906			
1 管さよ建設改良費	230,776	△ 37,322	193,454	給料	△ 1,332	一般職等給料(一般職4人) △ 1,332
				手当	△ 504	一般職等手当 △ 504
				法定福利費	△ 165	一般職等法定福利費 △ 165
				委託料	△ 6,556	管さよ改築工事設計等委託料 △ 6,556
				工事請負費	△ 16,060	マンホールトイレ用施設設置工 事 △ 5,019
						特殊人孔耐震化工事 △ 5,398
						管さよ布設替え等工事 △ 5,643
				負担金	△ 12,705	都市計画道路管さよ新設工事負 担金 △ 12,705

(単位:千円)

支出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節 分		明 説	明
				区	金額		
2 流域下水道建設費	88,416	△ 9,964	78,452	負担金	△ 9,964	多摩川流域下水道野川処理区建設負担金	△ 451
						多摩川流域下水道北多摩一号処理区建設負担金	△ 8,591
						荒川右岸東京流域下水道荒川右岸処理区建設負担金	△ 636
						流域下水道改良負担金	△ 286

議案第7号

令和4年度

小金井市一般会計予算

令和4年度小金井市一般会計予算

令和4年度小金井市の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46,688,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年2月17日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 税		21,881,107 千円
	1 市 民 税	11,441,090
	2 固 定 資 産 税	7,904,979
	3 軽 自 動 車 税	68,750
	4 市 た ば こ 税	532,722
	5 都 市 計 画 税	1,933,566
2 地 方 譲 与 税		178,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	40,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	125,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	13,000
3 利 子 割 交 付 金		32,000
	1 利 子 割 交 付 金	32,000
4 配 当 割 交 付 金		169,000
	1 配 当 割 交 付 金	169,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		94,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	94,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		108,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	108,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		2,613,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,613,000
8 旧法による自動車取得税金 交 付		1
	1 旧法による自動車取得税金 交 付	1
9 環 境 性 能 割 交 付 金		37,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	37,000
10 地 方 特 例 交 付 金		100,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	100,000
11 地 方 交 付 税		40,000
	1 地 方 交 付 税	40,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		7,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	7,000

款	項	金額
13 分担金及び負担金		408,189
	1 負担金	408,189
14 使用料及び手数料		960,420
	1 使用料	445,273
	2 手数料	515,147
15 国庫支出金		9,221,026
	1 国庫負担金	7,500,000
	2 国庫補助金	1,692,945
	3 委託金	28,081
16 都支出金		7,417,636
	1 都負担金	2,576,885
	2 都補助金	4,287,900
	3 委託金	552,851
17 財産収入		17,126
	1 財産運用収入	3,865
	2 財産売却収入	13,261
18 寄附金		25,962
	1 寄附金	25,962
19 繰入金		1,643,442
	1 基金繰入金	1,642,297
	2 特別会計繰入金	1,145
20 繰越金		500,000
	1 繰越金	500,000
21 諸収入		201,791
	1 延滞金・加算金及び過料	30,004
	2 受託事業収入	528
	3 収益事業収入	20,000
	4 雑収入	151,259
	0 預金利子	0
22 市債		1,033,300
	1 市債	1,033,300
歳入合計		46,688,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 370,499
	1 議 会 費	370,499
2 総 務 費		4,009,613
	1 総 務 管 理 費	3,044,171
	2 徴 税 費	546,201
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	280,678
	4 選 挙 費	103,029
	5 統 計 調 査 費	2,309
	6 監 査 委 員 費	33,225
3 民 生 費		24,868,396
	1 社 会 福 祉 費	7,965,317
	2 児 童 福 祉 費	13,067,834
	3 生 活 保 護 費	3,808,430
	4 国 民 年 金 費	26,815
4 衛 生 費		5,224,714
	1 保 健 衛 生 費	1,884,157
	2 清 掃 費	3,340,557
5 労 働 費		14,482
	1 労 働 諸 費	14,482
6 農 林 水 産 業 費		22,655
	1 農 業 費	22,655
7 商 工 費		194,847
	1 商 工 費	194,847
8 土 木 費		4,119,943
	1 土 木 管 理 費	271,690
	2 道 路 橋 り よ う 費	760,493
	3 河 川 費	2,569
	4 都 市 計 画 費	3,031,790
	5 住 宅 費	53,401
9 消 防 費		1,632,544
	1 消 防 費	1,632,544

款	項	金額
10 教 育 費		千円 3,887,269
	1 教 育 総 務 費	797,802
	2 小 学 校 費	1,272,716
	3 中 学 校 費	616,585
	4 社 会 教 育 費	726,851
	5 保 健 体 育 費	473,315
11 公 債 費		2,216,910
	1 公 債 費	2,216,910
12 諸 支 出 金		14,447
	1 土 地 基 金 費	1
	2 開 発 公 社 費	14,446
13 予 備 費		111,681
	1 予 備 費	111,681
歳 出 合 計		46,688,000

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
小金井市土地開発公社用地先行取得事業（令和4年度）	令和4年度 ～令和19年度	令和4年度において小金井市土地開発公社が取得する用地等の買取りに要する額
金融機関に対する債務保証	令和4年度 ～令和19年度	小金井市が小金井市土地開発公社に委託した業務につき、同公社が融資を受けた元金及び利子
次期住民情報システム設計構築委託料	令和5年度	150,444千円
住民基本台帳事務等窓口委託料	令和5年度 ～令和9年度	249,309千円
自殺対策計画策定支援委託料	令和5年度	1,349千円
生活困窮者学習支援事業委託料	令和4年度 ～令和5年度	5,346千円
保健福祉総合計画策定支援委託料	令和5年度	9,304千円
児童館事業運営委託料	令和4年度 ～令和5年度	28,424千円

事 項	期 間	限 度 額
さわらび学童保育所運営委託料	令和4年度 ～令和5年度	36,701千円
みなみ学童保育所運営委託料	令和4年度 ～令和5年度	45,772千円
GHPエアコン借上料 (令和4年度導入分)	令和5年度 ～令和14年度	65,763千円
GHPエアコン借上料 (令和4年度導入分)	令和5年度 ～令和14年度	25,928千円

第 3 表 地方債

番号	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	備考
1	清掃関連施設整備事業	千円 669,600	証書借入 又は 証券発行	4.5%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの時 から据置期 間を含み、 30年以内 に償還す る。 ただし、財 政その他の 都合により 据置期間 及び償還 年限を短縮 し、もしくは 繰上償還を し、又は低 利債に借換 えすることが できる。	借入年度 令和4年度 ただし、事 業の進捗又 は財源その 他の都合に よる、起債 額の全部又 は一部を翌 年度に繰り 越して借り 入れること ができる。
2	東小金井駅北口土地区画整理事業	241,000				
3	都市計画道路3・4・8号線整備事業	9,700				
4	総合体育館大規模改修事業	113,000				
合 計		1,033,300				

議案第8号

令和4年度

小金井市

国民健康保険特別会計予算

令和4年度小金井市国民健康保険特別会計予算

令和4年度小金井市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,426,977千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年2月17日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円 2,453,097
	1 国民健康保険税	2,453,097
2 使用料及び手数料		2
	1 手 数 料	2
3 国 庫 支 出 金		1
	1 国 庫 補 助 金	1
4 都 支 出 金		6,658,953
	1 都 補 助 金	6,658,953
5 財 産 収 入		3
	1 財 産 運 用 収 入	3
6 繰 入 金		1,275,522
	1 他 会 計 繰 入 金	1,210,888
	2 基 金 繰 入 金	64,634
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		39,398
	1 延滞金・加算金及び過料	25,152
	2 雑 入	14,246
歳 入 合 計		10,426,977

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		179,088 千円
	1 総 務 管 理 費	145,621
	2 徴 税 費	33,467
2 保 險 給 付 費		6,458,143
	1 療 養 諸 費	5,570,252
	2 高 額 療 養 費	836,001
	3 移 送 費	57
	4 出 産 育 児 諸 費	36,017
	5 葬 祭 費	5,500
	6 結核・精神医療給付費	10,316
3 国民健康保険事業費納付金		3,599,003
	1 医 療 給 付 費 分	2,486,579
	2 後期高齢者支援金等分	780,903
	3 介 護 納 付 金 分	331,521
4 保 健 事 業 費		144,727
	1 特定健康診査等事業費	91,821
	2 保 健 事 業 費	52,906
5 基 金 積 立 金		3
	1 基 金 積 立 金	3
6 公 債 費		102
	1 公 債 費	102
7 諸 支 出 金		25,911
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	25,911
8 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		10,426,977

議案第9号

令和4年度

小金井市

介護保険特別会計予算

令和4年度小金井市介護保険特別会計予算

令和4年度小金井市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,861,767千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費及び地域支援事業費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年2月17日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保 險 料		千円 1,843,348
	1 介 護 保 險 料	1,843,348
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 手 数 料	1
3 国 庫 支 出 金		1,923,174
	1 国 庫 負 担 金	1,434,063
	2 国 庫 補 助 金	489,111
4 支 払 基 金 交 付 金		2,268,368
	1 支 払 基 金 交 付 金	2,268,368
5 都 支 出 金		1,269,729
	1 都 負 担 金	1,206,394
	2 都 補 助 金	63,335
6 財 産 収 入		10
	1 財 産 運 用 収 入	8
	2 財 産 売 払 収 入	2
7 寄 附 金		1
	1 寄 附 金	1
8 繰 入 金		1,557,072
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,474,000
	2 基 金 繰 入 金	83,072
9 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
10 諸 収 入		63
	1 延 滞 金 ・ 加 算 金 及 び 過 料	3
	2 雑 入	60
歳 入 合 計		8,861,767

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		301,314
		千円
	1 総 務 管 理 費	220,105
	2 徴 収 費	6,004
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	74,459
	4 趣 旨 普 及 費	412
2 保 險 給 付 費	5 計 画 策 定 委 員 会 費	334
		8,124,484
	1 介 護 サービス 等 諸 費	7,457,862
	2 介 護 予 防 サービス 等 諸 費	243,554
	3 そ の 他 諸 費	9,111
	4 高 額 介 護 サービス 等 費	266,495
	5 高 額 医 療 合 算 費 介 護 サービス 等 費	40,878
6 特 定 入 所 者 費 介 護 サービス 等 費	106,584	
3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
4 地 域 支 援 事 業 費		426,096
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	253,613
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	22,577
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	149,214
	4 そ の 他 諸 費	692
5 基 金 積 立 金		8
	1 基 金 積 立 金	8
6 公 債 費		28
	1 公 債 費	28
7 諸 支 出 金		7,486
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	7,486
8 予 備 費		2,350
	1 予 備 費	2,350
歳 出 合 計		8,861,767

議案第10号

令和4年度

小金井市

後期高齢者医療特別会計予算

令和4年度小金井市後期高齢者医療特別会計予算

令和4年度小金井市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,887,320千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和4年2月17日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 1,611,172
	1 後期高齢者医療保険料	1,611,172
2 使用料及び手数料		1
	1 手 数 料	1
3 繰 入 金		1,180,423
	1 他 会 計 繰 入 金	1,180,423
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		95,723
	1 延滞金加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	5,010
	3 受 託 事 業 収 入	88,707
	4 雑 入	2,004
歳 入 合 計		2,887,320

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		18,006
	1 総 務 管 理 費	12,746
	2 徴 収 費	5,260
2 保 險 給 付 費		34,550
	1 葬 祭 費	34,550
3 広 域 連 合 納 付 金		2,746,294
	1 広 域 連 合 納 付 金	2,746,294
4 保 健 事 業 費		81,315
	1 保 健 事 業 費	81,315
5 諸 支 出 金		6,155
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,010
	2 繰 出 金	1,145
6 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		2,887,320

議案第11号

令和4年度

小金井市

下水道事業会計予算

令和4年度小金井市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度小金井市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理面積	1, 133ヘクタール
(2) 年間総処理水量	19, 211, 150立方メートル
(3) 一日平均処理水量	52, 634立方メートル
(4) 主要な建設改良事業	
ア 下水道施設建設事業	292, 910千円
イ 流域下水道建設負担金	49, 394千円
ウ 流域下水道改良負担金	43, 452千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益	2, 107, 347千円	
第1項 営業収益	1, 634, 854千円	
第2項 営業外収益	472, 493千円	
	支	出
第1款 下水道事業費用	2, 055, 070千円	
第1項 営業費用	1, 984, 678千円	
第2項 営業外費用	40, 392千円	
第3項 予備費	30, 000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額343, 630千円は、当年度分損益勘定留保資金343, 630千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入	174, 136千円	
第1項 企業債	173, 000千円	
第2項 他会計負担金	1, 136千円	

支 出

第1款 資本的支出	517,766千円
第1項 建設改良費	420,668千円
第2項 固定資産購入費	1,406千円
第3項 企業債償還金	85,692千円
第4項 予備費	10,000千円
(企業債)	

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	備考
公共下水道事業	87,000	証書借入 又は 証券発行	4.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れのときから据置期間を含み、40年以内に償還する。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還年限を短縮し、もしくは繰上償還をし、又は低利債に借換えすることができる。	借入年度令和4年度
流域下水道事業	86,000				ただし、事業の進捗又はその他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り越して借り入れることができる。
合 計	173,000				

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、60,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経

なければならぬ。

(1) 職員給与費

95,835千円

令和4年2月17日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

議案第12号

教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市教育委員会委員の任命に関し同意を求める。

令和4年2月17日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

教育委員会委員福元弘和が令和4年3月31日をもって任期満了となるので、後任を任命するため、本案を提出するものであります。

教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市教育委員会委員に、次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 佐島 規

年 齢 62歳

職 業 地方公務員

議案第12号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 さしま ただし
佐島 規

年 齢 62歳

職 業 地方公務員

学 歴

昭和56年3月 東京学芸大学教育学部卒業

職 歴

昭和56年4月 三鷹市立第四小学校教諭

昭和61年4月 千代田区立麴町小学校教諭

平成5年4月 千代田区立千代田麴町小学校教諭

平成6年4月 杉並区立杉並第一小学校教諭

平成11年4月 板橋区教育委員会指導主事

平成17年4月 板橋区教育委員会統括指導主事

平成18年4月 日野市立三沢台小学校校長

平成20年4月 日野市立七生緑小学校校長

平成22年4月 八王子市教育委員会指導担当部長

平成24年4月 多摩市立多摩第二小学校校長

令和2年4月 多摩市立大松台小学校校長となり、現在に至る。

そ の 他

平成 4 年 4 月 東京都教育研究員となり、平成 5 年 3 月まで在任

平成 5 年 4 月 東京都教員研究生となり、平成 6 年 3 月まで在任

平成 10 年 4 月 東京都教育庁人事部における指導主事任用前研修生となり、平成
11 年 3 月まで在任

平成 25 年 4 月 全国連合小学校長会調査研究部教育課程委員会委員長となり、平
成 26 年 3 月まで在任

平成 26 年 4 月 東京都多摩市公立小学校長会会長となり、平成 27 年 3 月まで在
任

平成 26 年 4 月 東京都小学校理科教育研究会役員となり、平成 31 年 3 月まで在
任

平成 27 年 4 月 全国小学校理科研究協議会研究大会東京大会多摩地区実行委員会
委員長となり、平成 30 年 3 月まで在任

賞

罰

平成 17 年 10 月 東京都知事から永年勤続者感謝要綱に基づく感謝状 授与

平成 31 年 2 月 東京都教育委員会から東京都教育委員会職員表彰規程に基づく
表彰 受賞

議案第13号

教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市教育委員会委員の任命に関し同意を求める。

令和4年2月17日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

教育委員会委員岡村理栄子が令和4年3月31日をもって任期満了となるので、後任を任命するため、本案を提出するものであります。

教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市教育委員会委員に、次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 穂 坂 英 明

年 齢 67歳

職 業 医師

議案第13号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 穂 坂 英 明
ほ しか ひで あき

年 齢 67歳

職 業 医師

学 歴

昭和58年3月 獨協医科大学医学部医学科卒業

職 歴

昭和58年5月 東京医科大学内科第二講座入局

平成3年4月 同大学退局

平成3年5月 東葛クリニック病院内科入職

平成18年3月 同病院退職

平成18年4月 前原診療所入職

平成19年4月 同診療所管理医師となる。

そ の 他

昭和58年5月 医師免許取得

平成 2 年 4 月 医学博士取得
平成 5 年 9 月 日本内科学会認定内科医認定
平成 6 年 3 月 日本循環器学会専門医認定
平成 19 年 6 月 小金井市医師会理事となり、平成 25 年 5 月まで在任
平成 25 年 6 月 小金井市医師会副会長となり、平成 29 年 5 月まで在任
平成 29 年 6 月 小金井市医師会会長となり、令和 3 年 5 月まで在任
令和 3 年 6 月 小金井市医師会理事となり、現在に至る。

賞 罰

な し

議案第14号

小金井市行財政改革審議会条例

小金井市行財政改革審議会条例を別紙のように制定する。

令和4年2月17日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

小金井市の行財政改革について、調査審議のための機関を設置する必要があることから、本案を提出するものであります。

小金井市行財政改革審議会条例

(設置)

第1条 小金井市の行財政改革の推進について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、小金井市行財政改革審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、行財政改革の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ調査審議し、その結果を答申するほか、当該事項について市長に建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 前項の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 4人以内
- (2) 市内の地域団体及びその他の団体の代表 3人以内
- (3) 公募による市民 3人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、原則として連続して3期を超えてはならない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見もしくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第7条 審議会に、特定の事項を調査審議させるため、必要に応じて分科会を置くことができる。

- 2 分科会に属すべき委員は、審議会の意見に基づき、委員のうちから会長が指名する。
- 3 分科会に分科会長を置き、分科会の委員の互選によって定める。
- 4 分科会長は、会務を総理し、分科会の経過及び結果を審議会に報告する。

(会議の公開)

第8条 審議会の会議は、公開する。ただし、公開することが審議会の適正な運営に支障があると認められるときは、審議会に諮って非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市長が定める部課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(小金井市行財政対策審議会条例の廃止)

- 2 小金井市行財政対策審議会条例（昭和54年条例第14号）は、廃止する。

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「行財政対策審議会」を「行財政改革審議会」に改める。

議案第14号資料

他市における行財政改革に関する附属機関等の設置状況について

1 行財政改革に関する附属機関等の設置状況

設置している。	18市
設置していない。	7市

2 委員定数の状況

平均定員数	8.0人
最多定員数	16人
最少定員数	5人

3 委員構成の状況

学識経験者等の割合	70.7%
市民の割合	29.3%

※ 小金井市を除く多摩25市における令和3年11月1日現在の数値を基に算出。

平均及び割合の数値は、小数点第2位を四捨五入している。

※ 委員構成の状況については、設置根拠に人数構成の規定があるものを対象に集計し、「学識経験者等」には団体代表委員を含み、「市民」には設置根拠において単に「市民」とされているものを含み、公募等の手法の別は問わない。

議案第15号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年2月17日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

職員のサービスの宣誓に関する政令の改正を踏まえ、職員のサービスの宣誓に係る規定を整備するため、本案を提出するものであります。

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（職員の服務の宣誓）

第2条 新たに職員となつた者は、宣誓書（様式）を任命権者に提出してからでなければ、その職務を行なつてはならない。

別記様式を次のように改める。

様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(職員の服務の宣誓) <u>第2条</u> 新たに職員となつた者は、<u>宣誓書(様式)</u>を任命権者に提出してからでなければ、その職務を行なつてはならない。</p> <p>様式・・・省略</p> <p>付 則 この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>(職員の服務の宣誓) <u>第2条</u> あらたに職員となつた者は任命権者または任命権者の定める上級の公務員の面前において別記様式による宣誓書に署名してからでなければその職務を行なつてはならない。</p> <p>別記様式・・・省略</p>	<p>面前で 署 名、押印の見 直し</p>

議案第16号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年2月17日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正を踏まえ、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和並びに職員の育児休業を取得しやすい勤務環境整備を図る必要があるため、本案を提出するものであります。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア(7)を削り、同号ア(4)中「、及び特定職に引き続き任用」を「及び引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用」に改め、同号ア(4)を同号ア(7)とし、同号ア(6)を同号ア(4)とする。

第8条中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して、規則で定める」に改め、同条各号を削る。

第12条を第14条とし、第11条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第12条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第13条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例の規定は、この条例の施

行の日以後に開始する育児休業及び部分休業（以下「改正後の育児休業及び部分休業」という。）について適用し、同日前に開始する育児休業及び部分休業については、なお従前の例による。

- 3 改正後の育児休業及び部分休業の承認の請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>① その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月到達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合には、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任用を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>イ } 省略</p> <p>ウ } 省略</p> <p>エ } 省略</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>① <u>任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p>② その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月到達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合には、更新後のもの）が満了すること、及び<u>特定職に引き続き任用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>イ } 省略</p> <p>ウ } 省略</p> <p>エ } 省略</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、</p>	<p>在職期間に係る要件の削除、規定の繰上げ及び規定の整備</p>

勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して、規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員及び小金井市一般職の任用及び給与の特例に関する条例（平成18年条例第31号）第4条の規定により採用された職員を除く。）とする。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第12条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにならなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第13条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ① 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- ② 育児休業に関する相談体制の整備
- ③ その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

（委任）

第14条 省略

次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員及び小金井市一般職の任用及び給与の特例に関する条例（平成18年条例第31号）第4条の規定により採用された職員を除く。）とする。

(1) 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して、規則で定める非常勤職員

妊娠等の申出に係る措置の規定の追加

勤務環境整備に関する措置に係る規定の追加

（委任）
第12条 省略

条の線下げ

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に開始する育児休業及び部分休業（以下「改正後の育児休業及び部分休業」という。）について適用し、同日前に開始する育児休業及び部分休業については、なお従前の例による。

3 改正後の育児休業及び部分休業の承認の請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第17号

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小金井市国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年2月17日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

国民健康保険事業の円滑な財政運営を確保するため、国民健康保険税額を改定する必要があること等から、本案を提出するものであります。

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第1条 小金井市国民健康保険税条例（平成20年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項から第4項までの規定中「並びに被保険者均等割額」を「及び被保険者均等割額」に改める。

第3条の見出し及び第5条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第7条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第22条各号列記以外の部分中「並びに」を「及び」に改め、同条第1号ア、同条第2号ア及び同条第3号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第22条の2中「「総所得金額」」を「「総所得金額及び」」に改め、「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

第2条 小金井市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第3条第1項中「100分の5.75」を「100分の6.04」に改める。

第14条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第22条各号列記以外の部分中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改め、同条第1号から第3号までの規定中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
- | | | |
|---|----------------------|--------|
| ア | 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 | 3,900円 |
| イ | 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 | 6,500円 |
| ウ | 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 | 1万400円 |

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万3,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,950円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,250円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 5,200円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,500円

第22条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める。

付則第2項中「第22条」を「第22条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

付則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第22条」を「第22条第1項」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条中第3条第1項及び第14条第1項の改正規定、第22条の改正規定（同条第1号から第3号までの規定中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める部分並びに同条に1項を加える部分に限る。）及び第22条の2の改正規定並びに付則第2項から第4項まで及び第6項から第13項までの改正規定並びに次項の規定 令和4年4月1日

(2) 第2条中第2条第2項ただし書及び同条第3項ただし書の改正規定並びに第22条各号列記以外の部分の改正規定 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 第2条による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第17号資料1

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

- (1) 国民健康保険事業の円滑な財政運営を確保するため、国民健康保険税額の改定を行うものである。
- (2) 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）の施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法をいう。）。

2 第1条及び第2条による改正内容

- (1) 基礎課税額の課税限度額の改定
63万円を65万円に改める。（条例第2条第2項、第22条各号列記以外の部分）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の改定
19万円を20万円に改める。（条例第2条第3項、第22条各号列記以外の部分）
- (3) 国民健康保険の被保険者に係る所得割額のおん分率の改定
100分の5.75を100分の6.04に改める。（条例第3条第1項）
- (4) 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がある場合に、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額を減額する。（法第703条の5第2項、条例第14条第1項、第22条第2項）
- (5) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。ただし、(1)及び(2)に掲げる規定は、当該(1)及び(2)に定める日から施行する。

- (1) 第2条中第3条第1項及び第14条第1項の改正規定、第22条の改正規定（同条第1号から第3号までの規定中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める部分並びに同条に1項を加える部分に限る。）及び第22条の2の改正

規定並びに付則第2項から第4項まで及び第6項から第13項までの改正規定並びに4の規定 令和4年4月1日

- (2) 第2条中第2条第2項ただし書及び同条第3項ただし書の改正規定並びに第22条各号列記以外の部分の改正規定 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(付則第1項)

4 経過措置

第2条による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。(付則第2項)

議案第17号資料2

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

小金井市国民健康保険税条例（第1条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>(課税額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が63万円を超える場合においては、基礎課税額は、63万円とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合は、介護納付金課税額は、17万円とする。</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 省略</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が63万円を超える場合においては、基礎課税額は、63万円とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合は、介護納付金課税額は、17万円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 省略</p>	<p>備考</p> <p>法改正に伴う規定の整備</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
<p>(課税額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が63万円を超える場合においては、基礎課税額は、63万円とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合は、介護納付金課税額は、17万円とする。</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 省略</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が63万円を超える場合においては、基礎課税額は、63万円とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合は、介護納付金課税額は、17万円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 省略</p>	<p>備考</p> <p>法改正に伴う規定の整備</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)
第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.05を乗じて算定する。

(国民健康保険税の減額)

第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するもの)をいう。以下同じ。)のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)
第7条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.05を乗じて算定する。

(国民健康保険税の減額)

第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するもの)をいう。以下同じ。)のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額

法改正に伴う規定の整備

同上

に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に
に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等
控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつて
は当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に
限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の
収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給
与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条
において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場
合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1
を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金
額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保
険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世
帯主を除く。）1人について1万8,200円

イ 省略
ウ 省略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所
得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世
帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯
所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつ
ては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた
数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保
険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000
円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者
（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保
険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世
帯主を除く。）1人について1万3,000円

イ 省略
ウ 省略

に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等
に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等
控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつて
は当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に
限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の
収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給
与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条
において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場
合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1
を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金
額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）
1人について1万8,200円

イ 省略
ウ 省略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所
得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世
帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯
所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつ
ては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた
数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保
険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000
円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者
（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）
1人について1万3,000円

イ 省略
ウ 省略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,200円

イ 省略

ウ 省略

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第22条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第14条第9項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額及びび」とあるのは「総所得金額（第14条第9項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得について

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,200円

イ 省略

ウ 省略

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第22条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第14条第9項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（第14条第9項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得について

ついては、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。) 及び」 とする。

付 則 (抄)
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)

ては、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。) 」 とする。

小金井市国民健康保険税条例 (第2条関係)

改正条例

(課税額)

- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 65万円 を超える場合においては、基礎課税額は、65万円 とする。

- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 20万円 を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、20万円 とする。

4 省略

- 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前

第1条による改正後条例

(課税額)

第2条 省略

- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 63万円 を超える場合においては、基礎課税額は、63万円 とする。

- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 19万円 を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円 とする。

4 省略

- 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前

備考

基礎課税額の限度額の改定

後期高齢者支援金等課税額の限度額の改定

年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の6.04を乗じて算定する。

2 省略

（納税義務の発生、消滅等に伴う賦課）

第14条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもつて算定した第2条第1項の額（第22条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。

2 } 省略
9

（国民健康保険税の減額）

第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の5.75を乗じて算定する。

2 省略

（納税義務の発生、消滅等に伴う賦課）

第14条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもつて算定した第2条第1項の額（第22条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。

2 } 省略
9

（国民健康保険税の減額）

第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

基礎課税額の所得割額のあん分率の改定

法改正による規定の整備

基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の改定に伴う規定の整備

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するもの）をいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得控除額（同条第1項に規定する給与等）の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額を受けた者（年齢65歳未満の者に限り、年齢65歳以上の者に限り、年齢65歳以上の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の収入金額が110万円を超える者に限り、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合）が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額に係る納税義務者

ア } 省略
イ }
ウ }

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するもの）をいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額を受けた者（年齢65歳未満の者に限り、年齢65歳以上の者に限り、年齢65歳以上の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の収入金額が110万円を超える者に限り、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超える世帯に係る納税義務者

ア } 省略
イ }
ウ }

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所

山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア } 省略
イ }
ウ }

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア } 省略
イ }
ウ }

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当

得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア } 省略
イ }
ウ }

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア } 省略
イ }
ウ }

未就学児の被保険者均等割額の減額に係る規定の追加

該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3, 900円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6, 500円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万400円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万3, 000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1, 950円
- イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 3, 250円
- ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 5, 200円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6, 500円

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第22条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合ににおける第3条及び前条第1項の規定の適用については、第

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第22条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合ににおける第3条及び前条の規定の適用については、第3条第

3 条第 1 項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第 1 4 条第 9 項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 2 8 条第 2 項の規定によって計算した金額の 1 0 0 分の 3 0 に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、前条第 1 項第 1 号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（第 1 4 条第 9 項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 2 8 条第 2 項の規定によって計算した金額の 1 0 0 分の 3 0 に相当する金額によるものとする。次号及び第 3 号において同じ。）及び」とする。

付 則

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額（年齢 6 5 歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第 2 2 条第 1 項の規定の適用については、同項中「法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額（所得税法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 1 5 万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「1 1 0 万円」とあるのは「1 2 5 万円」とする。

1 項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第 1 4 条第 9 項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 2 8 条第 2 項の規定によって計算した金額の 1 0 0 分の 3 0 に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、前条第 1 号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（第 1 4 条第 9 項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 2 8 条第 2 項の規定によって計算した金額の 1 0 0 分の 3 0 に相当する金額によるものとする。次号及び第 3 号において同じ。）及び」とする。

付 則

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額（年齢 6 5 歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第 2 2 条の規定の適用については、同条中「法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額（所得税法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 1 5 万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「1 1 0 万円」とあるのは「1 2 5 万円」とする。

法改正に伴う規定の整備

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合には、第3条第9条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合には、第3条第9条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項にお

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合には、第3条第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合には、第3条第9条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において

規定の整備

同上

いて「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合にお

「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合にお

ける第3条、第7条、第9条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第2項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者

ける第3条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者

もしくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合には、第7条、第9条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合には、第3条、第7条、第9条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第22条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第31

もしくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合には、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合には、第3条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第22条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2

4条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第22条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に對する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に對する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第22条第1項において「特例適用配当等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第22条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険

項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第22条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に對する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に對する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第22条において「特例適用配当等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第22条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険

者もしくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税

者もしくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等

規定の整備

同上

条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

付 則（抄）

（施行期日）

1 （前略）次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条中第3条第1項及び第14条第1項の改正規定、第22条の改正規定（同条第1号から第3号までの規定中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める部分並びに同条に1項を加える部分に限る。）及び第22条の2の改正規定並びに付則第2項から第4項まで及び第6項から第13項までの改正規定並びに次項の規定 令和4年4月1日
- (2) 第2条中第2条第2項ただし書及び同条第3項ただし書の改正規定並びに第22条各号列記以外の部分の改正規定 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
（経過措置）

の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

規定の整備

2 第2条による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第18号

小金井市手数料条例の一部を改正する条例

小金井市手数料条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年2月17日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、マンションの管理計画認定制度を開始するため、本案を提出するものであります。

小金井市手数料条例の一部を改正する条例

小金井市手数料条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表優良住宅等認定事務の部の次に次のように加える。

マ ン シ ヨ ン 管 理 計 画 認 定 事 務	マンション管理計画（以下「管理計画」という。）の認定・認定の更新（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第91条に規定するマンション管理適正化推進センターが作成した法第5条の4（法第5条の6第2項において準用する場合を含む。）に基づく管理計画の認定の基準（法第3条の2第2項第4号に規定する都道府県等マンション管理適正化指針（以下「都道府県等マンション管理適正化指針」という。）に関する部分を除く。）に適合していることを示す書類（以下「適合証」という。）が提出された場合)	1件	管理計画のうち、長期修繕計画の数に応じ、それぞれ次に掲げる額 (1) 長期修繕計画の数が1であるもの 3,900円 (2) 長期修繕計画の数が2以上であるもの 3,900円に1を超える長期修繕計画の数に1,700円を乗じて得た額を加算した額	
	管理計画の認定・認定の更新（適合証が提出されない場合）	1件	管理計画のうち、長期修繕計画の数に応じ、それぞれ次に掲げる額 (1) 長期修繕計画の数が1であるもの 27,200円 (2) 長期修繕計画の数が2以上であるもの 27,200円に1を超える	

			長期修繕計画の数 に15,700円 を乗じて得た額を 加算した額	
管 理 計 画 の 変 更 認 定	法第5条の7第2項において準 用する法第5条の4に基づく認 定基準（以下「変更に係る認定 基準」という。）のうち管理組 合の運営の基準に係る事項の変 更認定	1件	4,600円	管理計 画変更 認定申 請1件 につき、 変更す る事項 に係る 金額を 合算し た額と する。
	変更に係る認定基準のうち管理 規約の基準に係る事項の変更認 定	1件	3,900円	
	変更に係る認定基準のうち管理 組合の経理の基準に係る事項の 変更認定	1件	4,400円	
	変更に係る認定基準のうち組合 員名簿もしくは居住者名簿又は 都道府県等マンション管理適正 化指針の基準に係る事項の変更 認定	1件	2,800円	
	変更に係る認定基準のうち長期 修繕計画の作成又は見直しの基 準に係る事項の変更認定	1件	管理計画のうち、長期 修繕計画の数に応じ、 それぞれ次に掲げる額 (1) 長期修繕計画の 数が1であるもの 9,200円 (2) 長期修繕計画の	

			数が2以上である もの 9,200 円に1を超える長 期修繕計画の数に 5,000円を乗 じて得た額を加算 した額
	変更に係る認定基準のうちその 他の基準に係る事項の変更認定	1件	2,000円

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

小金井市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例				現行条例				備考
別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)				
手数料を徴収する事務	単位	金額	備考	手数料を徴収する事務	単位	金額	備考	
省略				省略				
優良住宅等認定事務	省略			優良住宅等認定事務				
マンション管理計画 (以下「管理計画」 という。)の認定 ・認定の更新(マン ションの管理の適正 化の推進に関する法 律(平成12年法律 第149号。以下 「法」という。)第 91条に規定するマ ンション管理適正化 推進センターが作成 した法第5条の4	1 件		管理計画のうち、長期修繕計画の敷に応じ、それぞれ次に掲げる額 (1) 長期修繕計画の数が1であるもの 3,900円 (2) 長期修繕計画の数が2以上であ				法改正に伴う手数料を徴収する事務の追加	

(法第5条の6第2項において準用する場合を含む。)に基づく管理計画の認定の基準(法第3条の2第2項第4号に規定する都道府県等マシヨン管理適正化指針(以下「都道府県等マシヨン管理適正化指針」といふ。))に関する部分を除く。)に適合していることを示す書類(以下「適合証」といふ。)が提出された場合)

管理計画の認定・認定の更新(適合証が提出されない場合)

1件

るもの
3,900
円に1を超える長期修繕計画の数
に1,700
円を乗じて得た額を加算した額

管理計画のうち、長期修繕計画の数に応じ、それぞれ次に掲げる額

(1) 長期修繕計画の数が1であるものの 27,200円

(2) 長期修繕計画の数が2以上であるもの 2

<p>7,200 円に1を超 える長期修 繕計画の数 に15,7 00円を乗 じて得た額 を加算した 額</p>	<p>管理計画変更認定申請1件につき、変更する事項</p>
<p>法第5条の7第2 項において準用す る法第5条の4に 基づく認定基準 (以下「変更に係 る認定基準」とい う。)のうち管理組 合の運営の基準に 係る事項の変更認 定</p>	<p>1件</p> <p>4,600円</p>
<p>変更に係る認定基 準のうち管理規約 の基準に係る事項 の変更認定</p>	<p>1件</p> <p>3,900円</p>
<p>変更に係る認定基 準のうち管理組合 の経理の基準に係 る事項の変更認定</p>	<p>1件</p> <p>4,400円</p>
<p>変更に係る認定基 準のうち組合員名 簿もしくは居住者 名簿又は都道府県</p>	<p>1件</p> <p>2,800円</p>

等マニション管理
適正化指針の基準
に係る事項の変更
認定

変更に係る認定基
準のうち長期修繕
計画の作成又は見
直しの基準に係る
事項の変更認定

1 件

管理計画のうち
ち、長期修繕計
画の数に応じ、
それぞれ次に掲
げる額

(1) 長期修繕
計画の数が
1であるも
の 9, 2
00円

(2) 長期修繕
計画の数が
2以上であ
るもの

9, 200
円に1を超
える長期修
繕計画の数
に5, 00
0円を乗じ
て得た額を
加算した額

2, 000円

に係る金額を合算した額とする。

変更に係る認定基
準のうちその他の
基準に係る事項の
変更認定

1 件

省略

省略

付 則

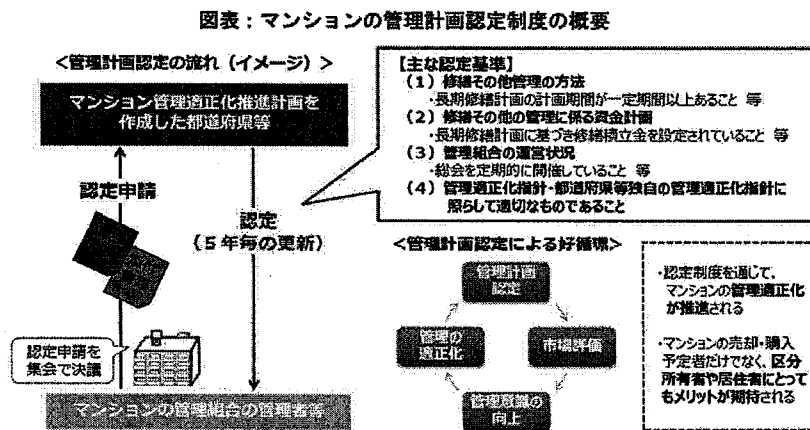
この条例は、令和4年4月1日から施行する。

マンションの管理計画認定制度の概要

1 概要

マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）の施行による改正後のマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の3及び第5条の4の規定に基づき、マンションの管理組合は、自らのマンションの管理計画を、推進計画を作成した都道府県等の長に提出し、一定の基準を満たす場合、計画作成都道府県知事等による認定を受けることが可能となる。

この管理計画認定制度を通じ、管理組合による管理の適正化に向けた自主的な取組が推進されるほか、管理計画の認定を受けたマンションについて、市場で高く評価されるなどのメリットが期待されている。また、良質な管理水準が維持されることで、居住者のみならず、周辺地域の良好な居住環境の維持向上にも寄与するものと考えられる。



マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の3に基づくマンションの管理計画認定に関する事務ガイドライン（令和3年11月）から抜粋

2 認定を受けるメリット

管理計画の認定を受けたマンションを取得等する場合において、（独）住宅金融支援機構の「フラット35」及びマンション共用部分リフォーム融資の金利の引下げ等を行うことが検討されている（令和3年11月末日時点）。詳細が決まり次第、国土交通省のホームページ等で案内される予定である。

議案第19号

障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例
の一部を改正する条例

障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年2月17日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の施行後3年を目途とする検討及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正の趣旨を踏まえた検討により、規定の整備を行うため、本案を提出するものであります。

障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例
の一部を改正する条例

障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例（平成30年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「身体障害」を「障害者手帳等の有無にかかわらず、身体障害」に改め、「含む。）」の次に「、高次脳機能障害」を加え、「又は断続的」を「、断続的又は周期的」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同条第4号中「障害を理由として」を「障害者に対し」に、「不当な取扱い」を「不当な差別的取扱い」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 不当な差別的取扱い 障害又は障害に関連することを理由として行われるあらゆる区別、排除又は制限であつて、あらゆる活動分野において、障害者が障害者でない者と等しく基本的人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果のあるものをいう。

第17条を第19条とし、第16条を第17条とし、同条の次に次の1条を加える。

(公表)

第18条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に対し、その旨を通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

第15条を第16条とし、第11条から第14条までを1条ずつ繰り下げる。

第10条に次の1項を加える。

- 2 市長及び教育委員会は、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい理解を深めるための教育の重要性を認識し、その実施について相互に連携を図るものとする。

第10条を第11条とする。

第9条中「音声解説等」を「筆談、点字、拡大文字、音声解説、平易な表現等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 市は、手話が独自の文法体系を持つ言語であるという認識に基づき、手話に対する理解の促進に努めるものとする。

第9条を第10条とする。

第8条第1項中「市」の次に「及び事業者」を、「踏まえ」の次に「、当該障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じて」を加え、同項中第10号を第13号とし、第9号の次に次の3号を加える。

(10) 医療又はリハビリテーションを提供するとき。

(11) 選挙等を行うとき。

(12) 労働者の募集、採用及び労働条件を決定するとき。

第8条第2項中「及び事業者」を削り、「踏まえ」の次に「、当該障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じて」を加え、同条に次の1項を加える。

3 市は、市民及び事業者が合理的な配慮を容易に行うことができるよう、必要な支援措置を講ずるものとする。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第8条 何人も、障害者及びその家族に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第56号)の施行後3年を目途として、この条例による改正後の障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例(以下「条例」という。)の施行の状況、社会情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、条例の規定について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

障害のある人も共に学び共に生きる社会を目指す小井市条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(定義) 第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障害者 <u>障害者手帳等の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）</u>、<u>高次脳機能障害、難治性疾患その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）</u>がある者であつて、<u>障害及び社会的障壁により継続的、断続的又は周期的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの</u>をいう。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) <u>不当な差別的取扱い</u> 障害又は障害に関連することを理由として行われるあらゆる区別、排除又は制限であつて、あらゆる活動分野において、<u>障害者が障害者でない者と等しく基本的人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果のあるもの</u>をいう。</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 差別 障害者に対し、<u>障害者でない者の取扱いと比べて不当な差別的取扱い</u>をし、又はしようとする^{こと}、及び合理的な配慮をしない^{こと}をいう。</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障害者 <u>身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）</u>、<u>難治性疾患その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）</u>がある者であつて、<u>障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの</u>をいう。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 差別 <u>障害を理由として、障害者でない者の取扱いと比べて不当な取扱い</u>をし、又はしようとする^{こと}、及び合理的な配慮をしない^{こと}をいう。</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p>	<p>規定の整備、 不当な差別的取扱いの 定義の追加 及び号の繰 下げ</p>

(不当な差別的取扱いの禁止)

第8条 何人も、障害者及びその家族に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(合理的な配慮)

第9条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合には、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、当該障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしなければならない。

- (1) } 省略
- {
- (9) }

(10) 医療又はリハビリテーションを提供するとき。

(11) 選挙等を行うとき。

(12) 労働者の募集、採用及び労働条件を決定するとき。

(13) 省略

2 市民は、前項各号に掲げる場合には、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、当該障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をするように努めなければならない。

3 市は、市民及び事業者が合理的な配慮を容易に行うことができるよう、必要な支援措置を講ずるものとする。

(情報伝達)

第10条 市は、障害者が自ら選択するコミュニケーション手段（字幕、手話通訳、要約筆記、筆談、点字、拡大文字、音声解説、平易な表現等をいう。以下同じ。）を利用できるよう、コミュニケーション手段の普及啓発及び利用拡大

(合理的な配慮)

第8条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合には、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしなければならない。

- (1) } 省略
- {
- (9) }

(10) 省略

2 市民及び事業者は、前項各号に掲げる場合には、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をするように努めなければならない。

合理的な配慮に係る支援措置の規定の追加

(情報伝達)

第9条 市は、障害者が自ら選択するコミュニケーション手段（字幕、手話通訳、要約筆記、音声解説等をいう。以下同じ。）を利用できるよう、コミュニケーション手段の普及啓発及び利用拡大の支援に努めるものとする。

不当な差別的取扱いの禁止規定の追加

市及び事業者に対する合理的な配慮の義務に係る規定の追加及び条の繰下げ

規定の整備

合理的な配慮に係る支援措置の規定の追加

コミュニケーション手段の定義の整備及び条

の支援に努めるものとする。

2 市は、手話が独自の文法体系を持つ言語であるという認識に基づき、手話に対する理解の促進に努めるものとする。

(相互理解の促進)

第11条 省略

2 市長及び教育委員会は、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい理解を深めるための教育の重要性を認識し、その実施について相互に連携を図るものとする。

(教育)

第12条 省略

(特定相談)

第13条 省略

(助言又はあっせんの申立て)

第14条 省略

(対象事案の調査)

第15条 省略

(助言及びあっせん)

第16条 省略

(勧告)

第17条 省略

(公表)

第18条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に対し、その旨を通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

の繰下げ
手話に係る
規定の追加

条の繰下げ
市長及び教
育委員会の
相互連携に
係る規定の
追加

条の繰下げ

同上

同上

同上

同上

同上

勧告の内容
を公表する
規定の追加

同上

(相互理解の促進)

第10条 省略

(教育)

第11条 省略

(特定相談)

第12条 省略

(助言又はあっせんの申立て)

第13条 省略

(対象事案の調査)

第14条 省略

(助言及びあっせん)

第15条 省略

(勧告)

第16条 省略

(委任)

第19条 省略

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第56号）の施行後3年を目途として、この条例による改正後の障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例（以下「条例」という。）の施行の状況、社会情勢の推移等を勘案し、必要があると思認るときは、条例の規定について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第17条 省略

条の繰下げ

議案第20号

小金井市青少年の健全な育成環境を守る条例を廃止する条例

小金井市青少年の健全な育成環境を守る条例を別紙のように廃止する。

令和4年2月17日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

青少年の健全な育成環境を守る取組について、他の条例等又は活動により行われている状況を踏まえ、本条例の役割を終えたものと判断し、本案を提出するものであります。

小金井市青少年の健全な育成環境を守る条例を廃止する条例

小金井市青少年の健全な育成環境を守る条例（平成8年条例第18号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
（特別職の給与に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

青少年問題協議会委員		日額	10,000円
青少年の育成環境審議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

」

を

「

青少年問題協議会委員		日額	10,000円
------------	--	----	---------

」

に改める。

市条例と東京都条例の規制内容等対照表

市条例	東京都条例
<p>小金井市青少年の健全な育成環境を守る条例 平成8年条例第18号</p>	<p>東京都青少年の健全な育成に関する条例 昭和39年条例第181号</p>
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第1条 この条例は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止すると共に、青少年の育成環境の整備に関し必要な事項を定め、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、青少年の環境の整備を助長するとともに、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。</p>
<p>(小金井市青少年の健全な環境を守る協力員)</p>	<p>(東京都青少年健全育成協力員) 【平成16年追加】</p>
<p>第7条 市長は、市内の青少年の健全な育成環境を守るために小金井市青少年の健全な環境を守る協力員(以下「協力員」という。)を置く。</p>	<p>第9条の4 知事は、都民の協力を得て、第9条及び第9条の2の規定による指定図書類及び表示図書類の陳列がより適切に行われるように、知事が定めるところにより、東京都青少年健全育成協力員を置くことができる。</p>
<p>2 協力員は、青少年健全育成団体等及び個人の中から市長が委嘱する。</p> <p>3 協力員は、関係行政機関及び青少年健全育成団体等との連携のもとに活動する。</p> <p>4 協力員は、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</p>	<p>【平成13年・平成22年一部改正】</p> <p>第7条 図書類の発行、販売又は貸付けを業とする者並びに映画等を主催する者及び興行場(興行場法(昭和23年法律第137号)第1条の興行場をいう。以下同じ。)を経営する者は、図書類又は映画等の内容が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、相互に協力し、緊密な連絡の下に、当該図書類又は映画等を青少年に販売し、頒布し、若しくは貸し付け、又は観覧させないように努めなければならない。</p> <p>(1) 青少年に対し、性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの</p> <p>(2) 漫画、アニメーションその他の画像(実写を除く。)で、刑罰法規に</p>
<p>(不健全な図書類等の販売等をする者の自主規制)</p>	<p>(図書類等の販売等及び興行の自主規制) 【平成13年・平成22年一部改正】</p>
<p>第8条 図書類、CD-ROM及びフロッピー・ディスクの販売又は貸付けを業とする者は、不健全指定図書類及び性的感情を刺激し、又は残虐性を助長し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある図書類、CD-ROM並びにフロッピー・ディスクの販売又は貸付けについては、一般商品と区別し、青少年の目に直接触れないように専用コーナーを設けるよう努めなければならない。</p>	<p>第7条 図書類の発行、販売又は貸付けを業とする者並びに映画等を主催する者及び興行場(興行場法(昭和23年法律第137号)第1条の興行場をいう。以下同じ。)を経営する者は、図書類又は映画等の内容が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、相互に協力し、緊密な連絡の下に、当該図書類又は映画等を青少年に販売し、頒布し、若しくは貸し付け、又は観覧させないように努めなければならない。</p> <p>(1) 青少年に対し、性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの</p> <p>(2) 漫画、アニメーションその他の画像(実写を除く。)で、刑罰法規に</p>

触れる性交若しくは性交類似行為又は婚姻を禁止されている近親者間における性交若しくは性交類似行為を、不当に賛美し又は誇張するよう、描写し又は表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を妨げ、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの

(指定図書類の販売等の制限) 【平成13年・平成16年・平成22年一部改正】

- 第9条 省略
- 2 図書類の販売又は貸付けを業とする者及び営業に関して図書類を頒布する者は、指定図書類を陳列するとき（自動販売機等により図書類を販売し、又は貸し付ける場合を除く。以下この条において同じ。）は、青少年が閲覧できないよう、東京都規則で定める方法により包装しなければならぬ。
- 3 図書類販売業者等は、指定図書類を陳列するときは、東京都規則で定めるところにより当該指定図書類を他の図書類と明確に区分し、営業の場所の容易に監視することのできる場所に置かなければならない。
- 4 省略

(表示図書類の販売等の制限) 【平成16年全部改正、平成22年一部改正】

- 第9条の2 省略
- 2 省略
- 3 図書類発行者は、表示図書類について、青少年が閲覧できないよう、東京都規則で定める方法により包装するように努めなければならない。
- 4 図書類販売業者等は、表示図書類を陳列するとき（自動販売機等により図書類を販売し、又は貸し付ける場合を除く。）は、東京都規則で定めるところにより当該表示図書類を他の図書類と明確に区分し、営業の場所の容易に監視することのできる場所に置くように努めなければならない。

5 省略
(インターネット利用に係る事業者の責務) 【平成22年全部改正、平成22年・平成29年一部改正】

(不健全指定図書類の販売等ユーザーの設置義務)

第9条 推進区域内において図書類の販売又は貸付けをする者は、前条で規定する不健全な図書類等の販売又は貸付けについては、一般商品と区別し、青少年の目に直接触れないよう、専用コーナーを設けなければならぬ。

(テレフォンプラブ等の営業を業とする者の自主規制)

第10条 テレフォンプラズ等の営業及び図書類の販売又は貸付けを業とする者は、次条第1項に規定する有害広告物及びチラシの配布、看板、立看板、はり紙及びびり札等をしないように努めなければならない。また、青少年がおり、拒否の意思が示されているところには、特に注意するよう努めなければならない。

第18条の11 青少年有害情報フィルタリングソフトウェア（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第2条第9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。以下同じ。）を開発する事業者及び青少年有害情報フィルタリングサービス（同条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）を提供する事業者は、青少年のインターネットの利用により青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じている実態を踏まえ、その開発する青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又はその提供する青少年有害情報フィルタリングサービスの性能及び利便性の向上を図るよう努めなければならない。

2 省略

3 インターネット接続役務提供者（青少年インターネット環境整備法第2条第6項に規定するインターネット接続役務提供者をいう。）は、インターネット接続役務（同条第5項に規定するインターネット接続役務をいう。）に係る契約を締結するに当たっては、当該契約の相手方に対し、青少年の利用の有無を確認し、利用者に青少年が含まれる場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスを提供している旨を告知し、その利用を勧奨するように努めなければならない。

4 省略

5 青少年のインターネットの利用に係る事業を行う者は、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図るため、その利用に伴う危険性及び過度の利用による弊害並びにこれらの除去に必要な知識について青少年が適切に理解できるようにするための啓発に努めるものとする。

（青少年への勧誘行為の禁止）【平成16年追加、平成28年一部改

正】

2 テレフォンプラズ等の営業を業とする者は、青少年に対し、テレフォ

第15条の3 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行ってはならな

ンクラブ等の営業所へ電話をかけるよう指示し、又は勧誘しないよう努めると共に、第2条第5号に規定する会話の相手となり、又は同号に規定する伝言の主体もしくは受け手となる業務に従事させないよう努めなければならぬ。

(有害広告物に対する措置)

第11条 市長は、広告物の形態又はその広告の内容が、青少年に対し、著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく残虐性を助長し、青少年の健全な成長を疎外するおそれがあると認めるときは、当該広告物の広告主又はこれを管理する者に対し、当該広告物の形態又は広告の内容の変更その他必要な措置を採るよう指導することができる。

2 市長は、前項に規定する指導に従わない者に対しては、関係行政機関と協力の上一必要な措置を採ることができる。

(指導)

第13条 市長は、第8条及び第10条の規定に従わない事業者に対し、審議会の意見を聴いて、遵守するよう指導することができる。

い。

- (1) 青少年が一度着用した下着又は青少年の尿液若しくはふん尿を売却するように勧誘すること。
- (2) 性風俗関連特殊営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風適法」という。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。）において客に接する業務に従事するように勧誘すること。

(3) 接待飲食等営業（風適法第2条第4項に規定する接待飲食等営業のうち、同条第1項第1号に該当する営業をいう。）の客となるように勧誘すること。

(有害広告物に対する措置) 【平成16年一部改正】

第14条 知事は、広告物の形態又はその広告の内容が、青少年に対し、著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく残虐性を助長するものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認めるときは、当該広告物の広告主又はこれを管理する者に対し、当該広告物の形態又は広告の内容の変更その他必要な措置を命ずることができる。

(警告) 【平成13年・平成16年一部改正】

第18条 前条第1項の知事が指定した知事部局の職員は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、警告を発することができる。

- (1) 第9条第1項の規定に違反して青少年に指定図書類を販売し、頒布し、又は貸し付けた者
 - (2) 第9条第2項の規定に違反して同項の規定による包装を行わなかった者
 - (3) 第9条第3項の規定に違反して同項の規定による陳列を行わなかった者
- 2 前条第2項の知事が指定した知事部局の職員及び警視總監が指定した警察官は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、警告を発することができる。

(1) } 省略
? }
(8) }

(9) 第15条の3の規定に違反して同条各号に掲げるいずれかの行為を行った者

(10) 省略

3 省略

4 省略

(勧告・公表)

第14条 市長は、第9条及び第11条第1項に規定する指導に従わない者に対し、遵守するよう勧告することができる。

2 市長は、前項の勧告を受けたにもかかわらず、当該勧告に従わず悪質な場合においては、審議会の意見を聴いて、その者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができる。

(表示図書類に関する勧告等) 【平成16年追加、平成22年一部改

正】

第9条の3 知事は、指定図書類のうち定期的に刊行されるものについて、当該指定の日以後直近の時期に発行されるものから表示図書類とするように自主規制団体又は図書類発行業者に勧告することができる。

2 知事は、図書類発行業者であって、その発行する図書類が第8条第1項第1号又は第2号の規定による指定（以下この条において「不健全指定」という。）を受けた日から起算して過去1年間にこの項の規定による勧告を受けていない場合にあつては当該過去1年間に、過去1年間にこの項の規定による勧告を受けている場合にあつては当該勧告を受けた日（当該勧告を受けた日が2以上あるときは、最後に当該勧告を受けた日）の翌日までの間に、不健全指定を6回受けたもの又はその属する自主規制団体に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 知事は、前項の勧告を受けた図書類発行業者の発行する図書類が、同項の勧告を行った日の翌日から起算して6月以内に不健全指定を受けた場合は、その旨を公表することができる。

4 省略

5 知事は、表示図書類について、前条第2項から第4項までの規定が遵守されていないと認めるときは、図書類販売業者等又は図書類発行業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

議案第21号

小金井市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小金井市国民健康保険条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年2月17日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

民法の一部を改正する法律の施行に伴い、成年年齢が引き下げられることにより規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小金井市国民健康保険条例（昭和39年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号及び第2号中「20歳」を「18歳」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

小金井市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(結核・精神医療給付金)</p> <p>第8条 結核医療給付金は、被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条の2第1項(同法第64条第1項の規定により読み替えられる場合を含む。)の規定による負担において医療に関する給付を受ける場合であつて、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者が、第3項に定める申請のあつた月が4月又は5月の場合に於ては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法に規定する特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)が課されない者(条例の定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。)である場合に支給する。</p> <p>(1) 18歳以上の被保険者 当該被保険者 世帯主</p> <p>(2) 18歳未満の被保険者 当該被保険者の属する世帯の世帯主</p> <p>2 } 省略 ? } 6 }</p> <p>付 則 この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>(結核・精神医療給付金)</p> <p>第8条 結核医療給付金は、被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条の2第1項(同法第64条第1項の規定により読み替えられる場合を含む。)の規定による負担において医療に関する給付を受ける場合であつて、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者が、第3項に定める申請のあつた月が4月又は5月の場合に於ては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法に規定する特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)が課されない者(条例の定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。)である場合に支給する。</p> <p>(1) 20歳以上の被保険者 当該被保険者 世帯主</p> <p>(2) 20歳未満の被保険者 当該被保険者の属する世帯の世帯主</p> <p>2 } 省略 ? } 6 }</p>	<p>成年年齢の引下げに伴う規定の整備</p>

議案第 22 号

小金井市芸術文化振興条例の一部を改正する条例

小金井市芸術文化振興条例の一部を別紙のように改正する。

令和 4 年 2 月 17 日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

(提案理由)

芸術文化振興施策の推進体制を整備するため、芸術文化振興計画推進委員会を設置することから、本案を提出するものであります。

小金井市芸術文化振興条例の一部を改正する条例

小金井市芸術文化振興条例(平成19年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「推進機関」を「推進委員会」に改め、同条第1項中「芸術文化振興推進機関」を「芸術文化振興計画推進委員会(以下「委員会」という。)」に改め、同条第2項中「芸術文化振興推進機関」を「委員会」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に、「芸術文化振興推進機関」を「委員会」に、「別に」を「規則で」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 委員会に、委員長、副委員長及び委員を置く。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の給与に関する条例(昭和31年条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

公務災害補償等審査会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

を

「

公務災害補償等審査会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円
芸術文化振興計画推進委員会	委員長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

に改める。

」

小金井市芸術文化振興条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考							
<p>(<u>推進委員会の設置</u>) 第9条 市は、芸術文化振興施策の推進に当たって、<u>芸術文化振興計画推進委員会</u>（以下「<u>委員会</u>」という。）を設置するものとする。 2 <u>委員会</u>は、芸術文化の推進に係る調査検討による提言、基本計画の評価及び見直し等を行うものとする。 3 <u>委員会</u>に、<u>委員長</u>、<u>副委員長</u>及び<u>委員</u>を置く。 4 <u>前3項</u>に定めるもののほか、<u>委員会</u>に<u>関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>付 則 (施行期日) 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。 (特別職の給与に関する条例の一部改正) 2 特別職の給与に関する条例(昭和31年条例第22号)の一部を次のように改正する。 別表第3中 「<table border="1" data-bbox="1228 1321 1316 2038"> <tr> <td rowspan="2">公務災害補償等 審査会</td> <td>会長</td> <td>日額</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>日額</td> <td>10,000円</td> </tr> </table>を 」</p>	公務災害補償等 審査会	会長	日額	11,000円	委員	日額	10,000円	<p>(<u>推進機関の設置</u>) 第9条 市は、<u>芸術文化振興施策</u>の推進に当たって、<u>芸術文化振興推進機関</u>を設置するものとする。 2 <u>芸術文化振興推進機関</u>は、<u>芸術文化</u>の推進に係る調査検討による提言、基本計画の評価及び見直し等を行うものとする。 3 <u>前2項</u>に定めるもののほか、<u>芸術文化振興推進機関</u>に<u>関し必要な事項は、別に定める。</u></p>	<p>推進委員会の設置 同上 委員長等の規定の新設 項の繰下げ 及び規定の整備</p>
公務災害補償等 審査会		会長	日額	11,000円					
	委員	日額	10,000円						

公務災害補償 等審査会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円
芸術文化振興 計画推進委員 会	委員長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

に

改める。

議案第22号資料2

小金井市芸術文化振興計画推進委員会運営規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、小金井市芸術文化振興条例（平成19年条例第4号）第9条第4項の規定に基づき、芸術文化振興計画推進委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 委員会は、小金井市芸術文化振興条例第9条第2項の所掌事項に係る検討の結果を市長に報告する。

（組織）

第3条 委員会は、委員9人以内で組織する。

（委員）

第4条 委員は、次に掲げる者とし、市長が委嘱する。

- (1) 市民 3人以内
- (2) 芸術文化関係者 2人以内
- (3) 学識経験者 4人以内

2 前項第1号に定める委員は、公募によるものとし、選考について必要な事項は、市長が別に定める。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、原則として連続して3期を超えてはならない。

2 市長は、委員に欠員が生じた場合は、補欠委員を委嘱することができる。この場合において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を各1人置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は、公開する。ただし、公開することが委員会の運営に支障があると認められるときは、委員会に諮って非公開とすることができる。

(意見聴取)

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第10条 委員会の事務局を、市民部コミュニティ文化課に置く。

- 2 事務局は、委員会の進行状況を把握し、記録及び資料収集に当たる。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の意見を聴き、市長が別に定める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第23号

小金井市緑地保全及び緑化推進条例の一部を改正する条例

小金井市緑地保全及び緑化推進条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年2月17日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

市内の緑化を更に推進し、快適な生活環境を確保するため、緑化の指導及び助言に係る規定の整備をする必要があることから、本案を提出するものであります。

小金井市緑地保全及び緑化推進条例の一部を改正する条例

小金井市緑地保全及び緑化推進条例（昭和58年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）第2条第1項に規定する保存樹又は保存樹林及び同条第3項各号に掲げる樹木又は樹木の集団については、適用しない。

第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

（民間施設の緑化の指導等）

第20条 市長は、事業者に対し、市長の定める基準に基づき緑化の指導及び助言を行うことができる。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第23号資料1

小金井市緑地保全及び緑化推進条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(保全緑地の指定) 第6条 省略 2 前項の規定は、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和37年法律第142号)第2条第1項に規定する保存樹又は保存樹林及び同条第3項各号に掲げる樹木又は樹木の集団については、適用しない。</p> <p>(民間施設の緑化の指導等) 第20条 市長は、事業者に対し、市長の定める基準に基づき緑化の指導及び助言を行うことができる。</p> <p>(委任) 第21条 省略</p> <p>付 則 この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>(保全緑地の指定) 第6条 省略</p> <p>(委任) 第20条 省略</p>	<p>保全緑地の指定の適用に係る規定の追加 緑化の指導等に係る規定の追加 下の条の繰り上げ</p>

議案第23号資料2

小金井市緑化に関する指導等基準（案）

（趣旨）

第1条 この基準は、小金井市緑地保全及び緑化推進条例（昭和58年条例第13号。以下「緑化条例」という。）第18条から第20条までに規定する緑化に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築行為 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物を建築する行為をいう。
- (2) 敷地面積 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第2条第1項第1号に規定する敷地面積をいう。
- (3) 建築面積 政令第2条第1項第2号に規定する建築面積をいう。
- (4) 床面積 政令第2条第1項第3号に規定する床面積をいう。
- (5) 緑化面積 樹木等で覆われている部分の面積をいう。
- (6) 樹冠面積 樹木の枝葉（徒長枝を除く。）の広がりである樹冠を地表面に真上から投影した敷地面積をいう。
- (7) 高木 植栽時に樹高2メートル以上の樹木で、通常の成木の高さが3メートル以上あるものをいう。
- (8) 中木 植栽時に樹高1.2メートル以上の樹木で、通常の成木の高さが2メートル以上あるものをいう。
- (9) 低木 前2号に掲げる樹木以外で植栽時に高さ0.3メートル以上ある樹木又は竹（ササ類を除く。）をいう。
- (10) 生け垣 植栽時の樹高が0.6メートル以上の樹木を、四つ目垣その他これと同等の樹木と組み合わせ、かつ、樹木の葉が互いに触れ合う程度に密集して植栽したものをいう。
- (11) 地被植物 芝、リュウノヒゲ、ササ類、シダ類等の植物をいう。
- (12) ツル植物 ツタ類、カズラ類等の植物をいう。
- (13) 草花 1年草、2年草、多年草、宿根草等の植物をいう。
- (14) 屋上 建築物の屋根部分で出入り可能な部分（屋上駐車場及びルーフバルコニー等を含む。）をいう。

(15) 壁面 建築物の外壁部分で、地上面に対してほぼ垂直に設置された側面をいう。

(適用範囲)

第3条 この基準は、敷地面積が200平方メートル以上の建築行為で、小金井市まちづくり条例（平成18年条例第2号）第37条に規定する指定開発事業に該当しないものに適用する。ただし、建築行為のうち増築、改築又は移転を行う場合で、当該建築物に係る床面積の合計が50平方メートル未満の事業に該当する場合は、この限りでない。

(緑化の基準)

第4条 建築行為を行おうとする者（以下「事業者」という。）は、敷地面積から建築面積を除いた面積の20パーセント以上の緑化面積を確保するものとする。この場合において、緑化面積とは、原則として地面に植栽されている樹木、地被植物及び草花の植栽面積並びに樹冠面積の合計面積とする。

2 前項後段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる項目は、それぞれ当該各号に定める面積を緑化面積とすることができる。この場合において、算出に用いる数値は、当該緑化の完了時のものとする。

(1) 高木 1本当たり3平方メートルの円を樹冠面積とする。ただし、高さが3メートル以上のものについてはその高さの7割を直径とする円を樹冠面積とし、移植を含む既存樹木はその樹高を直径とする円を樹冠面積とする。

(2) 中木 1本当たり2平方メートルの円を樹冠面積とする。

(3) 生け垣 接道部の生け垣については、その延長に幅を乗じて得た面積とする。

(4) 屋上緑化 屋上に植栽された樹木等の緑化面積に0.75を乗じて得た面積とする。

(5) 壁面緑化 壁面に植栽されたツル植物の植栽延長に0.6を乗じて得た面積とする。

(6) 駐車場緑化 50パーセント以上が地被植物で覆われる形状の駐車場を対象として、当該駐車場の面積に0.5を乗じて得た面積とする。

3 前2項の規定にかかわらず、敷地の用途、形状その他の事情により緑化が困難と市長が認める場合は、この限りでない。

(計画書の提出)

第5条 事業者（市を除く。以下同じ。）は、建築行為を行う前に、あらかじめ緑化計画書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 緑化計画書には、案内図、緑化計画平面図（植栽面積、緑化延長及び樹高を記入

したものとする。)及び植栽樹木等一覧表(様式第2号)を添付するものとする。

(完了報告書の提出)

第6条 事業者は、緑化計画書に基づく緑化が完了したときは、速やかに緑化完了報告書(様式第3号)に必要な事項を記入し、市長に提出するものとする。

2 前項の緑化完了報告書には、緑化完了平面図及び緑化完了写真を添付するものとする。

(緑化の維持管理)

第7条 事業者又は事業者から新たに土地もしくは建築物の所有権を取得した者は、緑化条例第3条の規定に基づき、緑化計画書により整備した緑地の適正な維持管理に努めるものとする。

付 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

様式・・・省略

議案第24号

小金井市住宅増改築資金の融資に関する条例を廃止する条例

小金井市住宅増改築資金の融資に関する条例を別紙のように廃止する。

令和4年2月17日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

社会状況等の変化による利用者の減少を踏まえ、住宅増改築に係る公的支出の在り方を見直すことに伴い、本条例を廃止する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市住宅増改築資金の融資に関する条例を廃止する条例

小金井市住宅増改築資金の融資に関する条例（昭和53年条例第25号）は、廃止する。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第24号資料

小金井市住宅増改築資金融資あっせん制度の利用状況について

1 制度利用者の推移

年度	新規受付件数 (件)	年度	新規受付件数 (件)	年度	新規受付件数 (件)
S 5 3	2	H 5	1 7	H 2 0	1
S 5 4	2	H 6	1 1	H 2 1	1
S 5 5	1	H 7	7	H 2 2	1
S 5 6	1	H 8	4	H 2 3	0
S 5 7	7	H 9	3	H 2 4	1
S 5 8	1 0	H 1 0	3	H 2 5	0
S 5 9	1 6	H 1 1	4	H 2 6	0
S 6 0	7	H 1 2	5	H 2 7	0
S 6 1	5	H 1 3	2	H 2 8	0
S 6 2	8	H 1 4	1	H 2 9	0
S 6 3	1 4	H 1 5	2	H 3 0	0
H元	1 0	H 1 6	0	R元	0
H 2	7	H 1 7	0	R 2	0
H 3	6	H 1 8	3		
H 4	7	H 1 9	0		

2 減少の背景

- (1) 1人当たりの居住室面積の不足解消による増改築ニーズの低下
- (2) 建築基準法の改正等による増改築基準の厳格化
- (3) 低金利政策による金利の低下
- (4) 耐震、バリアフリー、環境配慮等の目的別助成制度の創設

議案第25号

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村は、東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3の規定に基づき、別紙のとおり東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を定める。

令和4年2月17日提出

小金井市長 西岡 真一郎

（提案理由）

後期高齢者医療の保険料について、保険料の軽減に係る経費を各区市町村の一般財源から分賦金として支弁することに伴い、規約変更を行う必要があるため、本案を提出するものであります。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

附則第5項中「令和2年度分及び令和3年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に、「令和2年4月1日現在」を「令和4年4月1日現在」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、令和4年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和3年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約新旧対照表

改正案	現行								
<p>附則</p> <p>5 令和4年度分及び令和5年度分の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" data-bbox="430 246 670 604"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td>100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント	<p>附則</p> <p>5 令和2年度分及び令和3年度分の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" data-bbox="430 728 670 1086"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td>100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント
項目	負担割合								
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント								
項目	負担割合								
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント								
<p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" data-bbox="1101 246 1340 604"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td>100パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント	<p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" data-bbox="1101 728 1340 1086"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td>100パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント
項目	負担割合								
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント								
項目	負担割合								
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント								

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求め
る経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、令和4年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、令和4年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和3年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求め
る経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、令和2年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

令和4年 第1回定例会

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

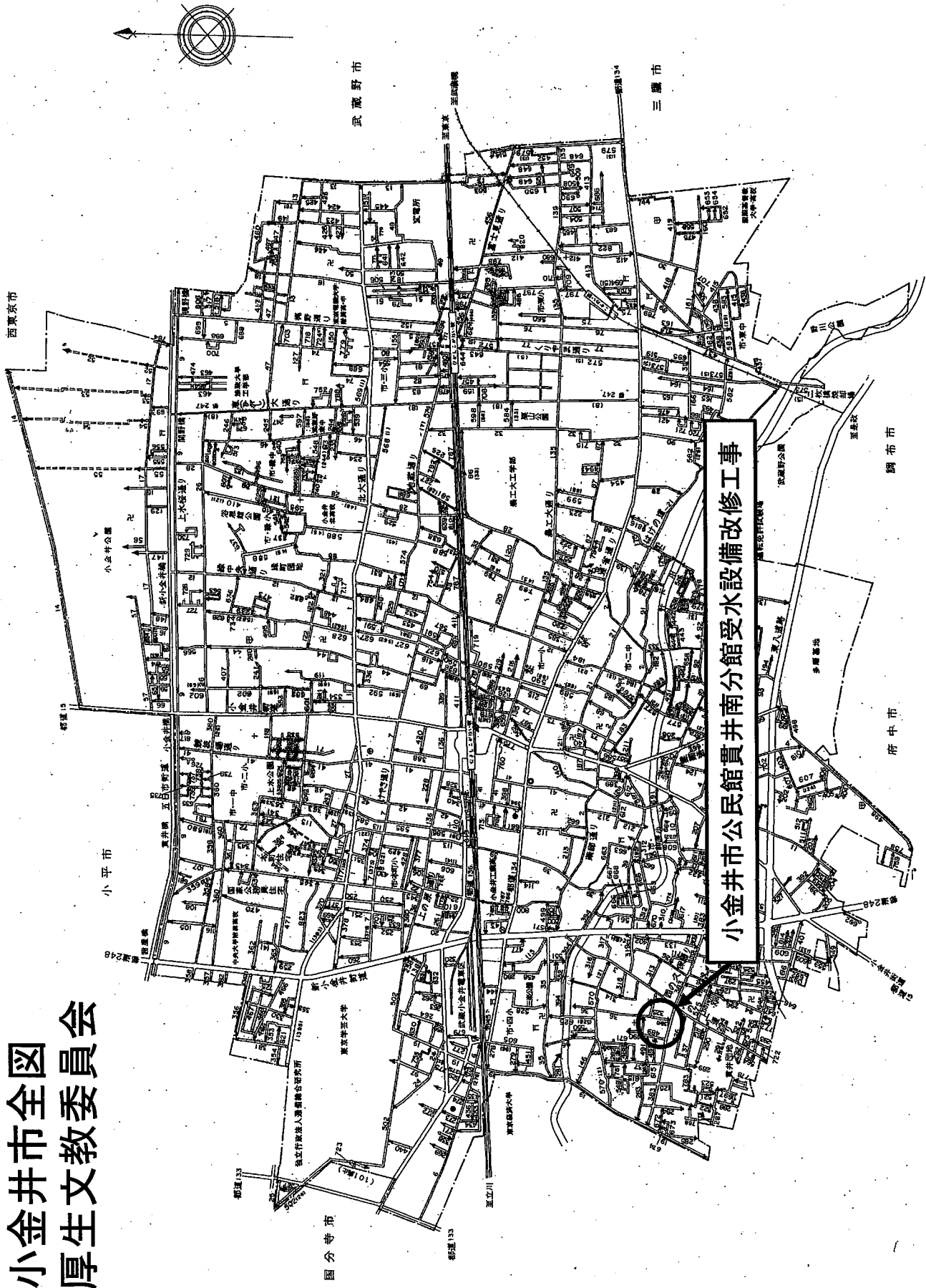
令和3年11月1日から
令和4年1月31日まで

厚生文教委員会

番号	契約番号	契約締結日	契約者名	契約金額(円)	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
1	7905-0	令和4年1月12日	小金井市公民館員井南分館受水設備改修工事 シンワプラント(有)	13,420,000	令和4年1月13日から 令和4年3月18日まで	高架水槽、給水管(トイレ系統を除く。)の全面改修工事	指名競争入札 8者	5

進捗率は、令和4年2月1日現在

小金井市全図 厚生文教委員会



小金井市民館員南分館受水設備改修工事

令和4年 第1回定例会

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

令和3年11月1日から
令和4年1月31日まで

建設環境委員会

番号	契約番号	契約締結日	契約者名	契約金額(円)	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
1	6871-0	令和3年11月18日	管路施設補修工事 管清工業(株) 西東京営業所	41,250,000	令和3年11月19日から 令和4年3月18日まで	接着補強型止水工 L=21.1m 鉄筋処理工 L=93.7m 防食被覆工 A=92.7m ²	制限付一般競争入札(総合評価方式)4者	50
2	7052-0	令和3年11月26日	市道第787号線歩道拡幅工事 新発田建設(株)	10,450,000	令和3年11月29日から 令和4年3月18日まで	歩道拡幅工事 L=33.5m 重立式擁壁工 L=43.9m 転落防止柵設置工 N=7基 照明灯移設工 L=70.3m 境石工 A=131.8m ² 歩道舗装工	制限付一般競争入札2者	27
3	7768-0	令和3年12月21日	武蔵小金井北第1自転車駐車場撤去工事 (株)明幸 中野支店	18,023,500	令和3年12月22日から 令和4年3月22日まで	自転車駐車場撤去 管理事務所撤去 外構撤去	制限付一般競争入札9者	5

進捗率は、令和4年2月1日現在

